

第3期名寄市 子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)

ここ
名寄で育って、名寄で育てて
よかったといえるまちを目指して



星・雪・きらめき
緑の里なよろ

令和7年3月

名寄市

はじめに

本市では、「^{ここ}名寄で育って、^{ここ}名寄で育ててよかったといえるまちをめざして」を基本理念に掲げ、市民の皆様が安心して子育てができ、子どもたちがのびのびと元気に、個々の持っている能力や創造力などを活かし健やかに成長できる環境づくりに取り組んでいます。



このたび、令和7年度から令和11年度までの「第3期名寄市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この計画では、これまでの施策の継承を図るとともに、国において令和5年に施行された「こども基本法」に基づき、こどもの意見を反映するため、市内の小中学生に対してアンケートを実施するなど、「子どもの最善の利益」を第一に考え、「こどもまんなか社会」を実現していくために必要な取組を盛り込みました。

急速な少子化や、新型コロナウイルス感染症によるつながりの希薄化などで、子育てを取り巻く環境は大きく変化していますが、本計画に基づき、妊娠期から出産、子育て期にわたり、途切れることなく必要な支援を進め、市民全体で子どもの権利を理解し尊重する社会の実現をめざしてまいります。

最後に、アンケート調査にご協力いただきました保護者や小中学生の皆様、貴重なご意見やご提言をいただきました「子ども・子育て会議」の委員の皆様、その他計画策定にご協力いただいた市民の皆様に、心からお礼申し上げます。引き続き、本計画の着実な推進に、一層のご協力をお願い申し上げます。

令和7年3月

名寄市長 加藤 剛 士

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	3
5 近年の国や社会の動向	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況	5
1 人口の推移と推計	5
2 世帯の状況	11
3 女性の就業状況	14
4 第2期子ども・子育て支援事業計画の推進状況の総括	16
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	19
1 計画の基本的な考え方	19
2 基本理念	19
3 基本目標	20
4 施策の体系	21
第4章 子ども・子育て支援策の展開	22
基本目標1 子どもと就労が両立できるまち	22
基本目標2 子どもと子育てが両立できるまち	27
基本目標3 生きる力が育まれるまち	36
基本目標4 みんなで子どもを育てるまち	41
基本目標5 こどもがのびのび育つまち	44
基本目標6 こどもの権利が尊重されるまち	48
第5章 子ども・子育て支援の目標値	52
1 「教育・保育施設の利用量」の見込みと確保内容	52
2 「地域子ども・子育て支援事業」等の量の見込みと確保内容	55
第6章 計画の推進	66
1 計画の推進体制	66
2 進捗状況の管理	66
3 各主体の役割	66

資料編	68
資料1 保護者アンケートの結果概要	68
資料2 小中学生アンケートの結果概要	87
資料3 用語解説	103
資料4 名寄市子ども・子育て会議委員名簿	107

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、次代の社会を担うこどもの健全な育成を支援する「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年策定の「次世代育成支援対策推進行動計画（前期）」、平成22年策定の「次世代育成支援対策推進行動計画（後期）」をそれぞれ5年推進したのち、子ども・子育て支援法の制定を受け、平成27年度から、次世代育成支援の内容も包含した「子ども・子育て支援事業計画」を推進し、令和6年度に「第2期子ども・子育て支援事業計画」が終了する予定です。

この間、国では、令和元年10月から2歳児までの非課税世帯と3～5歳児の世帯を対象とした幼児教育・保育の無償化など子育て施策の拡充を行い、本市においても、「お祝い用誕生もち助成事業」やこどもの遊び場「にこにこらんど」の設置、高校生年代までの医療費の無償化など、市の独自事業を進めていますが、令和5年の国の合計特殊出生率が1.20と過去最低を更新するなど、次世代の育成支援は、依然として、大きな社会問題となっています。

「第3期名寄市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」と言う。）は、こうした状況を踏まえ、保育所・幼稚園・認定こども園、地域子ども・子育て支援事業などの利用量の見込みとその提供体制の確保方策を定めるとともに、次世代育成支援施策の継承・発展の方向を位置づけるために策定します。

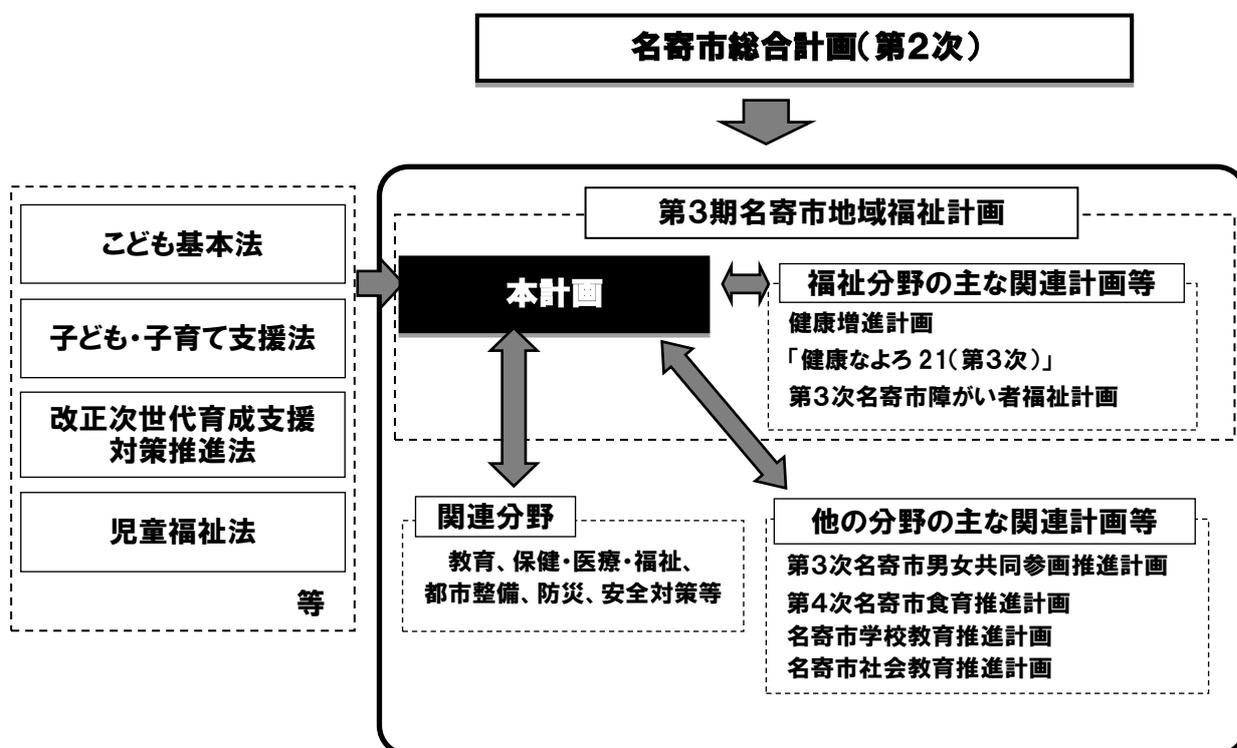
※「こども」の表記の使い分けについて

「こども」「子ども」「子供」の言葉は、法令等での用法に沿って記載し、準拠する法令がないケースでは、「こども」と記載します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。名寄市総合計画（第2次）などの上位計画や関連計画と整合を図りながら策定します。

■本計画の関連計画



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5か年です。

■計画の期間

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期名寄市子ども・子育て支援事業計画 (2020~2024)					第3期名寄市子ども・子育て支援事業計画 (2025~2029)				

4 計画の策定体制

(1) 「ニーズ調査」の実施

本計画を策定するにあたり、子育て支援に関する事業の利用状況や今後の利用希望などを把握するため、令和6年1月に、就学前児童の保護者と小学生の保護者を対象とした「子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

■ 「子育て支援に関するニーズ調査」の配布・回収の状況

対 象	配布数	回収数	回収率	[参考] 平成31年調査の回収率
就学前児童の保護者	807	409	50.7%	47.8%
小学生の保護者	838	371	44.3%	43.4%

(2) 「こどもアンケート」の実施

こども基本法に基づき、こどもの意見を計画に反映させるため、令和6年11月に、こどもの権利に関することや名寄市をどんなまちにしたいか等について、市内の小中学生を対象に「こどもアンケート」を実施しました。

■ 「こどもアンケート」の配布・回収の状況

対 象	配布数	回収数	回収率
小学生	1,108	1,082	97.7%
中学生	547	450	82.3%

(3) 「子ども・子育て会議」の開催

本計画の策定にあたって、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「名寄市子ども・子育て会議」で内容などの審議を行いました。

当会議は、市内の保護者や子ども・子育て支援事業者、学識経験者などにより構成されており、本市における特定教育・保育施設の利用定員の設定、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制など、業務の円滑な実施に関する計画内容の点検とその評価を行います。

(4) パブリックコメントの実施

計画案をホームページなどに掲示し、意見募集を行う「パブリックコメント」を令和7年2月13日から3月14日にかけて実施しました。意見はありませんでした。

5 近年の国や社会の動向

平成27年の子ども・子育て支援法の施行以降、相談支援体制の充実を図るための「子育て世代包括支援センター」、「子ども家庭総合支援拠点」の設置など、様々な制度改革が行われてきました。

令和5年のこども基本法の施行を受け、「こども大綱」、「こども未来戦略」が策定されるとともに、「市町村こども家庭センター」、「乳児等通所支援事業（こども誰でも通園制度）」、「子ども・子育て支援金制度」などの新たな制度が創設されています。

■近年の国や社会の動向

平成27年	◇子ども・子育て支援法の施行(子ども・子育て新制度の創設、「市町村第1期子ども・子育て支援事業計画」の策定)
平成29年	◇改正児童福祉法等の施行 (「市町村母子健康包括支援センター」(平成30年から「市町村子育て世代包括支援センター」)、「市町村子ども家庭総合支援拠点」の制度化(令和6年に「市町村こども家庭センター」に一本化))
令和元年	◇子ども・子育て支援法改正(幼児教育・保育の無償化の実施、「市町村第2期子ども・子育て支援事業計画」の策定) ◇成育基本法の施行
令和3年	◇「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定 (「こどもまんなか社会」の実現を目指す) ◇成育医療等基本方針の閣議決定
令和5年	◇こども基本法施行、こども家庭庁創設 ◇「こども大綱」の閣議決定 (従来の国の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ねた、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定める大綱) ◇「こども未来戦略」の閣議決定 (「若者・子育て世代の所得を増やす」「社会全体の構造や意識を変える」「すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」の3つを柱に重点的に国が進めていく戦略)
令和6年	◇改正児童福祉法等の施行 (「市町村こども家庭センター」、「地域子育て相談機関」、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」の制度化) ◇国のこどもまんなか実行計画2024の策定 ◇子ども・子育て支援法等の一部改正法の施行 (すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充(「乳児等通所支援事業(こども誰でも通園制度)」、医療保険者から納付金を徴収する「子ども・子育て支援金制度」の創設など))

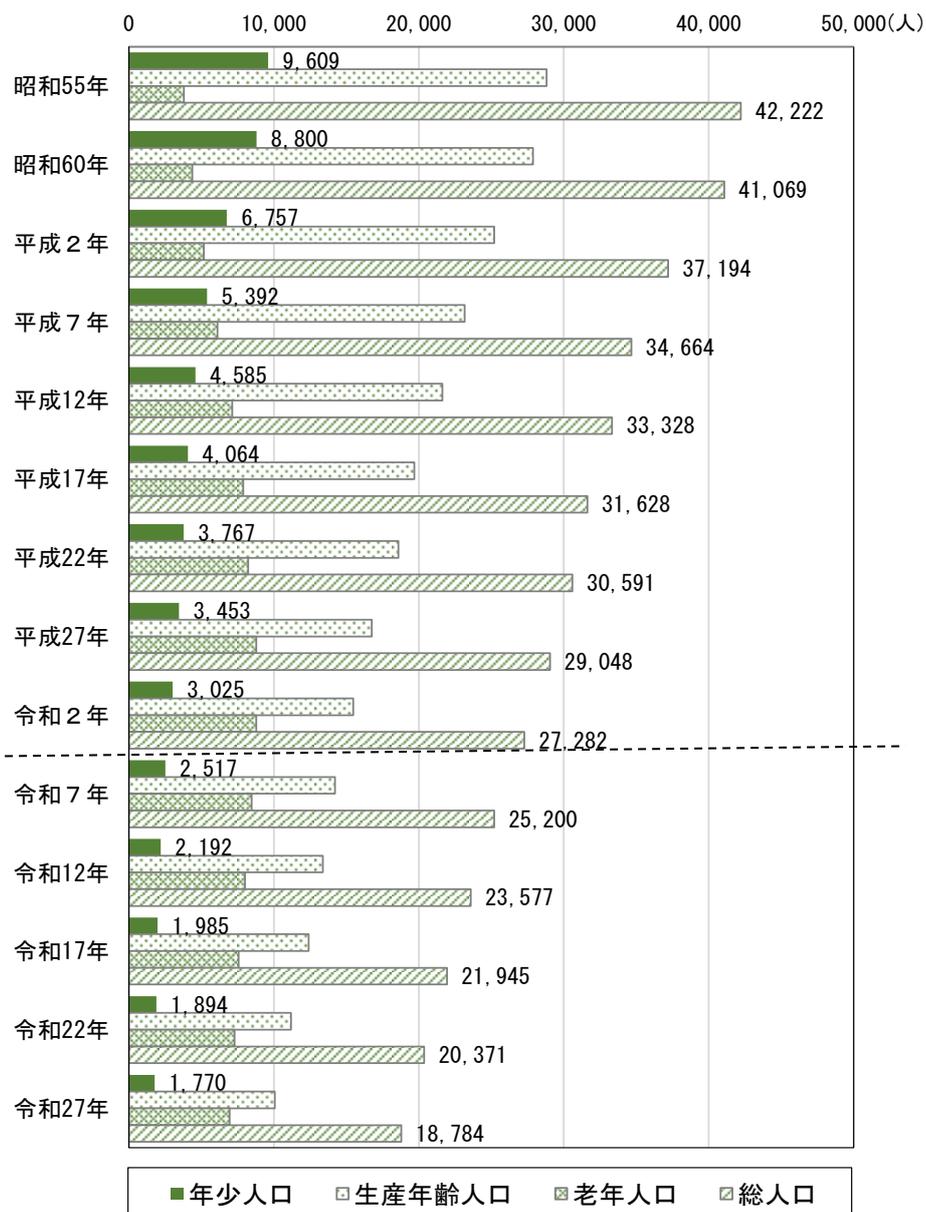
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1 人口の推移と推計

(1) 国勢調査による人口の推移と推計

令和2年国勢調査による本市の総人口は27,282人、年少（0～14歳）人口は3,025人で、年少人口比率は11.1%となっています。人口、年少人口ともに減少傾向にあり、今後もその傾向が続くと推計されます。

■人口の推移と推計



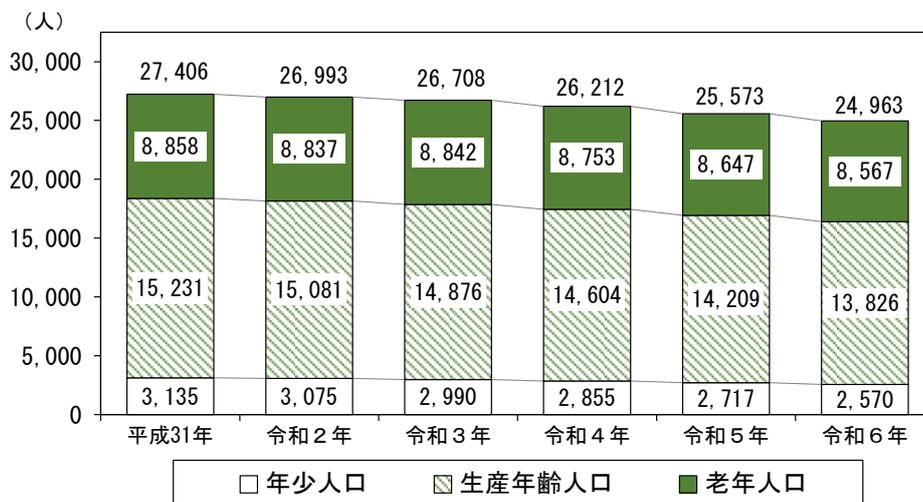
資料：昭和55～令和2年は国勢調査。令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所の令和6年6月推計。平成17年以前は旧風連町と旧名寄市の合算

(2) 住民基本台帳による人口の推移と推計

令和6年3月末現在の住民基本台帳による本市の総人口は24,963人、年少（0～14歳）人口は2,570人で、年少人口比率は10.3%となっています。

また、住民基本台帳ベースでのこどもの人口の推計は、次表のとおりです。

■近年の人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末）

■計画期間におけるこどもの人口の推計

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	126	124	119	119	116
1歳	123	125	123	118	118
2歳	139	118	120	118	113
3歳	149	136	115	117	115
4歳	137	144	132	111	112
5歳	152	134	141	129	108
6歳	174	147	129	136	124
7歳	189	168	143	125	132
8歳	160	185	164	140	122
9歳	184	154	179	158	136
10歳	183	180	151	175	155
11歳	170	180	176	148	171
12歳	198	165	176	171	144
13歳	192	197	164	175	170
14歳	175	189	194	161	172
15歳	177	169	182	187	155
16歳	183	169	162	174	180
17歳	181	181	167	160	172
0～2歳	388	367	362	355	347
0～5歳	826	781	750	712	682
1～2歳	262	243	243	236	231
3～5歳	438	414	388	357	335
6～8歳	523	500	436	401	378
9～11歳	537	514	506	481	462
12～14歳	565	551	534	507	486
15～17歳	541	519	511	521	507

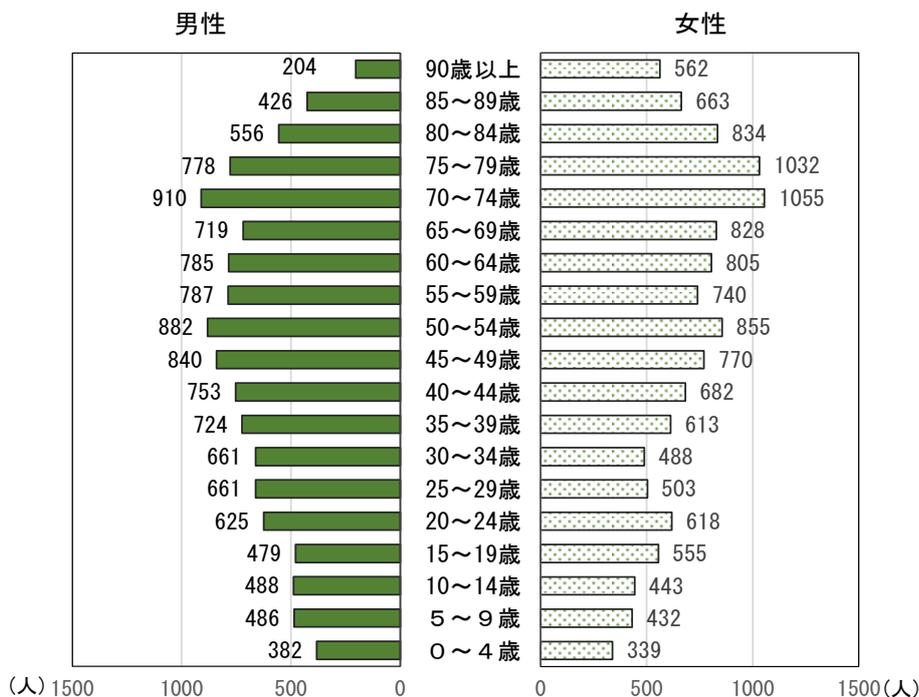
資料：住民基本台帳（各年3月末）をもとにコーホート変化率法により推計

(3) 住民基本台帳による人口構造

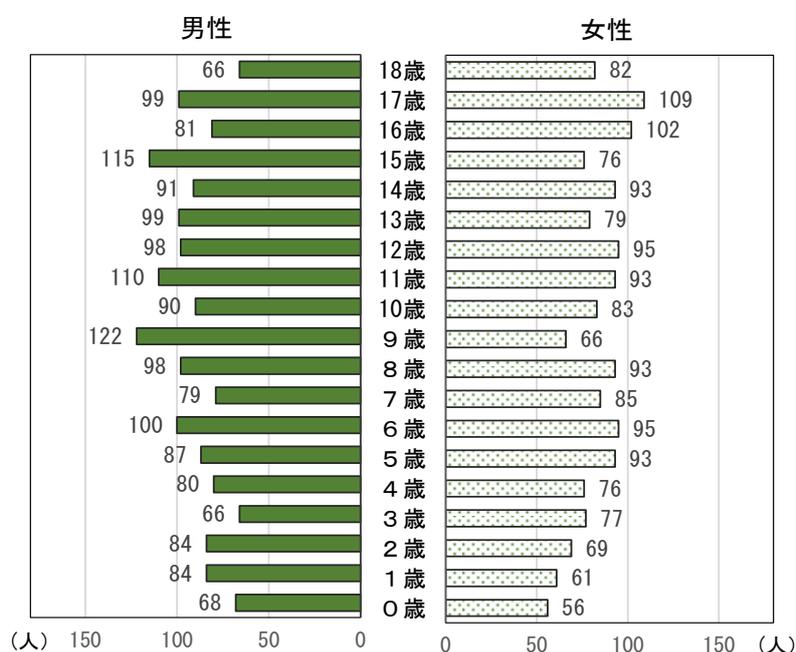
令和6年3月末現在の住民基本台帳による本市の人口ピラミッドは、全体では団塊世代を含む70代と団塊ジュニア世代を含む50歳前後の層の人口が多く、20歳前後と65歳以上を除く各年齢層で女性が男性に比べ少なくなっています。

また、18歳以下の1歳階級別でみると、年齢により増減がありますが、4歳以下が少ない傾向となっています。

■人口ピラミッド（性別・5歳階級別）



■18歳以下の人口ピラミッド（性別・1歳階級別）



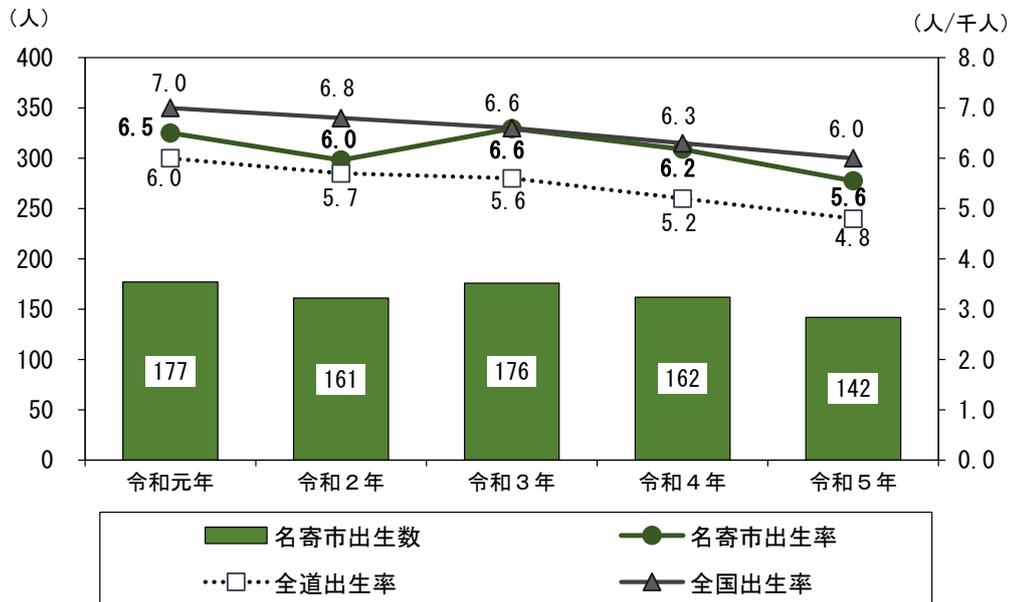
資料：ともに住民基本台帳（令和6年3月末現在）

(4) 出生の状況

本市の令和5年の出生数は142人で、人口千人当たりの出生率は5.6となっており、全道平均より高く、全国平均より低くなっています。

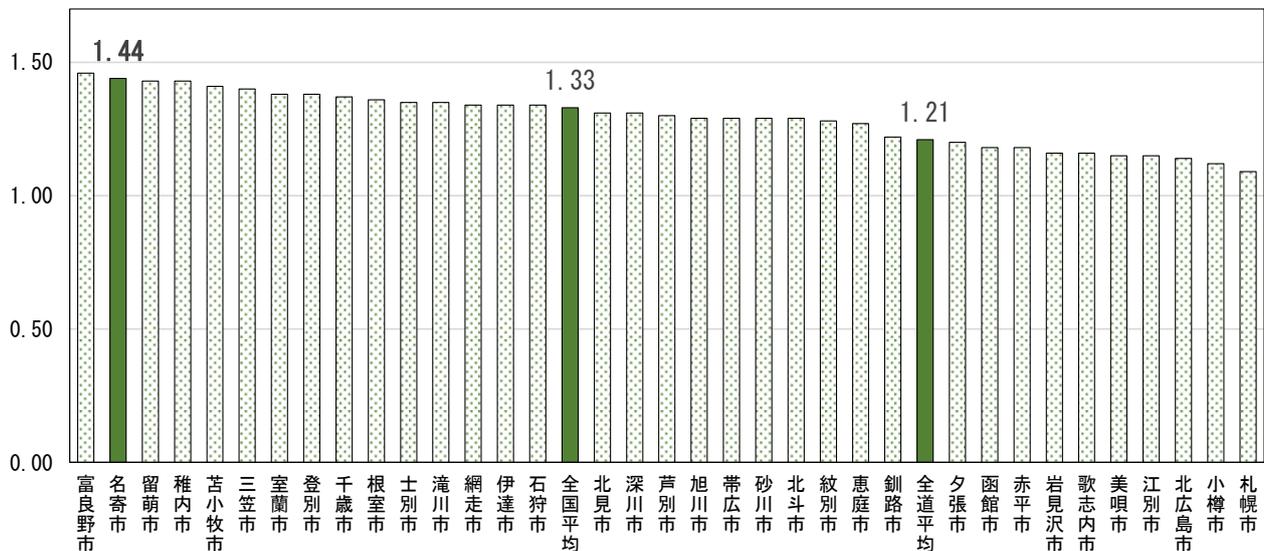
また、平成30年～令和4年平均の合計特殊出生率は1.44で、北海道内で富良野市に次いで2番目に高くなっています。

■ 出生数と出生率の推移



資料：人口動態統計（各年1～12月）

■ 道内35市の合計特殊出生率の比較



資料：人口動態統計特殊報告（平成30～令和4年の値） ※全道には、町村は含まない。

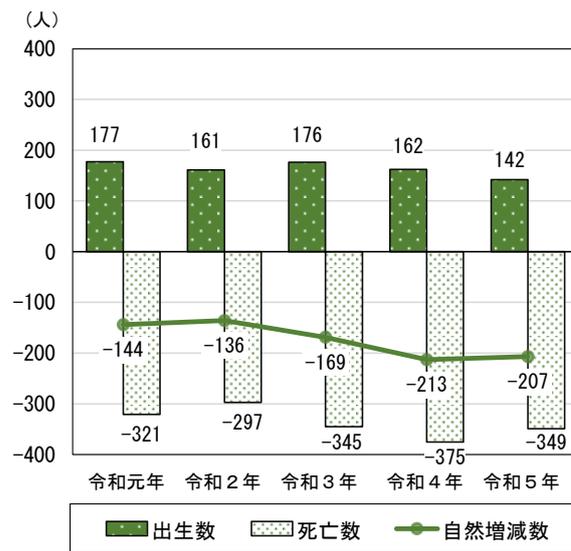
(5) 人口動態の推移

人口動態とは、自然動態（出生・死亡）と社会動態（転入・転出）を合わせた人口の動き（増減）のことを言います。

本市では、自然動態、社会動態ともに減少で推移しています。

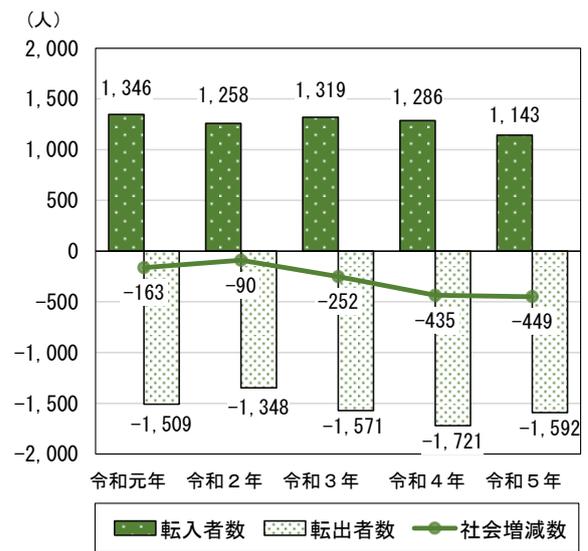
また、令和5年の5歳階級別の転入と転出をみると、15～19歳と60～64歳のみ転入が転出を上回っていますが、これ以外の年齢区分は転出が多く、特に20～24歳が多くなっています。

■ 自然動態の推移



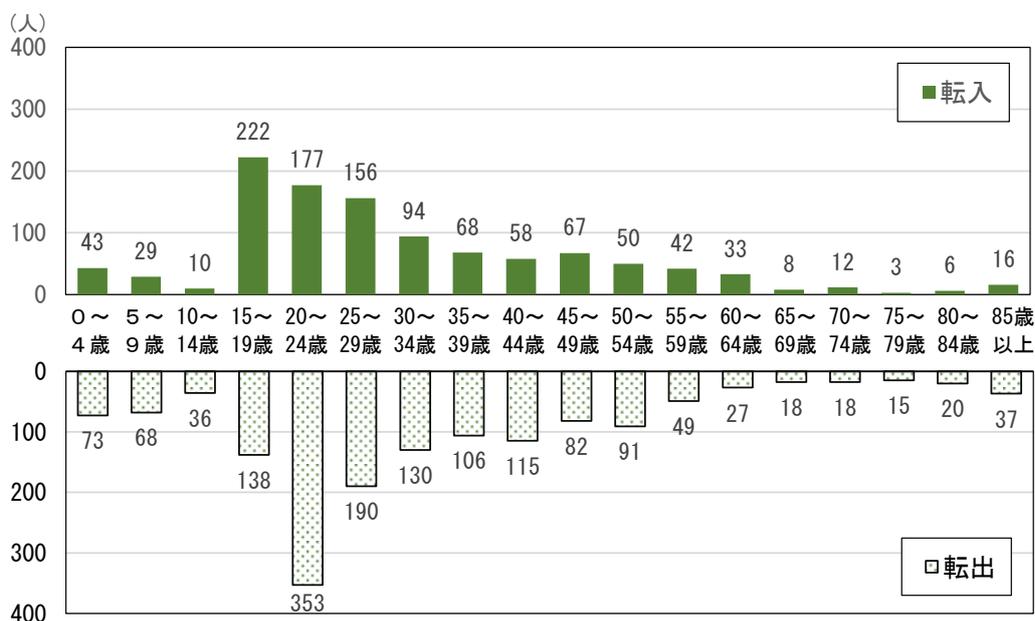
資料：人口動態統計

■ 社会動態の推移



資料：人口動態統計

■ 5歳階級別転入と転出の状況（令和5年）



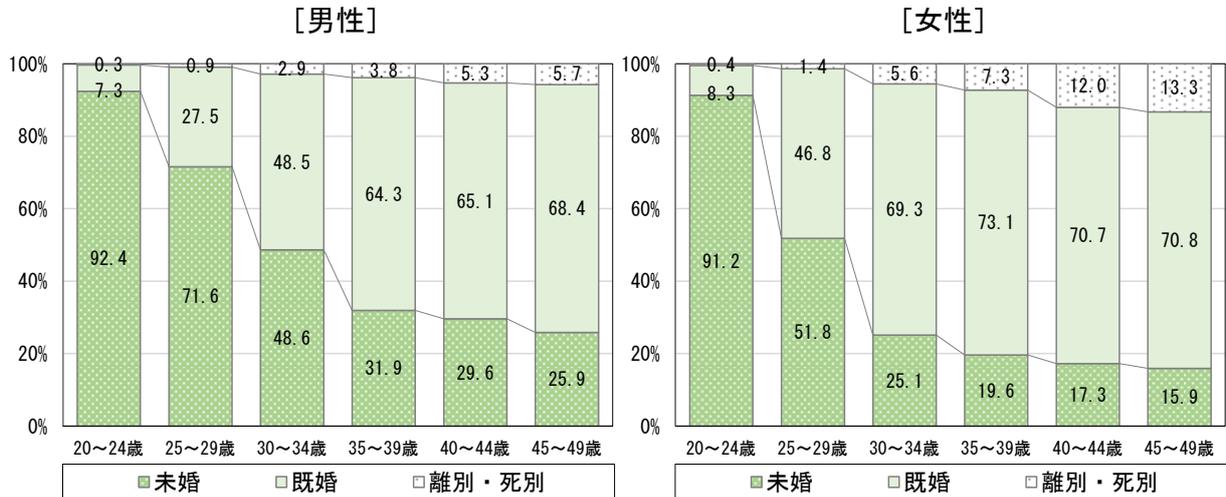
資料：住民基本台帳人口移動報告（令和5年）

(6) 婚姻の状況

令和2年国勢調査によると、性別・年齢5歳階級別の婚姻の状況では、本市の30～34歳の未婚率は男性で約5割、女性でも約3割あり、晩婚化の状況がみとれますが、全国平均よりは低くなっています。

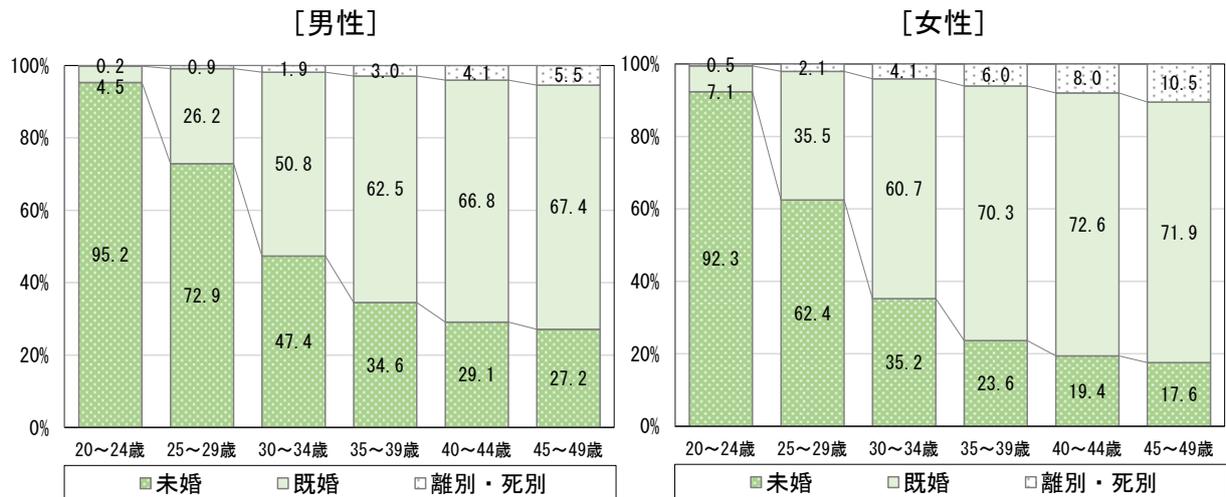
また、離別・死別者の割合は、45～49歳の男性で5.7%、女性で13.3%などとなっており、女性は全国平均より高い傾向がみられます。

■本市の性別・年齢5歳階級別の婚姻状況



資料：令和2年国勢調査（配偶関係不詳者を除き集計）

■全国平均の性別・年齢5歳階級別の婚姻状況



資料：令和2年国勢調査（配偶関係不詳者を除き集計）

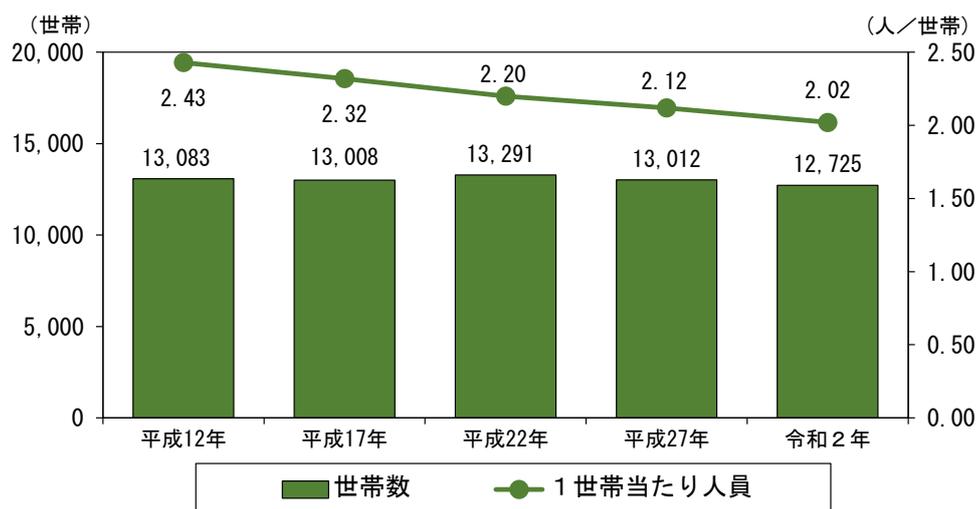
2 世帯の状況

(1) 国勢調査による世帯数の推移

国勢調査による本市の一般世帯数（総世帯数から施設居住者を除いたもの）は、多少の増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移していましたが、令和2年には13,000世帯を割っています。1世帯あたり人員は減少を続け、令和2年には2.02人となっています。

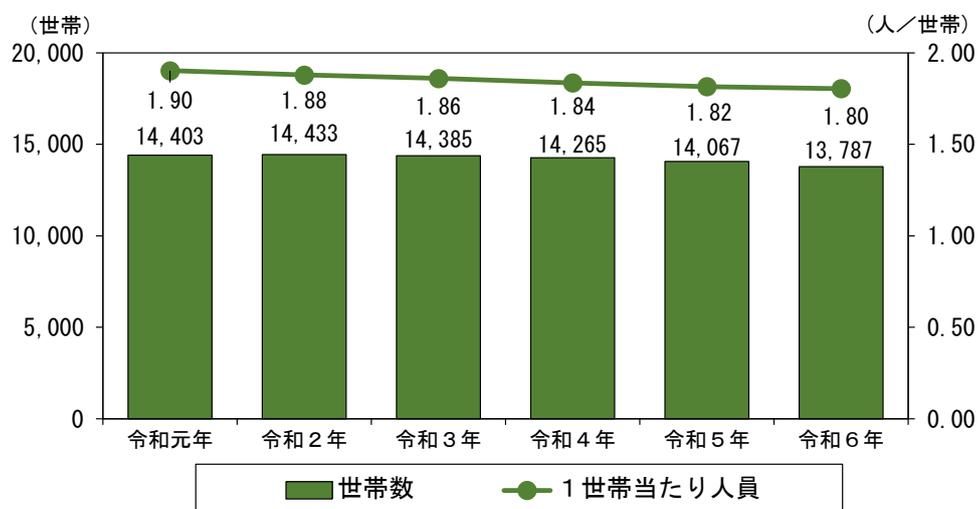
令和6年9月末現在の住民基本台帳による本市の世帯数は13,787世帯で、1世帯あたり人員は1.80人となっています。

■国勢調査による一般世帯数の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）

■住民基本台帳による近年の世帯数の推移



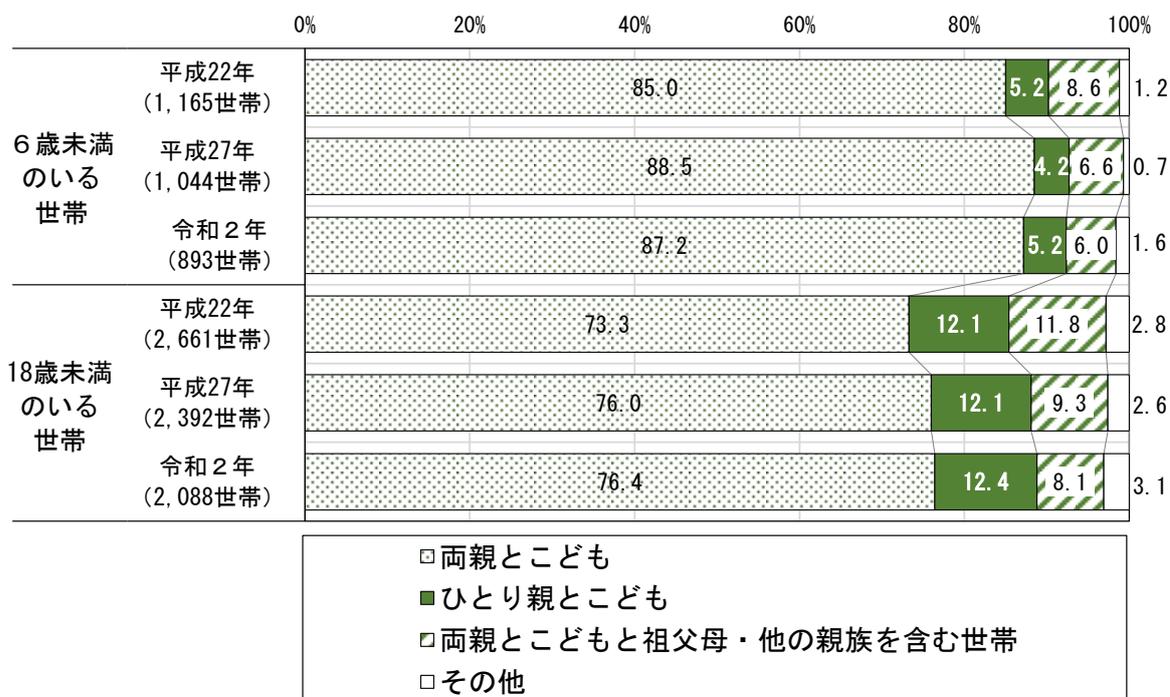
資料：住民基本台帳（各年9月末）

(2) こどものいる世帯の推移

国勢調査により、「6歳未満のこどものいる世帯」の数、「18歳未満のこどものいる世帯」の数の推移をみると、ともに減少を続け、令和2年には「6歳未満のこどものいる世帯」が893世帯、「18歳未満のこどものいる世帯」が2,088世帯となっています。

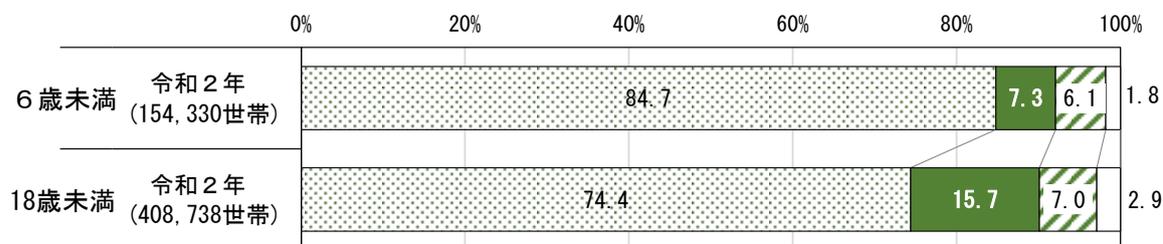
そのうち、「ひとり親とこどもの世帯」の割合は、令和2年の「6歳未満のこどものいる世帯」では5.2%、「18歳未満のこどものいる世帯」では12.4%で、全道平均より低い状況です。

■こどものいる世帯の世帯類型別割合の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）

■こどものいる世帯の世帯類型別割合（全道平均／令和2年）



資料：国勢調査（10月1日）

(3) ひとり親世帯の状況

令和2年国勢調査によると、本市の一番下の子が19歳以下の母子世帯は231世帯、父子世帯は29世帯となっています。そのうち、母と子のみの世帯は162世帯、父と子のみの世帯は14世帯で、一番下の子が0～5歳と小さいケースもみられます。

■一番下の子の年齢区分別ひとり親世帯数（令和2年）

区分	合計	0～5歳	6～11歳	12～19歳
母と子のみの世帯	162	23	44	95
父と子のみの世帯	14	2	4	8
合計	176	25	48	103

区分	合計	0～5歳	6～11歳	12～19歳
他の世帯員との同居も含む母子世帯	231	45	63	123
他の世帯員との同居も含む父子世帯	29	5	9	15
合計	260	50	72	138

資料：令和2年国勢調査

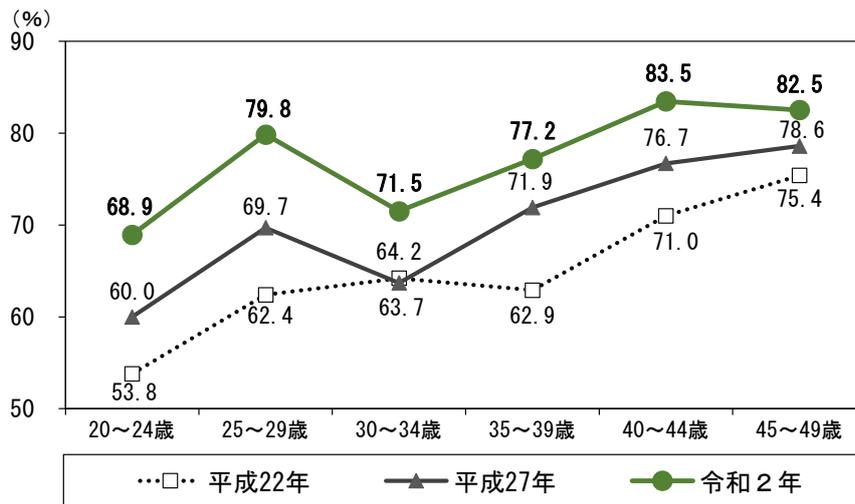
3 女性の就業状況

(1) 女性の就業率の推移

国勢調査により女性の年齢区別の就業率の推移をみると、令和2年はどの年齢区分も平成22年、平成27年に比べ高くなっており、女性の就業率が上昇している状況がみてとれます。

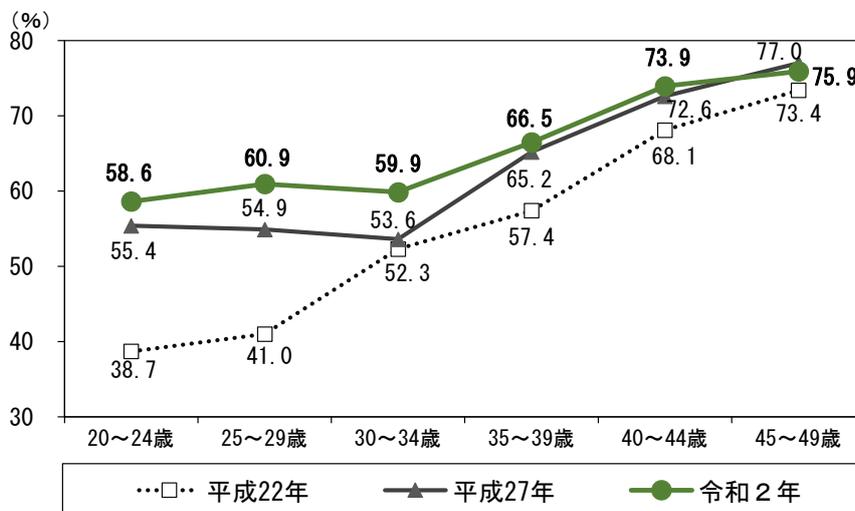
有配偶者のみの就業率の推移は、20～34歳の若い層では上昇傾向にありますが、35歳以上の層では平成27年と令和2年はほぼ同程度となっており、結婚しても就業を続けることを選ぶ女性が増えている状況がみてとれます。

■女性の年齢区別就業率の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）

■女性の有配偶者の年齢区別就業率の推移



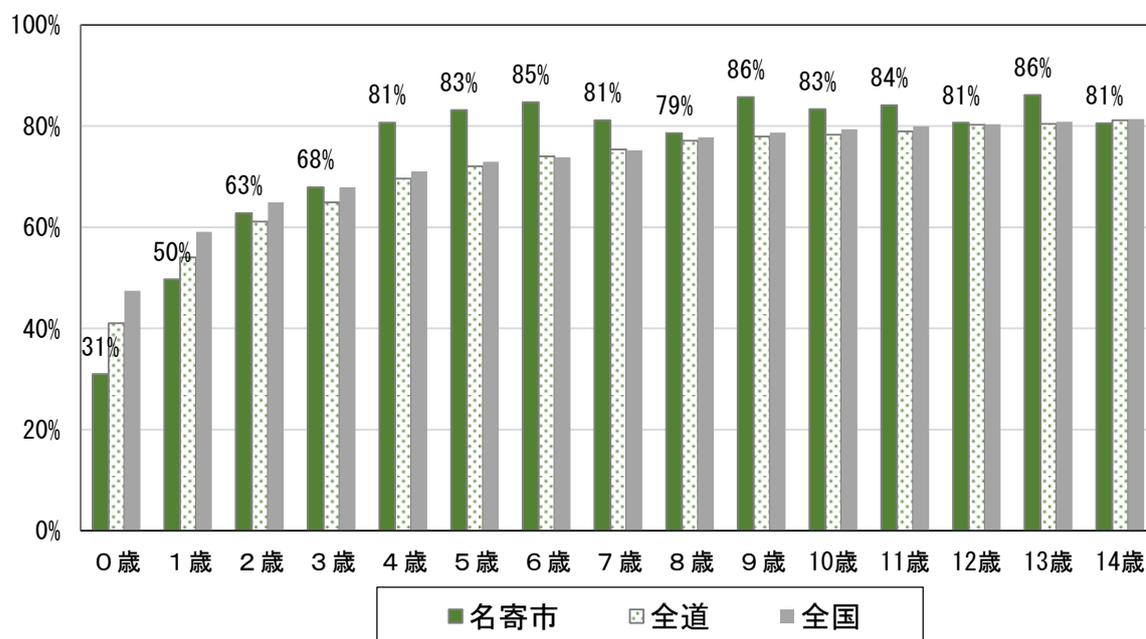
資料：国勢調査（各年10月1日）

(2) 出産後の女性の就業状況

令和2年国勢調査によると、「一番下の子」の年齢ごとにみた女性の就業率は、「一番下の子」が0歳の31%から4歳の81%まで上昇し、以降は80%前後で推移しています。

また、本市の女性の就業率は、一番下の子が0歳と1歳では全道平均や全国平均と比べ低いものの、2歳以降では全道平均や全国平均より高位に推移しています。

■ 「一番下の子」の年齢ごとにみた女性の就業率



資料：令和2年国勢調査（夫婦世帯のみで、ひとり親は含まない。）

4 第2期子ども・子育て支援事業計画の推進状況の総括

第2期名寄市子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度）では、6つの基本目標のもと、17本の基本施策を推進しました。その推進状況は、以下のとおりです。

「基本目標1 子どもと就労が両立できるまち」の推進状況

1-1 多様な保育サービスの充実

- ・オンライン研修の活用により、保育士の研修機会を増やすことで資質の向上を図りました。
- ・ショートステイ事業については、令和3年度から、美深町の児童養護施設を受入施設として確保しました。
- ・老朽化する公立保育所3か所のうち、2か所を統廃合する形で、令和6年4月に市立認定こども園を開園するなど、保育施設の充実を進めました。
- ・夜間保育・休日保育については、保育人材不足などから実施はできませんでした。
- ・病後児保育事業の周知を図るため、保護者向けにチラシを配布し、毎年度数件の利用登録はありましたが、実際の利用はありませんでした。

1-2 放課後児童対策の充実

- ・令和4年度にはすべての児童クラブにエアコンを設置するなど、環境整備に努めました。
- ・民間学童保育所に対し、学童保育所管理運営事業補助金を拡充し、安定した施設運営と保育料（使用料）減額などの負担軽減を図りました。

1-3 子どもと就労しやすい就労環境の整備

- ・労働実態調査により各事業所の労働環境の調査を行い、集計結果を周知するとともに、国や道のパンフレット等を活用し、周知・啓発を行いました。
- ・令和6年4月1日時点における保育所等の待機児童は0人となりましたが、年度途中の育児休業期間終了等に伴う入所希望については、保育士不足により対応できませんでした。

「基本目標2 子どもが支えられるまち」の推進状況

2-1 情報提供・相談の充実と交流の推進

- ・相談体制の充実として、母子保健部門の拠点である「子育て世代包括支援センター」と児童福祉部門の拠点である「子ども家庭総合支援拠点」を整備し、妊娠期から出産子育てに関する不安や悩みのほか、児童虐待などの相談に対応しました。
- ・インターネットによる相談体制では、市の代表メールや公式LINEを通じた相談等に対応してきましたが、件数は少数にとどまっています。

2-2 健康づくりの推進

- ・従来からの母子保健事業に加え、委託助産師が心身のケア等を行う「産後ケア事業」や、妊娠届出時の面談の際とこんにちは赤ちゃん訪問実施時に応援給付金を給付する「出産・子育て応援事業」など、新たな取組を実施しました。
- ・名寄市立総合病院では、365日・24時間、小児医療を受診できる体制を維持してきました。

2-3 障がい児・家庭への支援の充実

- ・市内の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所では、支援を要することにも対し療育の場を提供するとともに、各種研修の受講など職員のスキルアップを図り療育内容の充実に努めました。

2-4 ひとり親家庭への支援の充実

- ・母子・父子自立支援員等による相談支援や、児童扶養手当をはじめとする経済的支援により、ひとり親家庭の不安・負担の軽減に努めました。

「基本目標3 生きる力が育まれるまち」の推進状況

3-1 生きる力を育てる教育の推進

- ・名寄市学校教育推進計画に基づき、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育てるため、「コミュニティ・スクール」の理念による地域学校協働活動、「GIGAスクール構想」に沿った一人1台端末による情報教育、「インクルーシブ教育システム」の構築を目指した特別支援教育などを進めてきました。

3-2 多様な体験活動の推進

- ・体験教育・体験保育の推進では、各幼児教育・保育施設において多様な体験活動に取り組みるとともに、社会教育施設において小さな自然観察クラブや子ども写生会など様々な活動機会の提供に努めました。

「基本目標4 みんなでこどもを育てるまち」の推進状況

4-1 男女共同参画の推進

- ・名寄市男女共同参画推進計画に基づき、セミナーやパネル展、「名寄市男女共同参画推進事業者等表彰」などの各種事業を通じて啓発活動を進めました。

4-2 地域子育て力の向上

- ・子ども会の活動等を行う町内会への補助などにより、地域住民の子育て支援活動の活性化に努めました。

- ・援助を受けることを希望する「依頼会員」と援助を行うことを希望する「援助会員」の相互援助であるファミリー・サポート・センター事業を継続して進めました。

「基本目標5 こどもがのびのび育つまち」の推進状況

5-1 こどもや子育てにやさしい生活環境の整備

- ・令和5年度にA1活用型オンデマンドバス「のるーと名寄」の運行を開始するなど、生活環境整備に努めました。

5-2 一生懸命遊べる場の充実

- ・スポーツセンターの電源設備・トイレ・暖房機器の大型改修や、健康の森屋外遊具施設の改修、こども用屋内遊戯施設「にこにこらんど」の開設（令和3年12月）など、遊び場・活動の場の充実に努めました。

「基本目標6：こどもの権利が尊重されるまち」の推進状況

6-1 こどもたちが安心して生きるための支援

- ・こどもたちが健康に育つための支援として、未就学児の入院・通院と小学生の入院に係る医療費の無償化に取り組んできましたが、令和2年10月からは小学生の通院を、令和6年10月からは中学生と高校生の入院・通院に係る医療費についても無償化としました。

6-2 こどもたちが虐待や犯罪から守られる支援

- ・児童虐待防止に向け、毎年11月の防止月間に街頭啓発活動に取り組みました。また、要保護児童対策地域協議会のケース会議を随時開催し、虐待防止に努めました。

6-3 こどもたちが平等で自分らしく育つ支援

- ・令和元年10月から始まった「幼児教育・保育の無償化」により、3歳以上児の保育料（利用者負担額）が無償化となりました。また、令和3年4月からは、「多子世帯の保育料（利用者負担額）軽減支援事業」に取り組みました。

6-4 こどもたちの意見反映や参加するための支援

- ・こどもたちが自分の考えやアイデアを発表する「ふるさと未来トーク」の取組や、令和5年4月に施行したこども基本法に基づき、第3期子ども・子育て支援事業計画策定に向けた「こどもアンケート」を行い、こどもの権利についての啓発と市政への意見聴取を行いました。

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 計画の基本的な考え方

子ども・子育て支援は、こどもの権利条約の基本原則である「子どもの最善の利益」が実現される地域社会を目指すものであり、こどもの視点に立ち、こどもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。

また、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性の高いこどもやその家族を含め、すべてのこどもや子育て家庭を対象とするものであり、身近な地域において、法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、関連する諸制度との連携を図る必要があります。

この計画は、こども一人ひとりが本来持っている力を伸ばしながら、健やかな成長を等しく保障するため、令和7年度からの5か年における各施策・事業を進めていくためのものです。

2 基本理念

こ こ
名寄で育って、こ こ
名寄で育てて

『よかった』といえるまちを目指して

『ここで育って、ここで育ててよかったといえるまちを目指して』を継続して基本理念として掲げます。

名寄市民は、四季を通して自然との共生や約半年間にわたる雪の中での生活で、地域の人たちと交流しながら元気に暮らしています。名寄で暮らすこどもたちが、生き生きと成長し、「名寄で育ってよかった」といえるまち、また名寄でこどもを育てた保護者たちが、「名寄で育ててよかった」といえるまちをつくります。

3 基本目標

基本目標 1：子育てと就労が両立できるまち

保育サービスなどがきめ細かく提供され、勤め先でも子育てに対する理解が得られることで、保護者の負担軽減が図られ、安心して子どもを産み育てることができるまちを目指します。

基本目標 2：子育て家庭が支えられるまち

子どもたちとその保護者が、心身ともに健康で暮らせるまちを目指します。

また、障がいのある子どもとその保護者やひとり親家庭などが不安や悩みを抱え込むことなく、安心して暮らせるまちを目指します。

基本目標 3：生きる力が育まれるまち

名寄で暮らす子どもたちや、名寄を巣立っていく子どもたちが、皆、ふるさとへの誇りと人を思いやるやさしさを持ち、生きる力と生涯にわたって学び続ける意欲をもてるまちを目指します。

基本目標 4：みんなで子どもを育てるまち

家庭では家族全員が子育てに協力し合い、地域では住民が子育て世帯と協働し合い、地域社会全体で子どもを育てるまちを目指します。

基本目標 5：子どもがのびのび育つまち

恵まれた広大な自然に触れることで、子どもたちの興味や関心が無限に広がり、一生懸命に遊び、学び、のびのび育つまちを目指します。

基本目標 6：子どもの権利が尊重されるまち

家庭、地域、事業所、行政、関係機関などが互いに連携しながら子どもたちを見守り、子どもの権利を尊重しながら、安全で健やかに育つまちを目指します。

4 施策の体系

基本目標 1 子育てと就労が 両立できるまち	1-1 多様な保育サービスの充実
	1-2 放課後児童対策の充実
	1-3 子育てしやすい就労環境の整備
基本目標 2 子育て家庭が 支えられるまち	2-1 情報提供・相談の充実と交流の推進
	2-2 健康づくりの推進
	2-3 障がい児・家庭への支援の充実
	2-4 ひとり親家庭への支援の充実
基本目標 3 生きる力が 育まれるまち	3-1 生きる力を育てる教育の推進
	3-2 多様な体験活動の推進
基本目標 4 みんなで子どもを 育てるまち	4-1 男女共同参画の推進
	4-2 地域子育て力の向上
基本目標 5 こどもがのびのび 育つまち	5-1 こどもや子育てにやさしい生活環境の整備
	5-2 一生懸命遊べる場の充実
基本目標 6 こどもの権利が 尊重されるまち	6-1 こどもたちが安心して生きるための支援
	6-2 こどもたちが虐待や犯罪から守られる支援
	6-3 こどもたちが平等で自分らしく育つ支援
	6-4 こどもたちが意見発表や参加するための支援

第4章 子ども・子育て支援策の展開

基本目標1 子育てと就労が両立できるまち

保育サービスなどがきめ細かく提供され、勤め先でも子育てに対する理解が得られることで、保護者の負担軽減が図られ、安心して子どもを産み育てることができるまちを目指します。

1-1 多様な保育サービスの充実

■施策目標

市や民間事業者、住民など様々な主体が、多様な保護者ニーズに対応したきめ細かいサービスの充実に努めます。

■主要施策

(1) 多様なニーズに対応した保育の充実

認定こども園、保育所において、低年齢児保育、延長保育、一時保育をはじめ、多様な保育サービスの充実に努めます。

主要施策	具体的な取組
低年齢児保育の充実	増加する低年齢児（0～2歳）の保育ニーズに対応するため、保育士確保方策として就職支援給付金事業や宿舍借り上げ支援事業に取り組んだ結果、令和6年度当初では待機児童はいませんでした。年度途中の入所希望に対応できるほどの保育士確保には至っていません。 今後も、産休明けや育児休業明けの年度途中入所希望者の増加に対し、受入ができるよう、保育士確保に向けた取組の充実に努めます。
一時保育の実施	保護者などが一時的・緊急的に保育できなくなった場合に保育所などで預かる制度で、名寄市東保育所、認定こども園風連幼稚園、どろんこ保育園の3か所で実施しており、今後も継続していきます。
延長保育の充実	19時以降の預かりについては、ファミリー・サポート・センター事業の活用や夜間養護等（トワイライトステイ）事業の実施の検討を行います。
病後児保育の充実	病後児保育事業の利用ニーズが少ないことから、事業の見直しなど検討を進めます。

主要施策	具体的な取組
乳児等通所支援事業（こども誰でも通園制度）の実施	保護者の就労要件を問わず、0～2歳児が保育所等で保育を受けられる「乳児等通所支援事業（こども誰でも通園制度）」について、保育士確保に向けた取組の充実など円滑な提供体制の構築に努めます。
幼稚園型保育の活用	令和8年度から新たに始まる「乳児等通所支援事業（こども誰でも通園制度）」を活用し、幼児教育施設における在園児以外の一時的預かりについて検討していきます。
夜間保育・休日保育の充実	保育士確保が難しく、年度途中の受入ができない状況が続いており、夜間保育・休日保育は実施できていません。 保護者ニーズを踏まえながら、民間事業所と連携し実施について検討していきます。
トワイライトステイ事業の検討	保護者の夜間勤務や休日勤務などにより、児童養護施設などで児童を預かり生活指導や夕食の提供を行う事業です。 市内に児童養護施設がないため、実施には至っていませんが、民間施設やファミリー・サポート・センター事業等での対応ができるのか検討していきます。
ショートステイ事業の検討	保護者の急病や育児疲れなどの解消などのため、一時的に児童養護施設などにおいて児童を預かる事業です。 レスパイトが必要な家庭のこどもを一時的に預かることができるよう、児童養護施設以外の受入先について、検討していきます。

（２）保育内容の向上

安心してこどもを預けられるよう、職員の資質の向上、保育施設の整備などにより、保育内容の向上を図ります。

主要施策	具体的な取組
保育士などの資質向上	オンライン研修が充実し、研修を受講しやすい環境となったことから、より多くの保育士が研修を受講することができました。 今後も各種研修会などへの参加を通じて、保育士などの資質の向上に努めます。
保育所地域活動事業の推進	地域との交流の中で見守られながら成長することは、社会性を身に付けることにつながることから、今後も地域の協力を得ながら保育の向上と地域との交流を図ります。
保育施設の充実	公立保育所3か所のうち、2か所を統廃合する形で、令和6年4月に市立認定こども園が開園しました。 残る公立保育所1か所についても老朽化していることから、少子化の動向やニーズ量を把握しながら、早期改築に努めます。

主要施策	具体的な取組
へき地保育所の維持	地域住民の協力を得ながら、へき地保育所を運営しています。 今後も地域の協力を得ながら維持されるよう努めます。
食育の推進	地域の農産物を活用した献立のほか、手作りおやつを提供を行うとともに、収穫体験や調理体験を通じて食育を推進します。

(3) 教育・保育費用の負担軽減

諸制度の活用や、国などへの要望により、認定こども園や幼稚園、保育所の保育料（利用者負担額）の負担軽減に努めます。

主要施策	具体的な取組
幼児教育・保育の費用負担の軽減	3歳未満児にかかる保育料（利用者負担額）について、令和3年度から市民税所得割額が169,000円未満の世帯にかかる第2子以降の保育料（利用者負担額）を無償化しました。 今後も国や他市町村の動向を注視しながら、保育料（利用者負担額）や副食費などの利用者負担額の軽減について検討します。

(4) 住民・民間企業などとの連携

行政による保育サービスを補完する貴重な役割を担う認可外保育施設において、保育の充実と受け皿確保のため連携していきます。

主要施策	具体的な取組
認可外保育施設の充実推進	令和6年度における市内の認可外保育施設は3か所で、令和6年7月にはすべての施設に対し「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が北海道知事より交付されており、保育環境の改善が図られています。 認可外保育施設と情報共有、連携を図りながら保育内容の充実に努めます。

1-2 放課後児童対策の充実

■施策目標

子育てと仕事の両立支援やこどもの健全な育成を図るため、放課後児童クラブの充実に努めます。

■主要施策

(1) 放課後児童対策の充実

放課後児童クラブの充実に努めるとともに、保護者ニーズに対応したサービスの提供に努めます。

主要施策	具体的な取組
放課後児童クラブの環境整備	市街地区の小中学校区にそれぞれ1か所の公設児童クラブ・民間学童保育所が設置されています。 今後も保護者の子育てと仕事の両立を支援するため、放課後における児童の遊びや生活の場として、施設運営の充実や環境整備に努めます。
放課後児童クラブの充実	年間を通じて遊びやスポーツ、体験活動を実施するとともに、地域の方たちと異世代交流を図るなど、児童の健全育成に努めています。 今後もこどもの心身の健康を増進するとともに、安全安心な居場所を提供するよう努めます。
放課後児童クラブ利用料金の支援	民間学童保育所に対し、学童保育所管理運営事業補助金を拡充し、安定した施設運営と保育料（使用料）減額などの負担軽減を図ることができました。 今後も民間学童保育所に対し、学童保育所管理運営事業補助金により、安定した施設運営を支援するとともに、保育料（使用料）減額などの利用者に対する負担軽減を実施していきます。
放課後児童支援員の資質向上	各種研修会への参加や、道認定の「放課後児童支援員認定資格」講習を順次受講するとともに、公設児童クラブと民間学童保育所の交流や自主研修会等、様々な研修の場を確保し、必要な知識や技能の習得など、支援員の資質向上に努めます。

1-3 子育てしやすい就労環境の整備

■施策目標

子育てと仕事が両立できるよう、就労環境の整備を推進するとともに、出産や育児などにより退職した女性の再就職の支援に努めます。

■主要施策

(1) 働き方改革の推進

子育て中の保護者が、子育てと仕事を両立できるよう、育児休業制度の普及・定着を推進するとともに、労働時間の短縮、フレックスタイム制度の導入など労働条件の改善について事業主への啓発に努めます。

主要施策	具体的な取組
育児休業制度の普及・定着	広報等を通じて、育児休業制度の周知・啓発を図り、公的機関における育児制度利用も高くなっています。 今後も民間企業等と連携し、制度の普及・定着を推進します。
働き方改革の啓発	労働実態調査により各事業所の労働環境の調査を行い、集計結果を周知するとともに、国や道のパンフレット等を活用し、周知・啓発を行っています。 今後も子育てと仕事の両立ができるよう、労働時間の短縮や有給休暇の取得推進、フレックスタイム制度などの導入といった働き方改革について、事業主への啓発を図ります。

(2) 再就職の支援

出産や育児などにより退職した女性の再就職の支援に努めます。

主要施策	具体的な取組
事業者への支援	出産や育児などにより退職した女性の再雇用を推進するため、事業者への啓発や国・道などの助成事業の利用促進に努めます。
保護者への支援	令和6年4月1日時点における待機児童は0人となりましたが、年度途中の育児休業期間終了等に伴う入所希望については、保育士不足により対応できていません。 待機児童解消緊急対策事業などを活用し、保育士確保を進め年度途中における入所希望に対応できるよう努めます。

基本目標2 子育て家庭が支えられるまち

こどもたちとその保護者が、心身ともに健康で暮らせるまちを目指します。

また、障がいのあるこどもとその保護者やひとり親家庭などが不安や悩みを抱え込むことなく、安心して暮らせるまちを目指します。

2-1 情報提供・相談の充実と交流の推進

■施策目標

個々の家庭状況やこどもの発達段階に応じた適切な情報提供・相談体制づくりに努めるとともに、保護者同士の交流や相互の助け合いを推進し、悩みや不安の軽減、解消を図ります。

■主要施策

(1) 情報提供体制の充実

妊娠期から子育て期に応じて適切な情報を提供し、すべての家庭が情報不足にならないよう取り組みます。

主要施策	具体的な取組
多様な媒体による子育て情報の提供	広報なよろや市のホームページのほか、子育てガイドブック、子育て機関が発行する各種パンフレット、市の公式LINEを活用し、子育てに関する情報提供に努めてきました。 今後も子育てに関する情報を提供するとともに、子育て世代が情報を取得しやすい環境整備に努めます。
母子保健カレンダーの充実	母子保健事業のすべての内容・日程を網羅した情報媒体として、新規事業などを更新しながら内容の充実に努めてきました。 今後も母子保健カレンダーの充実を図ります。
子育てサークルなどからの情報発信支援	市の公式LINEを活用し、子育てサークル等が実施するイベント等について情報発信してきました。 今後も子育てを支援する団体等と連携を図り、多くの子育て世代に情報が届くよう支援していきます。

(2) 相談体制の充実

子育てサービスに関する相談、子育てに対する不安や悩みを抱える保護者や子どもたちが気軽に相談できる体制づくりの拡大に努めます。

主要施策	具体的な取組
子育て相談体制の充実	<p>妊娠期から出産子育てにおける不安や悩みに対して、切れ目ないきめ細やかな相談支援を継続していきます。</p> <p>また、現在実施している「子ども家庭総合支援拠点事業」と「子育て世代包括支援センター事業」についての見直しを図り、すべての妊産婦・子育て世帯・子どもに対する相談支援を一体的に提供できる「こども家庭センター」の設置に向けて体制等を検討します。</p>
いじめ・不登校などに関する相談体制の充実	<p>いじめについては、いじめ防止対策推進法に基づいた対応がなされるよう、各学校において学校いじめ防止基本方針や年間実施計画を策定し、校内研修の充実や学校いじめ対策組織による実効性のある取組を進めています。</p> <p>不登校については、教育相談センターを中心に、出来るだけ早い段階で相談できるよう、パンフレットの配布を行うとともに、学校内での別室に登校する仕組みを整えるなど、教育相談体制の充実に努めました。</p> <p>今後も、いじめ・不登校などに関する相談体制について組織的・計画的・継続的に支援をする体制の整備を行うとともに、校内教育支援センター等の受入体制の工夫など、すべての児童生徒へ心の小さなSOSを見逃さない「チーム学校」での支援、効果的な教育相談の機会、学びの場の確保に努めます。</p>
児童虐待に関する相談体制の充実	<p>要保護児童対策地域協議会を開催するとともに、子ども家庭総合支援拠点を設置し相談体制の充実に努めてきました。</p> <p>今後も児童虐待に対応する相談員のスキルアップを図るとともに、関係機関、関係課等との連携強化に努めます。</p>
地域の見守り体制の充実	<p>町内会ごとの活動を基本にこどもから高齢者、障がい者に至るまでの様々な相談や見守りを行っている民生委員児童委員と連携を図り、子育て世帯が抱える課題解決に向けて対応していきます。</p>
各相談員の資質向上	<p>相談員の資質向上を図るため、児童虐待やヤングケアラーなど児童相談所等が実施する各種研修に参加してきました。</p> <p>今後も相談内容の多様化・複雑化に対応し、相談者のニーズに応じた的確なアドバイスが提供できるよう、各相談員の研修会への参加により、資質の向上に努めます。</p>

主要施策	具体的な取組
インターネットによる相談体制の充実	<p>学校では、教育相談センターをはじめとする「こども」に関する相談窓口や、児童生徒に貸与されているICT端末からすぐに悩みを相談できる「おなやみポスト」について、リーフレットの配布や学校だよりに掲載するなど、児童生徒、保護者に周知しています。</p> <p>今後も、子育ての不安や悩みを持つ保護者やこどもたちからの相談について、公式LINEの活用など気軽に相談できる環境づくりに努めます。</p>

(3) 子育て交流の推進

身近に協力者や相談者のいない保護者、悩み・不安を抱えた保護者が家庭や地域の中で孤立することがないように、交流機会の充実を図ります。

主要施策	具体的な取組
子育て各時期における交流機会の充実	<p>妊娠期から子育て各期に合わせた教室や親子遊びのひろばを開催し、交流を通して仲間づくりや子育て支援などを実施してきました。</p> <p>今後も保健センターや地域子育て支援センター、児童センターなどを中心に、こどもや子育てに関する講座やイベントの充実を図ります。</p>
子育て世帯の多様な社会参加の推進	<p>市が主催する講演会等について保護者が参加しやすいよう託児サービスを実施してきました。</p> <p>今後も各種講座やイベントに子育て世帯の保護者が参加しやすいよう託児サービスを実施し、社会参加を推進します。</p>
交流施設の充実	<p>子育て世帯の交流の場として、「ひまわりらんど」や「こぐま」のほか、屋内遊技場として「にこにこらんど」を令和3年12月に開設しました。</p> <p>今後も、子育て世帯が気軽に利用でき、交流できる施設の維持・充実に努めます。</p>
子育て支援活動への助成	<p>子育て支援の推進を図るため、市内において子育て家庭を支援する活動を実施する団体に対する助成を継続していきます。</p>

2-2 健康づくりの推進

■施策目標

こどもと保護者が心身とも健やかに暮らせるよう、保健・医療サービスの充実を図ります。

■主要施策

(1) 保健サービスの充実

妊娠・出産期からの切れ目ない支援体制の充実を図り、健康づくりの推進に努めます。

主要施策	具体的な取組
母子保健の知識の普及	母子健康手帳の交付や啓発冊子の配布などにより、妊娠・出産・子育てに関する必要な情報提供を行い、母子保健の知識の普及に努めます。
妊婦等包括相談支援事業の推進	令和4年度から、「出産・子育て応援事業」として、妊娠届出時の面談の際とこにちは赤ちゃん訪問実施時に、応援給付金を給付するとともに、保健師の相談支援を行っています。 令和7年度から、「妊婦等包括相談支援事業」に継承し、引き続き、妊娠・出産・育児期の「伴走型相談支援」に努めます。
各種健診の充実	各種健診を通じて、障がいや疾病の早期発見・早期治療及び療育支援につなげられるよう、医療・療育・学校・保育所・幼稚園等子育てに携わる関係機関と連携しながら支援を継続してきました。 また、令和6年6月より、これまで自己負担で行っていた1か月児健康診査について費用助成を開始し、妊産婦健康診査事業と併せて出生後からの切れ目ない支援を行いました。 今後も乳児、1歳6か月児、3歳児といった既存の乳幼児健診を実施するとともに、国が進める5歳児健診の法定化に合わせ、本市においても実施体制づくりを進めます。
母子保健講座の充実	「名寄市健康増進計画」や「名寄市食育推進計画」等と連動させながら、親子の健康づくりや食育などの取組の推進を図りました。 今後も関係機関や関係課等と連携し、母子保健講座の充実に努めます。
訪問指導の充実	妊娠・出産期から支援を必要とする家庭への訪問や、出産した全戸への「こにちは赤ちゃん訪問」等を実施し、早期から必要なサービスや適切な支援へつなげられるよう努めてきました。 今後も安心して子育てができる支援の充実に努めます。

主要施策	具体的な取組
産後ケア事業の推進	<p>委託助産師が自宅に訪問あるいは母子が助産所へ来所するなどして、心身のケアや育児のサポートなどを行う「産後ケア事業」を実施しています。</p> <p>令和7年度から、子ども・子育て支援法の「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられたことから、支援体制の充実を図っていきます。</p>
歯科保健の充実	<p>妊娠期から出産・子育ての各期に合わせて各種母子保健事業を通じて歯科衛生士による歯科相談や講話を実施し、併せて医療機関によるフッ化物塗布の周知や受診勧奨を行ってきました。</p> <p>今後も歯科保健の充実に努めます。</p>
感染症予防の推進	<p>感染症発生動向を把握し、流行状況をホームページに掲載するなど感染症対策を実施してきました。乳幼児では、令和2年度からはロタウイルスワクチンが定期予防接種となり、令和6年4月から5種混合ワクチンが開始となり、それぞれ対象者への周知や医療機関との調整等接種体制の整備を行いました。令和3年5月からの新型コロナワクチン接種についても同様に接種体制の整備を行いました。</p> <p>今後も感染症発生動向に応じ、国の対策に合わせた対策を迅速に実施していきます。</p>
小児生活習慣病予防の推進	<p>小児生活習慣病の予防に向けては、乳幼児健診での保健指導・栄養指導の実施や、「名寄市健康増進計画」及び「名寄市食育推進計画」などと連動させながら対策を進めてきました。</p> <p>今後も関係機関が連携しながら、個々の状態に応じた指導をするなど生活習慣の改善を促していきます。</p>
保護者の健康づくりの推進	<p>乳幼児健診等の機会を通じて、がん検診や特定検診、健康まつり等の保健事業への参加を促す周知・啓発を継続してきました。</p> <p>今後も多様な機会・媒体を活用し、啓発を行うとともに、各種保健事業への参加の促進に努めます。</p>

(2) 医療サービスの充実

必要なときに適切な治療を受けることができるよう、周産期医療、不妊医療、小児医療、救急医療の体制を充実します。

主要施策	具体的な取組
周産期医療の充実	<p>医師、助産師、看護師などの適正配置、医療設備を整備し、安心して出産できる環境を整備しています。</p> <p>また、母親教室、産後健診など、出産前後のサポートも実施しています。今後も周産期医療の充実に努めます。</p>
不妊医療の充実	<p>保健センターでは、不妊に関する相談支援を随時実施してきました。また令和6年3月より「名寄市不妊治療費等助成事業」を開始し、不妊治療に係る先進医療に対しての費用の一部助成を実施しています。</p> <p>今後も不妊に関する相談・情報を提供し、不妊医療の充実に努めます。</p>
小児医療、救急医療体制の整備	<p>名寄市立総合病院では、365日・24時間、小児医療を受診できる体制を維持しています。</p> <p>今後も安心して受診できる体制整備に努めます。</p>

(3) 各種助成等の充実

既存の各種経済的支援制度の周知を図るとともに、助成の拡大に向け検討を進めます。

主要施策	具体的な取組
支援制度の周知の推進	<p>妊娠期から就学時までを対象としたひまわり子育てガイドブックを作成し、妊産婦健診や予防接種、各種手当等について周知に努めてきました。</p> <p>今後ガイドブックの利用促進等、多様な媒体・機会を活用し、支援制度の周知に努めます。</p>
こどもの医療費助成の拡大	<p>これまで未就学児にかかる入通院、小学生までの入院にかかる医療費について助成してきましたが、令和2年10月からは小学生までの通院を、令和6年10月から高校生までの入通院にかかる医療費についても助成を拡大してきました。</p> <p>今後もこどもが安心して医療を受けられるよう、北海道医療助成制度を活用しながら、医療費助成の継続に努めます。</p>

2-3 障がい児・家庭への支援の充実

■施策目標

障がいのある子どもやその保護者が安心して暮らし続けられるよう支援に努めます。

■主要施策

(1) 療育体制の充実

発達の遅れや障がいのある子どもが健やかに成長できるよう、療育・訓練の充実に努めます。

主要施策	具体的な取組
療育内容の充実	<p>名寄市こども発達支援センターでは、北海道社会福祉協議会等が実施する研修を受講するなど指導員のスキルアップに努めるとともに、専門的な療育について医療機関等から専門職を派遣いただきながら、療育の充実に努めています。</p> <p>市内の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所では、市内外の発達の遅れや障がいのある子どもに対し療育の場を提供するとともに、各種研修の受講など職員のスキルアップに努めています。</p> <p>また、地域の療育支援体制の向上を図るため、各関係機関と合同で研修会を開催し、連携の強化に努めてきました。</p> <p>今後も、職員の資質向上を図るとともに、支援を要する子ども・家族を地域全体で支えられるよう関係機関が連携を密にして、状況やライフステージに応じた療育の充実に努めます。</p>

(2) 障がい児教育・保育の充実

教育・保育施設で障がい児を受け入れるとともに、教育・保育の充実を図ります。

主要施策	具体的な取組
就学前の障がい児教育・保育の充実	<p>各幼児教育・保育施設において、障がい児保育研修を受講し資質向上に努めるとともに、保育所等訪問支援事業を実施するなど、関係機関と連携してきました。</p> <p>今後も関係機関や関係課と連携し、就学前の障がい児教育・保育の充実に努めます。また、障がい児が安心して過ごすことができるよう、保育士等の加配の充実について検討を進めます。</p>

主要施策	具体的な取組
特別支援教育の推進	<p>特別支援学級児童生徒、通級による指導を受ける児童など一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援、指導を行ってきました。</p> <p>今後も障がいの有無に関わらず、こどもたちが持つ能力を最大限に伸ばすことができるよう指導の充実、教職員の資質能力の向上、関係機関との連携を図ります。</p>
特別支援教育の推進体制の強化	<p>特別支援連携協議会を計画的に実施し、関係機関との連携、特別支援教育コーディネーター会議や研修会を開催し、資質能力の向上を図っています。</p> <p>今後も特別支援連携協議会を開催し、専門家チームの活動の充実、市立大学との連携、特別支援教育の免許状取得講習など資質能力の向上に向けた取組の充実を図ります。</p>

(3) 障がい児福祉サービスの充実

障がいのあるこどもが状況やライフステージに応じた支援が受けられるように関係機関と連携し、サービスの充実を図ります。

主要施策	具体的な取組
経済的な支援	<p>国の制度に基づき、重度障害者・精神障害者医療費の助成、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、心身障害者扶養共済制度など、各種経済的支援について制度の周知と活用を支援していきます。</p>
生活支援の充実	<p>障がい福祉の制度等の動向を注視し、地域の現状の把握を行い、障がいのあるこどもやその保護者の生活を支援するサービスの充実と利用促進に努めます。</p> <p>また、障がい児を支援する各種ボランティアの育成と活動の活性化を図ります。</p>

2-4 ひとり親家庭への支援の充実

■施策目標

ひとり親家庭で養育されているこどもの健全育成のため、相談や支援体制の充実に努めます。

■主要施策

(1) ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭の子育ての不安や悩みを解消するため、支援の充実に努めます。

主要施策	具体的な取組
ひとり親家庭の相談体制の充実	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭への相談対応や情報提供に努めています。 今後も母子・父子自立支援員を中心に、民生委員児童委員などと連携し、相談体制を充実します。
経済的な支援	児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成事業、保育料(利用者負担額)の軽減のほか、教育訓練給付金を支給するなど、ひとり親家庭への経済的支援に取り組んでいます。 今後も制度の周知と活用を支援していきます。

基本目標3 生きる力が育まれるまち

名寄で暮らすこどもたちや、名寄を巣立っていくこどもたちが、皆、ふるさとへの誇りと人を思いやるやさしさを持ち、生きる力と生涯にわたって学び続ける意欲をもてるまちを目指します。

3-1 生きる力を育てる教育の推進

■施策目標

各認定こども園、幼稚園、学校がそれぞれの特徴を活かしながら、こどもたちの個性を伸ばし、創造性を育みながら、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力を培う教育を推進します。

■主要施策

(1) 就学前教育の充実

幼児期は人間の一生のうちで心身ともに最もめざましく発達し、人間形成の基礎を培う大事な時期であるといわれていることから、幼児教育の充実を図ります。

主要施策	具体的な取組
幼児教育の推進	施設型給付費における加算制度を活用し、複数の教諭によるチーム保育・教育を推進しています。 今後も基本的な生活習慣を身に付けるために、各認定こども園、幼稚園の個性あふれる教育の充実とともに、複数の教諭によるチーム保育・教育などを推進します。
教諭の資質向上	施設型給付費における加算制度を活用し、教諭の資質向上に努めていますが、今後も各種研修会などへの参加を通じて、教諭の資質の向上に努めます。
未就園児の利用の推進	未就園児を対象に集団生活に親しむことができるよう一時的に預かる一時保育事業を実施するほか、親子で交流できる機会を提供するなど各園で工夫して取り組んできました。 乳児等通所支援事業（こども誰でも通園制度）の本格運用を活用しながら、未就園児の施設利用を促進します。
施設・設備の整備	充実した就学前教育を提供するために、認定こども園、幼稚園の施設・設備の整備、充実を図ります。
地域に開かれた幼児教育の推進	未就園児の保護者が親子で交流できる機会を提供するなど、今後も地域に開かれた幼児教育の推進を図ります。

主要施策	具体的な取組
食育の推進	地域の農産物や各園の庭で育てた野菜を活用したメニュー作りのほか、こどもたちが野菜の栽培や給食調理を体験するなど、今後も各園で創意工夫して食育の推進を図ります。

(2) 学校教育の充実

生きる力の育成を目指し、社会に開かれた教育環境の充実や特別支援教育、国際理解教育、情報教育等の社会変化に対応する力を育てる教育の充実、教職員の資質向上や地域社会と連携した信頼される学校づくりの推進、教育効果を高めるための計画的な学校施設の整備に努めます。

主要施策	具体的な取組
ウェルビーイングの実現を目指す学校づくりの推進	教育委員会、学校においては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を持って、児童生徒を真ん中に、誰一人取り残すことなくウェルビーイングを実感できる学校づくりに努めます。
地域とともにある学校づくりの推進	地域と学校が熟議により学校の課題とその解決に向けた意見を共有し、学校と地域がパートナーとして連携・協働しながら、学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」を一層推進します。
教職員の資質能力の向上	教育の質は直接、児童生徒の教育活動等を担う教職員の力量に影響されることから、名寄市教育研究所の取組を通して教職員が常に研究と修養に努め、専門性の向上を図ることができるよう研修機会の確保と研修内容・方法の工夫改善に努めます。
確かな学力を育てる教育の推進	全国学力・学習状況調査等により把握した児童生徒の実態等を踏まえ、育成を目指す資質・能力を明確にして、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、各学校の特色に応じた日常の授業改善に努めます。
豊かな心を育てる教育の推進	人間尊重の精神、自他の生命を尊重する心、規範意識や公正な判断力などを育てることが大切であるため、「特別の教科 道徳」を要として、地域教材の効果的な活用や家庭、地域との連携を図りながら、学校教育活動全体を通して道徳性を養う道徳教育の充実に努めます。 「いじめ防止基本方針」等に基づき、すべての教職員がいじめの定義や組織的な対応等について一層理解を深め、家庭や地域・関係機関と連携して、早期発見・早期対応に努めます。

主要施策	具体的な取組
健やかな体を育てる教育の推進	各学校においては、全国体力・運動能力、運動習慣等調査等により把握した児童生徒の実態等を踏まえ、体育・保健体育の授業改善や運動機会の確保に努めます。
特別支援教育の推進	障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が可能な限りともに学ぶ「インクルーシブ教育システム」の構築に向け、学校、家庭、地域とが連携を図った取組を推進します。
不登校児童生徒等の支援体制の強化	教育相談センターを拠点に学校、スクールソーシャルワーカーや児童相談所等の関係機関と連携した教育相談の充実を図るとともに、教育相談センター指導員、スクールソーシャルワーカーと各学校が連携するなどし、不登校児童生徒等を組織的・計画的・継続的に支援する体制の整備に努めます。
情報教育の推進	Society5.0の時代を迎え、これからの未来を創る児童生徒には情報活用能力(情報モラルを含む)の育成が必須であることから、一人1台端末を適切、効果的に活用した教育活動の充実と、必要なICT環境の整備に努め、教育DXを推進します。
国際理解教育の推進	学校教育活動全体において、自分が生まれ育ったふるさとと、他国の文化や考え方を理解し、尊重する取組が充実するよう努めます。
キャリア教育の推進	学校教育活動全体を通して児童生徒に学校で学ぶことと社会との接続を意識させ、社会的・職業的自立に向けて基礎となる資質能力が育成されるよう努めます。
食育の推進	地産地消による安全安心な学校給食の提供を通して、児童生徒の健康に資する食育の取組を推進します。
小規模校の教育の推進	市内2校の特認校において、地域住民や保護者の協力を得ながら、基幹産業である農業を含めた地域資源を活用した特色ある学習活動を推進しています。 引き続き、地域資源を活用した特色ある学習活動の推進に努めます。
学校種間連携の推進	学校段階間の連携・接続については幼小連携、小中連携、中高連携を推進し、課題解決のための取組を更に進め、地域のコミュニティを最大限に生かし、名寄市の実態に応じた教育活動が展開されるよう努めます。 特に幼小連携については、小学校における幼児教育や接続の意義の理解を促進し、認定こども園・幼稚園・保育所と小学校が協働して、こどもの育ちの課題解決につなげる体制の構築、取組を促進します。

3-2 多様な体験活動の推進

■施策目標

明日の名寄を築く豊かな心の育成を目指し、名寄の自然や人々といった資源を活かしながら、こどもの多様な体験機会の創出に努めます。

■主要施策

(1) 体験教育・体験保育の推進

幼児教育・保育施設、学校では、地域の協力を得ながら、各施設の特色を活かした多様な体験機会の充実を図ります。

主要施策	具体的な取組
体験教育・体験保育の提供	各幼児教育・保育施設において、植物の栽培・収穫体験、調理実習、消防署見学など多様な学習機会の提供に取り組んできました。 今後も自然体験、生活体験、社会体験など学習機会の提供に努めます。
自然を活かした体験活動の推進	「小さな自然観察クラブ」や「わくわく！体験交流会」を実施し、自然を生かした活動機会を提供してきました。 今後も自然と親しむことのできる体験活動の推進に努めます。
生涯学習活動への参加の推進	公民館運営事業として、親子で参加する市民講座や「子ども写生会」、「子ども料理教室」などの青少年健全育成事業を実施しています。 今後もこどもから大人までが楽しむことができる講座や体験事業の実施に努めます。

(2) 地域活動の推進

子ども会をはじめ各種地域活動を通じて、こども同士の連帯感を養成するとともに、地域住民としての意識づくりを推進します。

主要施策	具体的な取組
こどもの交流活動の活性化	名寄市子ども会育成連合会と連携し、「わくわく！体験交流会」や「名寄市子ども会フットサル大会」を開催し、こども同士の交流機会の創出を図ってきました。 今後も社会教育で行う各種行事を通じて、こどもたちの参加機会の提供に努めます。

主要施策	具体的な取組
部活動の地域移行	国が示した「段階的な地域クラブ活動への移行」に向け、令和6年11月に設置した、スポーツ・文化団体や学校、保護者の代表等で構成する部活動改革推進協議会において、運動部及び文化部の地域移行の進め方について協議を進めます。

(3) スポーツ活動の推進

スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブ活動を中心に、こどものスポーツへの参加を推進し、健康づくり、体力づくり、仲間づくりを図ります。

主要施策	具体的な取組
スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブ活動の活性化	名寄市スポーツ協会を通じた少年団支援及びNスポーツコミッションによる指導者を対象とした講習会等の支援を行いました。 今後も少年団や総合型地域スポーツクラブ活動の支援を継続し、競技団体と協議しながら良好な指導環境を整備していきます。
競技スポーツの振興	ジュニアの体力・運動能力向上に関する事業、及び小学生から高校生まで切れ目のない一貫した育成環境に資する事業を更に充実させていきます。
スポーツ教室の充実	スポーツ団体間の連携を図り、幼児・児童のスポーツ・運動体験の機会を提供していきます。

基本目標4 みんなでこどもを育てるまち

家庭では家族全員が子育てに協力し合い、地域では住民が子育て世帯と協働し合い、地域社会全体でこどもを育てるまちを目指します。

4-1 男女共同参画の推進

■施策目標

男女の固定的な役割分担意識の是正や、社会慣習の解消・改善を啓発し、社会全体の男女共同参画を推進します。

■主要施策

(1) 子育てと社会全体の男女共同参画の推進

女性と男性が協力して育児などを担い、男女共同参画による子育てを推進します。

主要施策	具体的な取組
啓発活動の推進	広報なよろや市のホームページに掲載するとともに、セミナーやパネル展などを開催し、幅広い年代に向け男女共同参画による子育ての啓発活動を行っています。 今後も男女が互いに尊重し、あらゆる分野でともに活躍しやすい環境をつくるため、広報なよろや市のホームページなどを活用し、啓発活動を推進します。
男女平等教育の推進	小学生から大学生まで各年代に合わせたリーフレットの配布や、学校内に貼っていただくステッカーの配布など男女平等の理解促進を行っています。 今後も男女が共同して家事・育児などを行うことの大切さを啓発していきます。
女性の社会参加推進	各種委員会や町内会等において、女性委員（役員）の登用について配慮いただくよう啓発を行い、女性の社会活動参画の促進を図っています。 今後も地域や社会活動などへ女性が参加しやすい環境づくりに努めます。

4-2 地域子育て力の向上

■施策目標

誰もが子育て家庭への関心を持ち、地域住民との交流や見守り活動などを通じて、地域における子育て支援の向上を図ります。

■主要施策

(1) 社会全体の子育て力の向上

子育てについて、誰もが関心をもてる取組を進めます。

主要施策	具体的な取組
命の尊さを学ぶ教育の推進	こどもたちが命の尊さを理解し、自己肯定感を高め、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性、責任感などの人間性・社会性を育むことができるよう、学校の教育活動全体を通じて、道徳性の育成を図っています。 今後も外部講師派遣、北海道の先人の生き方を学ぶ教材の活用、家庭・地域との連携などの取組を推進し、自尊感情、規範意識等を醸成する道徳教育の充実、豊かでたくましい心の育成を図ります。

(2) 地域子育て機能の充実

市内の多様な施設や組織、人材を活用し、地域子育て機能の充実を図ります。

主要施策	具体的な取組
幼児教育・保育施設での交流の推進	親子お出かけバスツアーや子育て支援センター、認定こども園や幼稚園、保育所などの行事において、地域住民と児童との交流を行ってきました。 今後も子育て世帯が孤立しないよう、子育て支援センターや認定こども園、幼稚園において、保護者同士が交流できる場の確保に努めます。

主要施策	具体的な取組
町内会活動の支援	<p>子ども会の活動等の町内会事業を支援するため、補助制度の周知・啓発を実施し、安心して暮らせる住みよいまちづくりを進めています。</p> <p>今後も子ども会の活動・運営やこどもの見守り活動など、安全・安心な子育て環境の整備を進める町内会活動の支援に努めます。</p>
ファミリー・サポート・センター事業の充実	<p>急な残業等による保育所等の送迎や、緊急時の保育など多様な保護者ニーズに対応するため、ファミリー・サポート・センター事業を実施しています。</p> <p>今後も保護者が利用しやすいよう周知・啓発に努めます。</p>

(3) 子育てを支援する人材の育成

名寄市立大学の教育の充実を図るとともに、地域の子育て人材の育成に努めます。

主要施策	具体的な取組
名寄市立大学との連携	<p>保育士の確保について、名寄市立大学と連携を図り、学生へのPRに努めてきました。</p> <p>今後も子育てに携わる専門的人材を養成する名寄市立大学との連携を強化します。</p>

基本目標5 こどもがのびのび育つまち

恵まれた広大な自然に触れることで、こどもたちの興味や関心が無限に広がり、一生懸命に遊び・学び、のびのび育つまちを目指します。

5-1 こどもや子育てにやさしい生活環境の整備

■施策目標

こどもや子育てにやさしい生活環境の整備に努めます。

■主要施策

(1) こどもや子育てにやさしいまちづくりの推進

こどもや子育てにやさしい住環境の整備をするとともに、こどもや妊産婦、親子連れが安心して出かけられるまちづくりを進めます。

主要施策	具体的な取組
除雪・排雪体制の強化	除雪・排雪体制の強化により、冬でもこどもが安心して生活できるまちづくりを進めます。 特に関係機関と協議しながら、委託業者、道路センター直営班と連携し、通学路等の適正な除排雪に努めます。
子育て支援設備の整備	公共施設における授乳スペースの設置状況について調査を行うとともに、設置施設であることを利用者に周知するためポスター掲示を行っています。 今後もこども連れでも安心して利用できるように、講演やイベントに広く利用される公共施設などにおいて、スロープの整備、トイレ内へのベビーカーチェアや授乳スペースなどの設置を推進します。
公共交通機関の維持・確保	鉄道やバスの維持・確保に努めるとともに、AIオンデマンド交通を導入し、通学や習い事の交通手段として利用できる環境の整備を進めます。
住宅取得の支援	子育て中の若い世帯の住宅取得を促すため、住宅改修に関する支援や住宅取得時の費用助成などについて検討を行います。 また、住宅ローン減税など住宅取得に係る支援制度などの情報提供に努めます。

(2) 安全・安心の確保

こどもに最大限配慮した防災・防犯・交通安全対策を推進します。

主要施策	具体的な取組
交通安全施設などの整備	市道の白線補修や地域と連携した交通安全施設の整備を行い、安全な交通環境の整備に努めます。
交通安全意識の啓発	関係団体と連携をしながら様々な啓発活動や事故防止対策に取り組んでいます。交通安全教育に関しては幼児から高齢者までそれぞれの世代にあった手法で行っています。 今後も交通安全関係機関や団体との連携のもと、様々な啓発活動や事故防止対策に取り組んでいきます。
こどもに配慮した防災対策の推進	小学生を対象に防災訓練を実施したほか、希望する小学校から高等学校において出前講座を実施するなど防災意識の啓発に取り組んでいます。 今後も各施設における防災訓練・教育の充実を図り、こどもたちが確実に避難できるように取り組んでいきます。
こどもに配慮した防犯体制の強化	地域や各関係機関が一体となり情報の収集と共有、市民への情報提供などにより安全対策を進め、防犯意識の向上に取り組んでいます。 今後も関係機関や地域と連携を図りながら、防犯体制の強化に取り組んでいきます。
学校施設の整備	未耐震施設及び老朽化した施設の計画的な整備事業を進めます。
危機管理体制の確立	児童生徒が安心した学校生活を送れるよう、学校、警察、消防等の関係機関と連携し、「危機管理マニュアル」や「安全マップ」等の適宜見直しと、それに基づいた校内や登下校時の安全確保に向けた取組を徹底します。

5-2 一生懸命遊べる場の充実

■施策目標

こどもたちがのびのびと育つために重要な「一生懸命遊べる場」の充実に努めます。

■主要施策

(1) 屋外の遊び場・活動の場の充実

自然環境を活かしながら、こどもたちが全力で駆け回ったり、スポーツを楽しんだり、自然に触れることができる遊び場・活動の場を充実します。

主要施策	具体的な取組
「なよろ健康の森」「サンピラーパーク」の活用	自然に親しみ、こどもがのびのびと遊べ、家族と1日中笑顔で過ごせるよう、北海道立サンピラーパーク内の「森の休暇村」キャンプ場の維持管理、利用促進に指定管理者と連携のもと取り組んでいます。 今後も指定管理者と連携し、自然に親しみ、触れる場となる「森の休暇村」キャンプ場の維持管理、利用促進に努めます。
身近な公園などの充実	町内会の協力をいただきながら、適正な維持管理に努めるとともに、公園施設の更新を行い、身近に遊ぶことができる愛される公園づくりに努めます。

(2) 屋内の遊び場・活動の場の充実

こどもの屋内活動の拠点として、また全力で遊べる場や活動の場として、児童センターや図書館、北国博物館、スポーツ施設など既存施設や行事の充実を図るとともに、新規施設の具体的な整備を検討していきます。

主要施策	具体的な取組
児童センターの充実	児童センターは昭和47年（体育室は昭和42年）に建築され、老朽化が進んでいます。施設のあり方については、公共施設等再配置検討委員会などで検討を進めていますが、利用者の安全面からも引き続き、随時施設整備の定期的な更新に努めます。
図書館の充実	図書館は昭和45年に建築され、老朽化が進んでいます。施設のあり方については、公共施設等再配置検討委員会などで検討を進めていますが、今後もこども向け図書などの充実を図るとともに、読み聞かせボランティアと連携し、親子のふれあいの支援や読書活動の充実に努めます。
天文台の充実	小中学校に「月刊きたすばる」を掲示し、イベント情報の周知を図るとともに、学習投影を開催するなどこども向け行事の充実に努めています。今後も星空や観測に慣れ親しんでもらうことで天文教育の普及を図るとともに、こども向け行事などの充実に努めます。
北国博物館の充実	今後も名寄の歴史・自然・文化を広く伝える魅力的な企画展等の実施に努めるとともに、博物館を身近に感じてもらえるよう「博物館であそぼう！」を中心とした子供・親子向けの企画を行っていきます。
屋内スポーツ施設の活用	総合計画に基づき計画的な施設整備を実施しています。引き続き、スポーツ施設の長寿命化を図るとともに、将来、持続可能な施設の適正配置について協議していきます。
その他の既存施設の活用	文化センター、地区集会施設、学校体育館など、既存の公共施設をこどもの遊び場としての活用を図ります。
子育て支援センターの充実	親子で取り組む制作イベントや運動遊びなどを実施するとともに、保護者の育児に関する相談にも対応してきました。今後もこども向け行事などの充実や施設・設備の整備に努め、こどもとその保護者が安心して過ごせる施設の充実に努めます。
「にこにこらんど」の充実	令和3年12月にこども用屋内遊戯施設「にこにこらんど」を開設し、市内外から多くの親子にご利用いただいています。今後も屋内遊戯施設「にこにこらんど」を安心して利用いただけるよう、維持管理に努めます。

基本目標6 こどもの権利が尊重されるまち

家庭、地域、事業所、行政、関係機関などが互いに連携しながら子どもたちを見守り、こどもの権利を尊重しながら、安全で健やかに育つまちを目指します。

6-1 子どもたちが安心して生きるための支援

■施策目標

こどもの命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう努めます。

■主要施策

(1) 子どもが安心して生きることが守られるまち

主要施策	具体的な取組
こどもの権利についての広報・啓発の推進	毎年11月の児童虐待防止月間において、街頭啓発活動に取り組んでいます。また、令和5年4月に施行したこども基本法に基づき、小中学生アンケート調査を通じて、こどもの権利についての啓発と市政への意見聴取に取り組みました。 今後も、「こども基本法」及び「子どもの権利条約」に基づき、こどもを権利の主体と位置づけ、こどもの権利に関する啓発に努めます。
子どもたちが健康に育つための支援	令和2年10月からは小学生の通院を、令和6年10月から高校生までの入通院にかかる医療費についても助成を拡大してきました。 今後も子どもが安心して医療を受けられるよう、北海道医療助成制度を活用しながら、高校生までの入院・通院にかかる医療費助成の継続に努めます。

6-2 こどもたちが虐待や犯罪から守られる支援

■施策目標

こどもたちが児童虐待や犯罪から守られるよう、関係機関の連携強化を図り、地域の見守りを活用するなど、早期発見・早期対応に努めます。

■主要施策

(1) 児童虐待や犯罪から守られるまち

主要施策	具体的な取組
相談しやすい体制	児童虐待の防止と悪化を防ぐため、子ども家庭総合支援拠点を中核に、各関係機関と連携し、取組を進めてきました。 今後もこどもたちが相談しやすい体制の充実を図るため、相談員の確保や学校など各関係機関との連携を強化し、周知・啓発に努めます。
見守りネットワークの拡大	名寄市要保護児童対策地域協議会を開催し、児童虐待の状況等について情報共有を図るとともに、早期通告の必要性を確認してきました。 今後も名寄市要保護児童対策地域協議会が中心となり、児童相談所の協力を得ながら、福祉・保健・教育の各機関との情報共有を図るとともに、主任児童委員などと連携し、児童虐待や犯罪の早期発見・早期対応に努めます。
虐待通告義務の啓発	虐待発見者の通告義務について、幼児教育・保育施設、学校などの児童施設を含め、毎年11月の児童虐待防止推進月間には街頭啓発を実施し、広く市民に周知します。
児童虐待や犯罪への対応	児童相談所や警察など関係機関と連携しながら、「子どもの最善の利益」となるよう努めてきました。 今後も関係機関や地域との連携を密にすることで要保護児童の早期発見や、こどもが犯罪に巻き込まれないよう適切な対応を図ります。
里親制度の活用推進	こどもの将来を考え、適切な保護と健全育成に重要な里親制度の周知と活用を図ります。

6-3 こどもたちが平等で自分らしく育つ支援

■施策目標

こどもたちがどんな理由があっても差別されず、平等に教育・保育を受けることができ、自分らしく育つ環境づくりに努めます。

■主要施策

(1) 平等で健やかに育つまち

主要施策	具体的な取組
経済的な支援	令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化により、3歳以上児の保育料（利用者負担額）が無償化となり、また、令和3年4月から多子世帯の保育料（利用者負担額）軽減支援事業に取り組みました。 今後もこどもたちが家庭環境や経済状況に影響されず、教育・保育が受けられるよう経済的な支援の拡充について検討を進めます。
情報提供の推進	広報や市公式LINEのほか学校等を通じたチラシ配布を行い、こども向けイベントの周知に努めています。 今後もこどもたちが健やかに育つ手助けとして、各種体験イベントやスポーツ教室の案内などの情報提供のほか、ホームページの充実など子育て世代が情報を簡単にかつ迅速に取得しやすい提供体制の充実に努めます。

6-4 こどもたちが意見発表や参加するための支援

■施策目標

こどもたちが市民の一人として、主体的に社会参画できるよう、まちづくりにこどもの意見を反映する仕組みづくりやこどもたちが積極的な活動をするための仲間づくりを支援します。

■主要施策

(1) 意見が尊重されるまち

主要施策	具体的な取組
市政へのこどもの意見反映	ふるさと未来トークに取り組むとともに、小中学生を対象に市政へのアンケート調査に取り組みました。 今後もこどもたちの意見を聞く機会や場所づくりの推進に努めます。

第5章 子ども・子育て支援の目標値

子ども・子育て支援法では、計画期間の各年度における「教育・保育施設の利用量」（幼稚園・認定こども園・保育所等の利用者数）の見込み（需要量）と、「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み（需要量）、それらに対する確保内容（供給量の見込み）について、子ども・子育て支援事業計画に記載することが必須とされています。

サービス利用実績や今後のサービス提供体制の見込みなどをもとに、以下のとおり、量の見込みと確保内容を設定します。

なお、実人数は年度当初を基準とし、延べ人数（回数）は4月から翌3月までの期間の合計値です。令和6年度値は、令和6年4月～12月の動向を踏まえた見込値です。

1 「教育・保育施設の利用量」の見込みと確保内容

就学前教育・保育施設の利用にあたっては、「保育の必要性の認定」を受けます。「保育の必要性の認定」には、0～2歳の3号認定、保育の必要性のある3～5歳の2号認定、保育の必要性がない3～5歳の1号認定があります。

なお、一部の認可外保育施設は、「保育の必要性の認定」を受けなくても利用できますが、本計画の量の見込みと確保内容は、その分も含みます。

保育の必要性の認定の区分

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設
1号	3～5歳	保育の必要性に該当しない	幼稚園・認定こども園
2号	3～5歳	保育の必要性に該当	保育所・認定こども園
3号	0～2歳		保育所・認定こども園・地域型保育事業

(1-1) 3号認定（0歳）

3号認定（0歳）の利用量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

3号認定（0歳）の利用の見込みと確保内容

（単位：人／月）

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	35	35	35	34	34	30	30	29	29	28
第2期実績と 第3期確保内容	15	19	30	29	30	46	46	46	46	46

(1-2) 3号認定(1~2歳)

3号認定(1~2歳)の利用量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

3号認定(1~2歳)の利用の見込みと確保内容

(単位：人/月)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	207	193	178	173	169	161	148	148	145	142
(うち1歳)						(76)	(77)	(76)	(74)	(72)
(うち2歳)						(85)	(71)	(72)	(71)	(70)
第2期実績と 第3期確保内容	197	168	180	178	185	166	166	166	166	166
(うち1歳)						(81)	(81)	(81)	(81)	(81)
(うち2歳)						(85)	(85)	(85)	(85)	(85)

※第3期計画から、1歳と2歳に分けて算出することとなりました。

(2) 2号認定(3~5歳の保育所・認定こども園保育部・認可外保育所利用)

2号認定による利用量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

2号認定による利用の見込みと確保内容

(単位：人/月)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	402	391	381	367	345	233	218	200	183	172
第2期実績と 第3期確保内容	402	386	382	373	350	267	267	267	267	267

※第2期では、保育要件を有する1号認定児童数を含み、第3期は除いて掲載しています。

(3) 1号認定(3～5歳の幼稚園・認定こども園幼稚部利用)

1号認定による利用量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

1号認定による利用の見込みと確保内容

(単位：人/月)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み (うち保育要件有)	215	209	203	195	185	194 (86)	181 (80)	167 (74)	153 (67)	143 (63)
第2期実績と 第3期確保内容	199	206	186	164	119	265	265	265	265	265

※第2期では、保育要件を有する1号認定児童数を除き、第3期は含んで掲載しています。

(4) 合計

0～5歳、1～3号認定を合計すると、以下のとおりです。

就学前教育・保育施設の利用の見込みと確保内容

(単位：人/月)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	859	828	797	769	733	618	577	544	510	485
第2期実績と 第3期確保内容	813	779	778	744	684	744	744	744	744	744

2 「地域子ども・子育て支援事業」等の量の見込みと確保内容

子ども・子育て支援法では、「地域子ども・子育て支援事業」についても、量の見込みと確保内容を子ども・子育て支援事業計画に記載することが必須とされています。

「地域子ども・子育て支援事業」は、国・都道府県による交付金等での支援のもと、市町村が地域の実情に応じてメニューを選んで実施する事業で、下記の表の(1)～(17)のメニューがあります。

なお、(12)～(14)は、令和6年4月から児童福祉法改正に伴い創設された「地域子ども・子育て支援事業」、(15)、(16)は「地域子ども・子育て支援事業」に編入された事業です。

また、(17)は、令和7年4月から子ども・子育て支援法改正に伴い創設される制度で、「地域子ども・子育て支援事業」ではなく、就学前教育・保育施設の利用にあたっての(義務的)給付サービスですが、本資料では、「地域子ども・子育て支援事業」等として一連の流れの中で掲載します。

「地域子ども・子育て支援事業」等のメニュー項目

(1) 利用者支援事業
(2) 地域子育て支援拠点事業
(3) 妊婦健康診査
(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）
(5) 養育支援訪問事業
(6) 子育て短期支援事業
(7) ファミリー・サポート・センター事業
(8) 一時預かり事業
(9) 延長保育事業
(10) 病児・病後児保育事業
(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
(12) 子育て世帯訪問支援事業
(13) 児童育成支援拠点事業
(14) 親子関係形成支援事業
(15) 産後ケア事業
(16) 妊婦等包括相談支援事業
(17) 乳児等通所支援事業（こども誰でも通園制度）

(1) 利用者支援事業

「利用者支援事業」は、こどもやその保護者、または妊婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるような相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整などを行う事業です。基本型・特定型、こども家庭センター型（令和5年度まで母子保健型）、地域子育て相談機関型があります。

「利用者支援事業」は、箇所数のみ計画に位置づけることとされています。

「利用者支援事業」の第2期実績と第3期確保内容

(単位：箇所)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
基本型・特定型	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
こども家庭センター型 (令和5年度まで母子保健型)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関型						0	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業(つどいの広場・地域子育て支援センター)

「地域子育て支援拠点事業」(つどいの広場・地域子育て支援センター)は、主に未就園の0歳～3歳の乳幼児とその保護者が気軽に集い、親子で交流したり、育児についての相談や情報提供、子育て講座を実施したりする事業です。

量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

「地域子育て支援拠点事業」の量の見込みと確保内容

(単位：人回/年)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	16,804	15,899	14,880	14,541	14,315	36,399	34,429	33,959	33,303	32,552
第2期実績と 第3期確保内容	13,265	17,625	36,389	43,622	37,324	36,399	34,429	33,959	33,303	32,552

(3) 妊婦健康診査

「妊婦健康診査」は、医療機関における妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。市で母子健康手帳の交付時に受診券（14回分）を配布して助成を行っています。

健診回数に関する量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

「妊婦健康診査の健診回数」の量の見込みと確保内容

(単位：人回／年)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	2,592	2,534	2,448	2,419	2,419	1,774	1,700	1,700	1,700	1,700
第2期実績と 第3期確保内容	2,113	2,088	1,903	1,660	1,774	1,774	1,700	1,700	1,700	1,700

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）」は、生後4か月までの乳児のいる世帯すべての家庭に保健師などが訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

「乳児家庭全戸訪問事業」の量の見込みと確保内容

(単位：人／年)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	180	176	170	168	168	140	138	133	133	130
第2期実績と 第3期確保内容	167	176	162	131	140	140	138	133	133	130

(5) 養育支援訪問事業

「養育支援訪問事業」は、児童への虐待や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要な家庭を保健師等が訪問し、養育に関する専門的な指導・助言などを行うことにより、家庭での適切な養育を確保する事業です。

量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

「養育支援訪問事業」の量の見込みと確保内容

(単位：人／年)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	208	200	191	185	178	63	59	57	54	52
第2期実績と 第3期確保内容	122	74	80	77	69	63	59	57	54	52

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

「ショートステイ」は、保護者が疾病、疲労などの理由により、家庭におけるこどもの養育が一時的に困難な場合に児童養護施設などでこどもを一定期間預かる事業です。また、「トワイライトステイ」は、保護者が仕事などの理由により平日の夜間または休日に不在となり、家庭におけるこどもの養育が困難な場合に児童養護施設などでこどもを保護し、生活指導、食事の提供などを行う事業です。

令和3年度からショートステイ事業を開始しておりますが、受入実績はありませんでした。

また、児童福祉法の改正により、令和3年4月1日から市町村が里親等に直接委託して実施することが可能となりましたが、市内における里親の数も少ない状況にあることから里親等の活用に至っていません。引き続き、里親等も含めた受入先の拡充について検討を進めます。

量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

「ショートステイ」の量の見込みと確保内容

(単位：人日／年)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	0	0	0	0	0	60	60	60	60	60
第2期実績と 第3期確保内容	0	0	0	0	0	60	60	60	60	60

(7) ファミリー・サポート・センター事業（就学児分）

「ファミリー・サポート・センター事業」は、こどもの預かりなどの援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（援助会員）とが会員となって相互援助を行う事業です。

就学児分、未就学児分それぞれの量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

「ファミリー・サポート・センター事業」（就学児分）の量の見込みと確保内容

（単位：人回／年）

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	0	0	0	0	0	4	4	3	3	3
第2期実績と 第3期確保内容	1	0	0	4	4	4	4	3	3	3

〔参考〕「ファミリー・サポート・センター事業」（未就学児分）の量の見込みと確保内容

（単位：人回／年）

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	/	/	/	/	/	41	39	37	35	34
第2期実績と 第3期確保内容	9	46	36	50	45	41	39	37	35	34

(8) 一時預かり事業

「一時預かり事業」は、家庭で日中保育することが一時的に困難となった就学前児童について、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的な預かりや保育などを行う事業です。幼稚園・認定こども園教育部の通常就園時間後の「預かり保育」や保育所・認定こども園保育部等での「一時保育」があります。

量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

「幼稚園・認定こども園教育部の預かり保育」の量の見込みと確保内容

(単位：人回／年)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	26,498	26,256	26,055	25,539	24,547	18,025	17,037	15,967	14,691	13,786
第2期実績と 第3期確保内容	27,236	24,486	21,474	22,469	21,963	18,025	17,037	15,967	14,691	13,786

「保育所・認定こども園保育部の一時保育」の量の見込みと確保内容

(単位：人回／年)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	2,776	2,657	2,530	2,455	2,372	720	681	654	620	594
第2期実績と 第3期確保内容	1,169	1,099	810	881	785	720	681	654	620	594

(9) 延長保育事業

「延長保育事業」は、2号・3号認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所・認定こども園などで保育を行う事業です。

量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

「延長保育事業」の量の見込みと確保内容

(単位：人／年)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	212	213	215	216	218	105	99	95	90	86
第2期実績と 第3期確保内容	140	134	123	128	128	105	99	95	90	86

(10) 病児・病後児保育事業

「病児・病後児保育事業」は、こどもが病気にかかり、保護者も仕事などでこどもを看られない時に、小児科部門を持つ医療機関との連携を図った保育所などで、病気のこどもを一時的に保育する事業です。

これまで、病気の回復期であり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童を預かる「病後児保育事業」を実施してきましたが、利用方法の煩雑さにより実績がほとんどありませんでした。また、看護師・保育士等の不足により実施可能な施設がなくなることから、令和7年度以降の提供体制は確保できていません。

今後は、事業内容の見直しと合わせて提供体制の確保に努めていきます。

量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

「病児・病後児保育事業」の量の見込みと確保内容

(単位：人日/年)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	249	240	231	226	219	30	30	30	30	30
第2期実績と 第3期確保内容	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」は、保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、こどもの健全な育成を図る事業です。

量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」の量の見込みと確保内容

(単位：人/月)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	292	283	276	269	261	298	278	252	232	214
（うち1年生）						(91)	(77)	(68)	(69)	(62)
（うち2年生）						(83)	(74)	(62)	(55)	(55)
（うち3年生）						(52)	(61)	(54)	(45)	(40)
（うち4年生）						(41)	(34)	(40)	(35)	(29)
（うち5年生）						(19)	(19)	(16)	(18)	(16)
（うち6年生）						(12)	(13)	(12)	(10)	(12)
第2期実績と 第3期確保内容	318	303	343	314	332	299	299	299	299	299

※第3期計画から、学年ごとに分けて量の見込みを算出することとなりました。

(12) 子育て世帯訪問支援事業

「子育て世帯訪問支援事業」は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

現在、未実施事業であり提供体制は確保できていませんが、事業の必要性を踏まえ検討していきます。

「子育て世帯訪問支援事業」の量の見込みと確保内容

(単位：人日／年)

	第3期				
	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	226	216	207	198	190
第3期確保内容	-	-	-	-	-

(13) 児童育成支援拠点事業

「児童育成支援拠点事業」は、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

市町村が実施主体となり（委託可）、定員20人を基本に、管理者又は支援員のうち1人以上が常勤といった要件がある専門サービスです。

現在、未実施事業であり提供体制は確保できていませんが、事業の必要性を踏まえ検討していきます。

「児童育成支援拠点事業」の量の見込みと確保内容

(単位：人／年)

	第3期				
	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	11	10	10	9	9
第3期確保内容	-	-	-	-	-

(14) 親子関係形成支援事業

「親子関係形成支援事業」は、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

現在、未実施事業であり提供体制は確保できていませんが、事業の必要性を踏まえ検討していきます。

「親子関係形成支援事業」の量の見込みと確保内容

(単位：人／年)

	第3期				
	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	8	7	7	7	6
第3期確保内容	-	-	-	-	-

(15) 産後ケア事業

「産後ケア事業」は、出産後1年未満の母親に、助産師等が、体調やこころのケア、授乳や沐浴のアドバイス、赤ちゃんの発育の確認などを行う事業で、通所型、訪問型、宿泊型があり、本市では通所型と訪問型を実施しています。

量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

「産後ケア事業」(訪問型)の量の見込みと確保内容

(単位：人回／年)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	/	/	/	/	/	53	52	50	50	49
第2期実績と 第3期確保内容	93	89	121	52	53	53	52	50	50	49

「産後ケア事業」(通所型)の量の見込みと確保内容

(単位：人回／年)

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	/	/	/	/	/	35	34	33	33	32
第2期実績と 第3期確保内容	-	-	-	42	35	35	34	33	33	32

「産後ケア事業」（合計）の量の見込みと確保内容

（単位：人回／年）

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み						88	86	83	83	81
第2期実績と 第3期確保内容	93	89	121	94	88	88	86	83	83	81

（16）妊婦等包括相談支援事業

「妊婦等包括相談支援事業」は、妊娠・出産・育児期を安心して過ごせるよう、保健師との面談など、継続して相談できる「伴走型相談支援」と、育児用品や育児サービス利用にかかる経済的負担を軽減するための「経済的支援（給付）」を併せて行います。

量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

「妊婦等包括相談支援事業」の量の見込みと確保内容

（単位：人回／年）

	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み						327	321	309	309	300
第2期実績と 第3期確保内容	504	516	477	396	375	327	321	309	309	300

(17) 乳児等通所支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児等通所支援事業（こども誰でも通園制度）は、0～2歳児が保護者の就労要件を問わず保育所等で保育を受けられる制度です。令和7年度から創設される新規事業です。

量の見込みと第3期確保内容は、以下のとおりです。本市では法定義務化される令和8年度からの実施を目指します。

「乳児等通所支援（こども誰でも通園制度）」の利用定員の量の見込みと確保内容

（単位：人／日）

	第3期				
	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み		5	4	4	4
第3期確保内容		5	4	4	4

「乳児等通所支援（こども誰でも通園制度）」の延べ利用日数の量の見込みと確保内容

（単位：人日／年）

	第3期				
	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み		1,320	1,056	1,056	1,056
第3期確保内容		1,320	1,056	1,056	1,056

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、家庭、地域、事業所、行政、関係機関などが連携して横断的な施策に取り組むとともに、「名寄市子ども・子育て会議」を中心に多くの意見を取り入れながら取組を進めていきます。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し各施策への確に反映します。新たな課題についても、早期に取り組んでいきます。

2 進捗状況の管理

進捗状況の管理にあたっては「名寄市子ども・子育て会議」において施策の実施状況などを報告、点検、評価を行うとともに、その結果を市のホームページなどで公表します。

なお、計画に定める「量の見込み」が大きく変動する場合には、計画の一部見直しを必要に応じて行います。

3 各主体の役割

目標の実現に向けて家庭、地域、事業所、行政、関係機関などがそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携、協力を図りながら社会全体で進めていきます。

(1) 家庭の役割

こどもにとって家庭は、生活や人生の基本となる場であり、家庭が安定することで、安らぎや憩いを得ることができます。

また、基本的な生活習慣や生活能力、他人に対する思いやり、善悪の判断能力など、学校や認定こども園、幼稚園、保育所だけでは習得できない、しつけについても、家庭の最も重要な役割のひとつであることを再認識する必要があります。

(2) 地域の役割

こどもは生活の中で多くの人や物に触れ、次々と新しいことを体験しながら育っていきます。地域は、こどもにとって家庭に次ぐ身近な生活の場であり、保護者にとっても身近で重要な子育ての場です。

こどもも大人も皆、積極的に地域に関わりを持ち、地域社会全体で子育てを見守る体制が必要です。

（３）事業所の役割

市内の事業所は、育児休業制度の定着、就労時間の短縮、妊産婦の健康管理の充実などに努め、子育て家庭に配慮した就労環境づくりを担います。

また、地域の一員として、こどもの健全育成や子育て支援の取組に対して、積極的に関わることが必要です。

（４）行政などの役割

市は、子ども・子育て支援事業計画の策定主体として、計画内容を広く市民に周知・啓発するとともに、国・道、事業所、地域、家庭などと連携・協力しながら各種施策を計画的に推進していきます。

また、国・道に対して、子育て支援に関わる補助制度などの一層の充実を要望していきます。

資料1 保護者アンケートの結果概要

計画の策定にあたり、子育て中の市民の現状や意見、子育て支援に関するニーズなどを把握し、市や国・道の子ども・子育て支援施策の検討に利用することを目的として、令和6年1月に実施しました。

URLとQRコードが書かれた依頼文書を郵送し、インターネットサイト上にあるアンケートフォームにスマートフォン、パソコンで回答する方法で実施しました。

■「子育て支援に関するニーズ調査」の配布・回収の状況

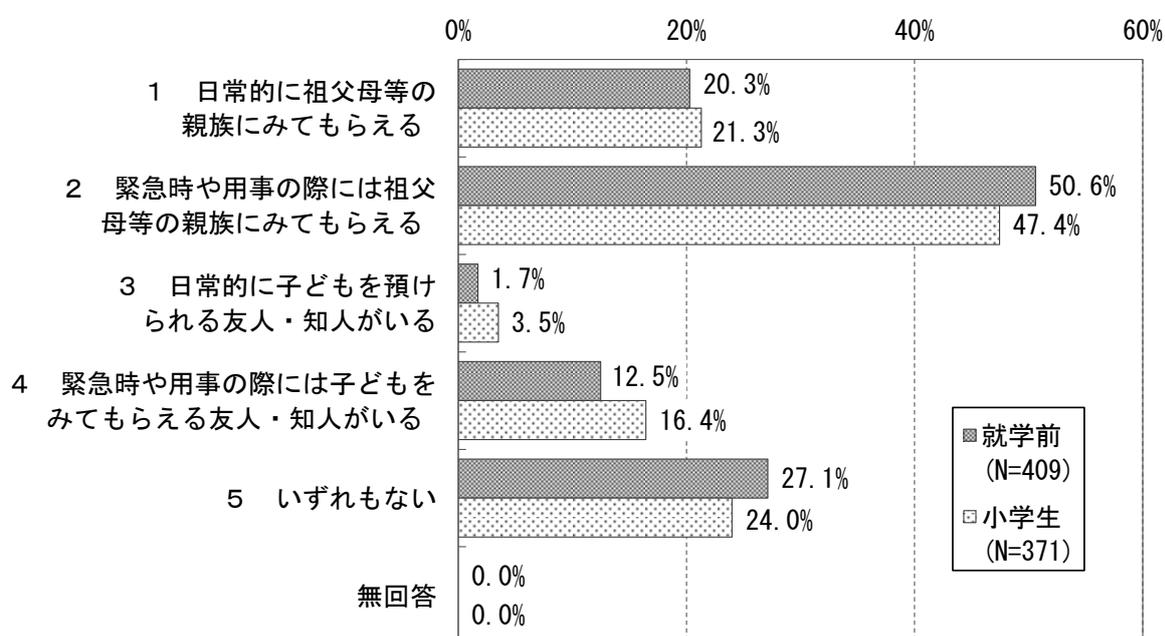
対 象	配布数	回収数	回収率	[参考] 平成31年調査の回収率
就学前児童の保護者	807	409	50.7%	47.8%
小学生の保護者	838	371	44.3%	43.4%

1. 子育ての環境

日頃、お子さんをみてもらえる人はいますか《○はいくつでも》。

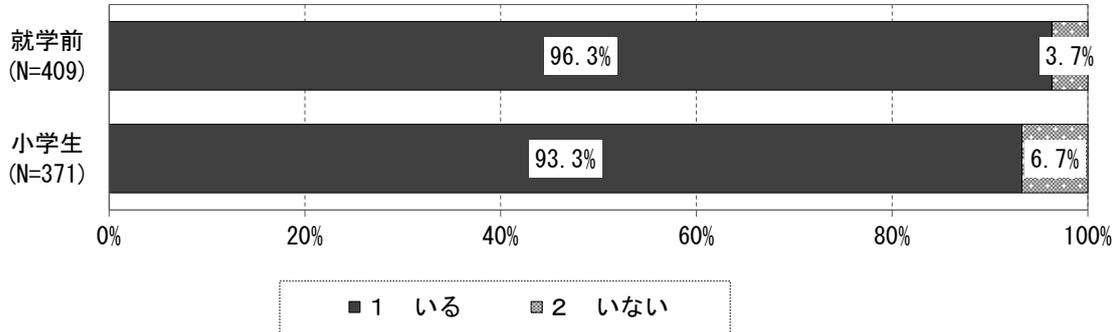
【就学前：問10】【小学生：問9】

- ・「緊急時や用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が最も高く、就学前で50.6%、小学生で47.4%となっています。
- ・「いずれもない」は、就学前で27.1%、小学生で24.0%です。



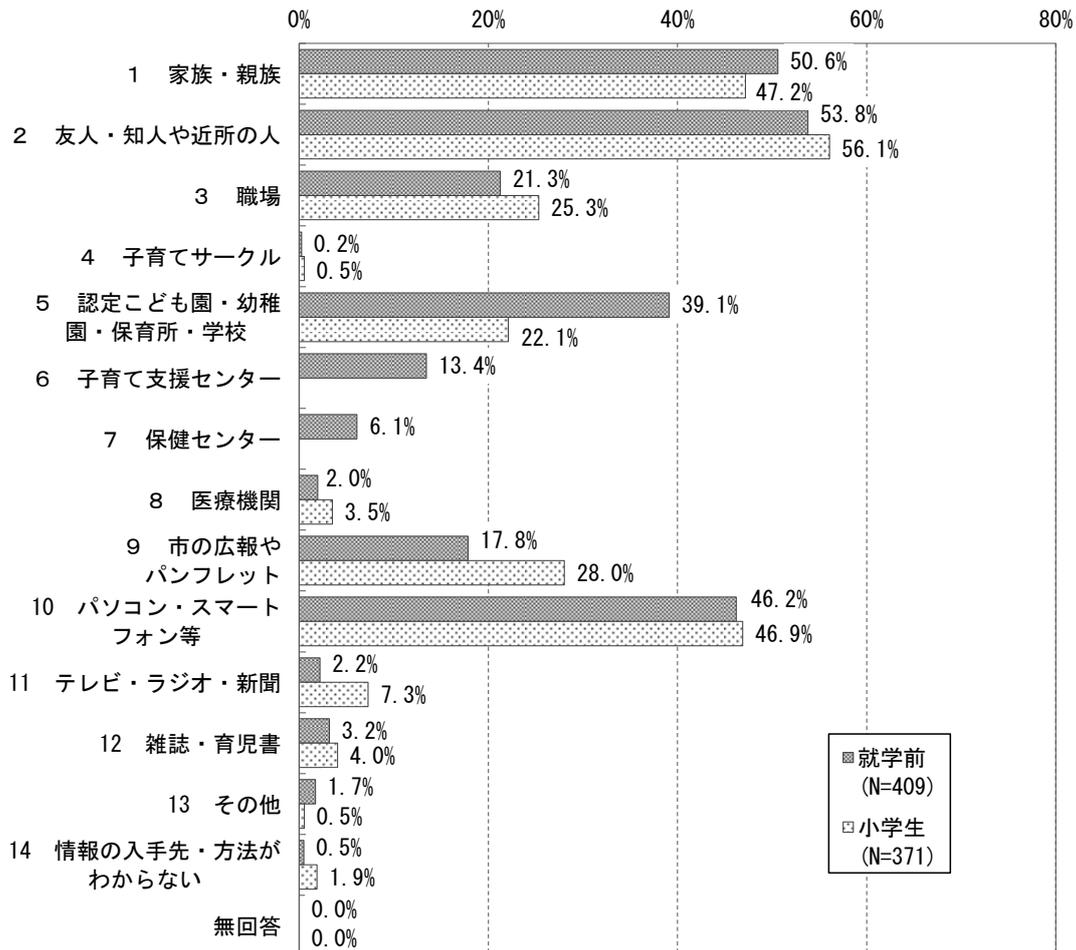
あなたは、本当に困ったときや悩みがあるとき、相談できる人（家族、友人、親戚、同僚など）がいますか《○は1つ》。 【就学前：問11】【小学生：問10】

・「いない」割合は、就学前で3.7%、小学生で6.7%です。



子育てに関する情報を主にどこから（又は、誰から）入手していますか《○は3つまで》。 【就学前：問12】【小学生：問11】

・「友人・知人や近所の人」、「家族・親族」、「パソコン・スマートフォン等によるインターネット」が就学前、小学生ともに5割前後で高くなっています。一方、「情報の入手先・方法がわからない」は、1%前後とわずかです。



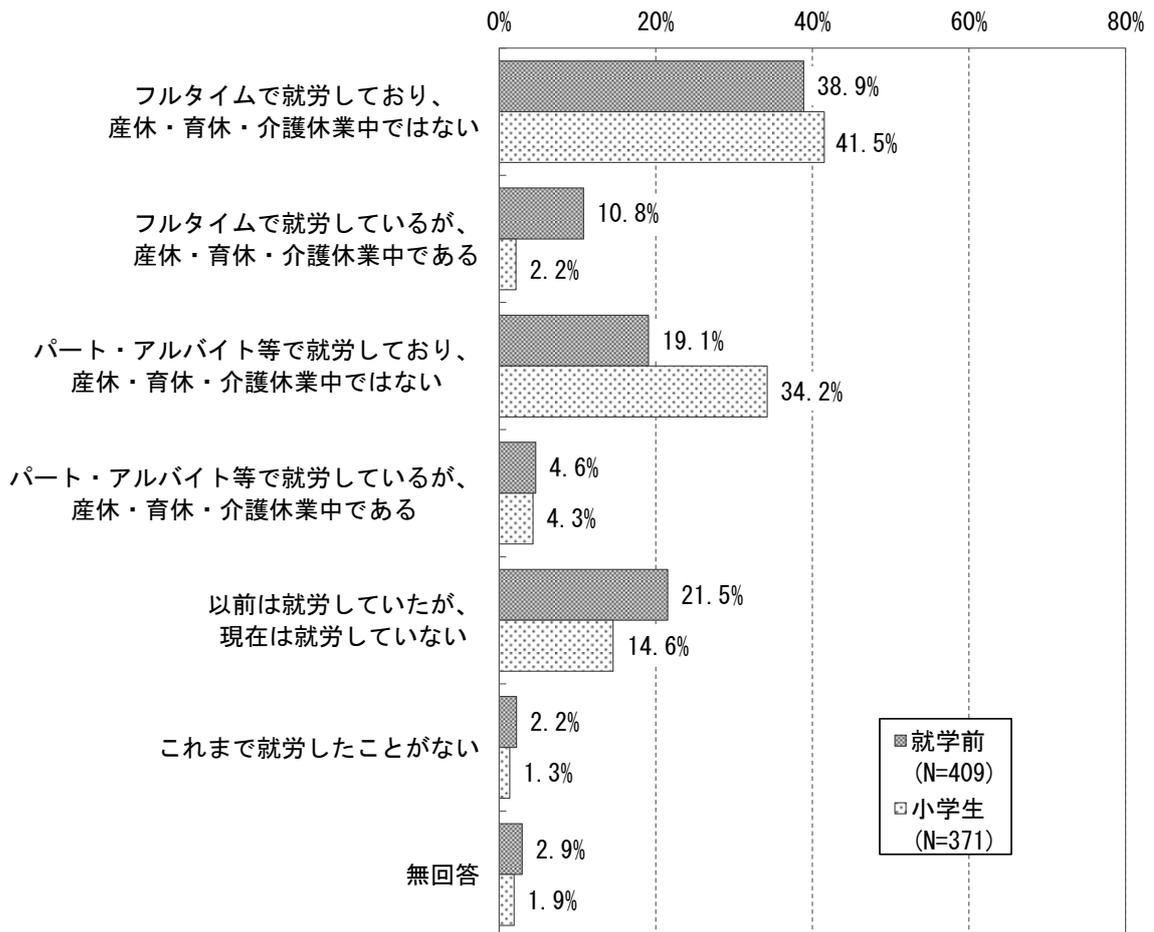
2. 保護者の就労状況

(1) 母親の就労状況

現在の就労状況を（自営、家業従事を含む）お聞きします《○は1つずつ》。

【就学前：問13】【小学生：問12】

- ・就学前、小学生ともに、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が4割前後で、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が就学前で約2割、小学生で3割強となっています。



(2) 保護者の就労状況に基づく家庭類型

子ども・子育て支援事業計画では、子育て支援サービスや事業の「量の見込み」を算出するに当たって「家庭類型」別のニーズをもとに推計を行います。

「家庭類型」は、アンケート調査結果から、子どもの父母の有無、就労状況をもとに分類しています。

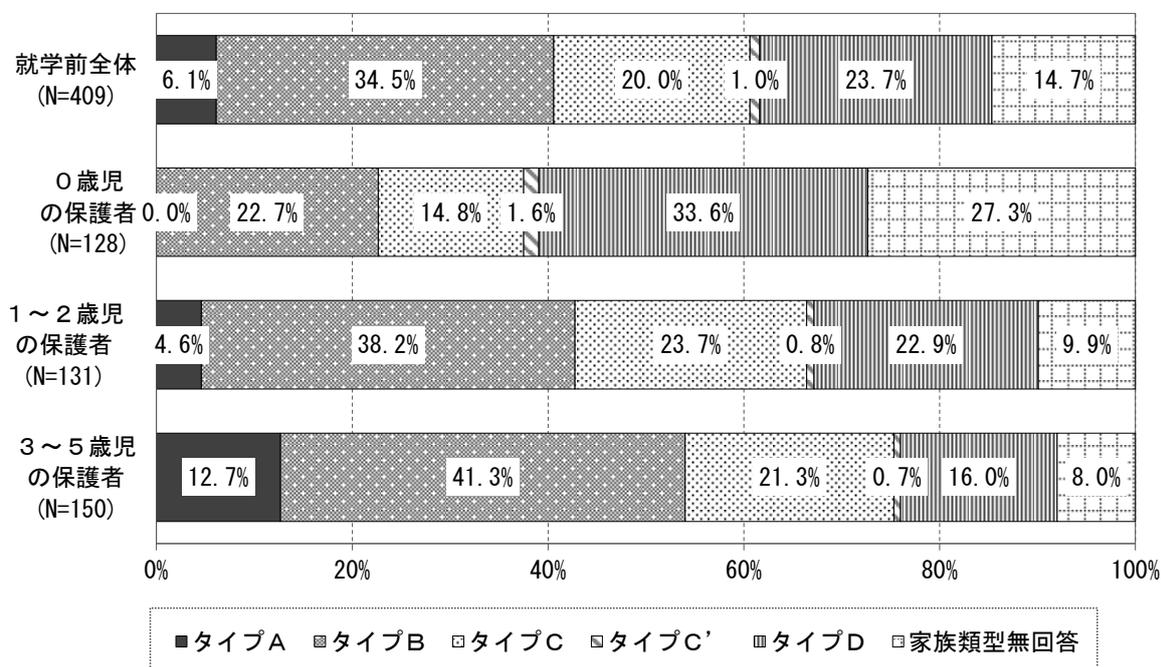
家庭類型の定義

タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイムの家庭
タイプC	フルタイム×パートタイム(月 120 時間以上+48 時間~120 時間の一部)の家庭
タイプC'	フルタイム×パートタイム(48 時間未満+48 時間~120 時間の一部)の家庭
タイプD	専業主婦(夫)の家庭
タイプE	パート×パート(双方月 120 時間以上+48 時間~120 時間の一部)の家庭
タイプE'	パート×パート(いずれかが 48 時間未満+48 時間~120 時間の一部)の家庭
タイプF	無業×無業の家庭

※産休・育休・介護休業中の場合は就労中として分類。

- ・就学前では、タイプB（フルタイム×フルタイム）が34.5%で最も多く、タイプD（専業主婦（夫））が23.7%で続いています。3～5歳児でも、12.7%がタイプA（ひとり親家庭）です。

家庭類型の集計結果（就学前）



3. 幼稚園・保育所などの利用状況・利用意向

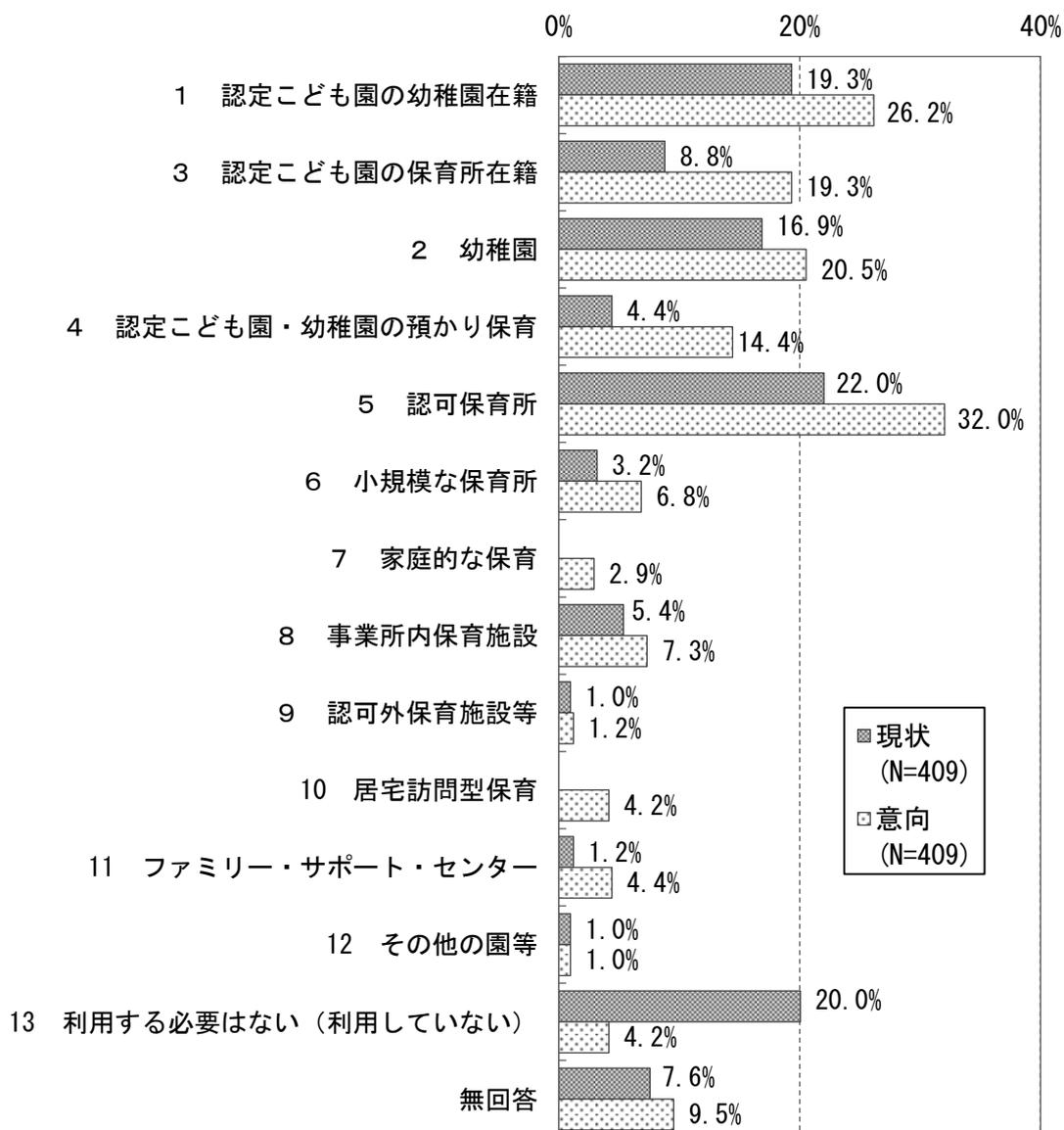
(1) 平日の利用状況・利用意向

宛名のお子さんは、現在、平日に次の園等を定期利用していますか《年間を通じて定期利用しているものすべてに○》。 【就学前：問 14】

宛名のお子さんが平日に定期利用が必要なものとして、今後も利用を続けたい、もしくは、新たに利用したいものはどれですか《定期利用したいものすべてに○》。

【就学前：問 15】

・幼稚園・保育所などの利用の現状と意向をたずねたところ、現状では、「認可保育所」が22.0%、「利用していない」が20.0%、「認定こども園の幼稚園在籍」が19.3%などとなり、意向では、「認可保育所」が32.0%、「認定こども園の幼稚園在籍」が26.2%、「幼稚園」が20.5%などとなっています。なお、「家庭的な保育」、「居宅訪問型保育」にも一定の利用意向がみられました。

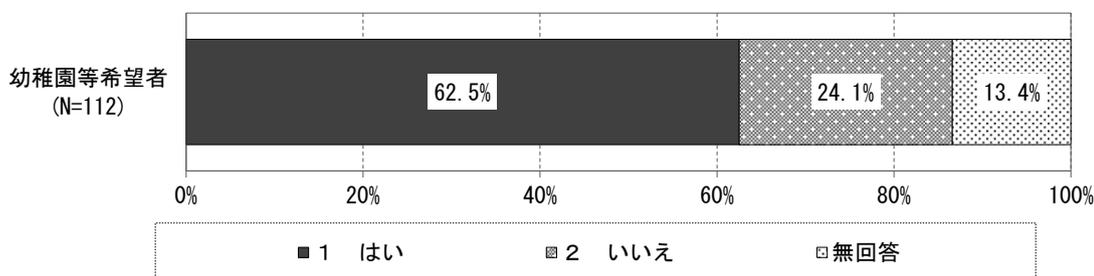


《幼稚園または認定こども園幼稚園在籍の利用希望ありかつ、それ以外の利用も希望するケース限定》

特に認定こども園の幼稚園在籍・幼稚園（認定こども園・幼稚園の預かり保育を併せて利用する場合を含む）の利用を強く希望しますか《○は1つ》。

【就学前：問 15-3】

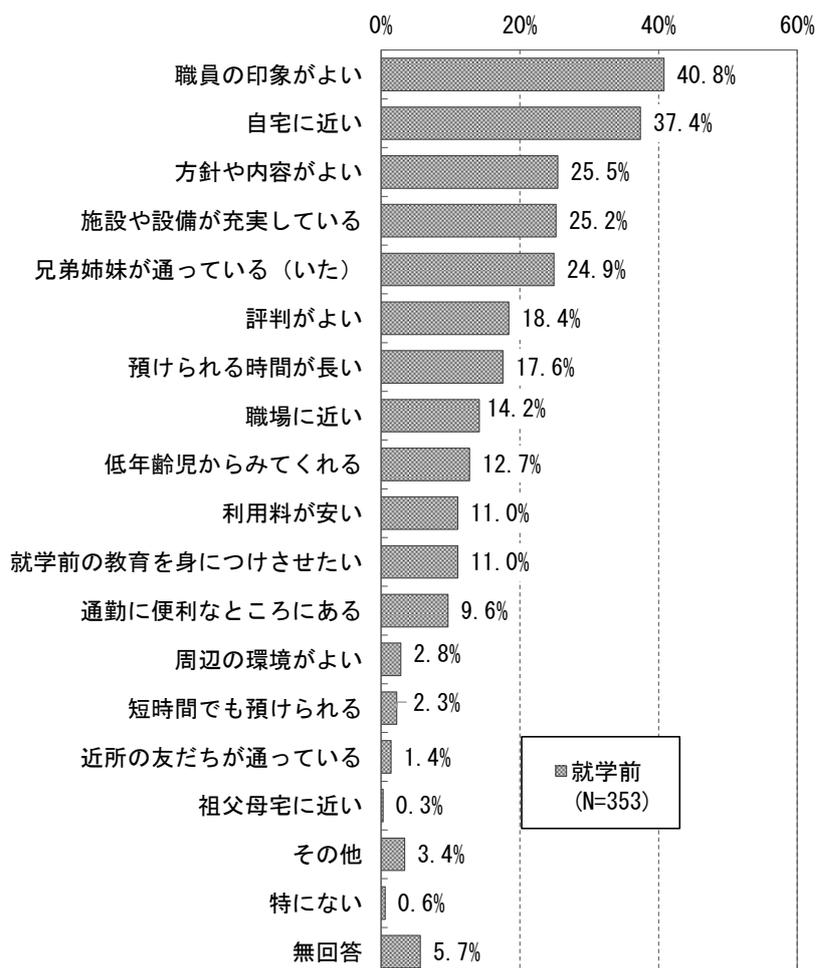
・「はい」が約6割となっています。



認定こども園・幼稚園や保育所等を選ぶとき、特にどのような点を重視しますか《○は主な3つまで》。

【就学前：問 15-4】

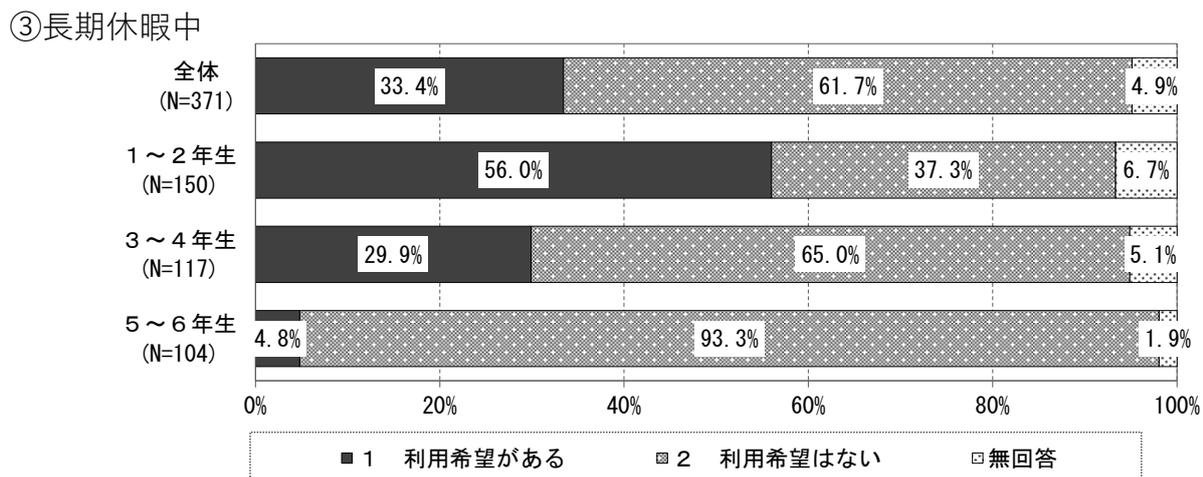
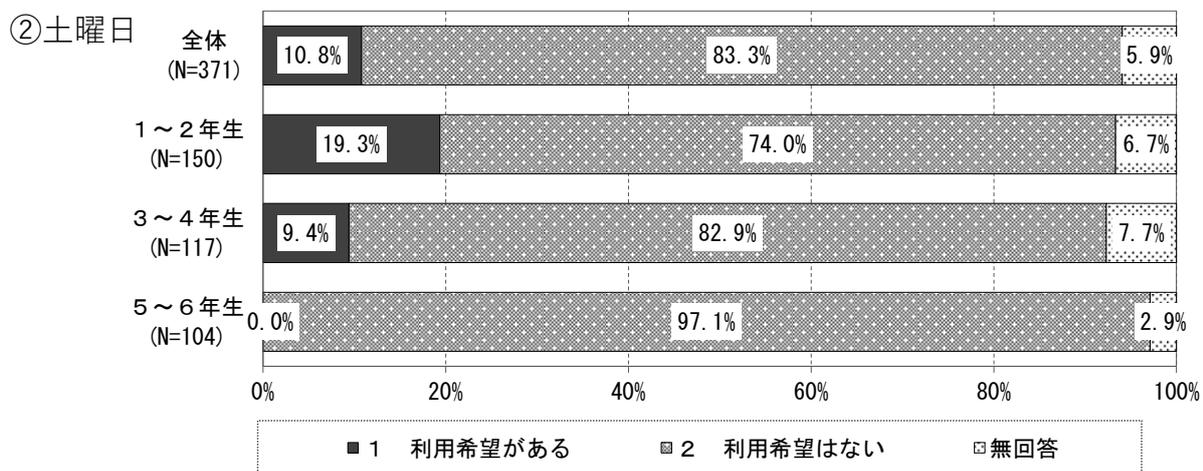
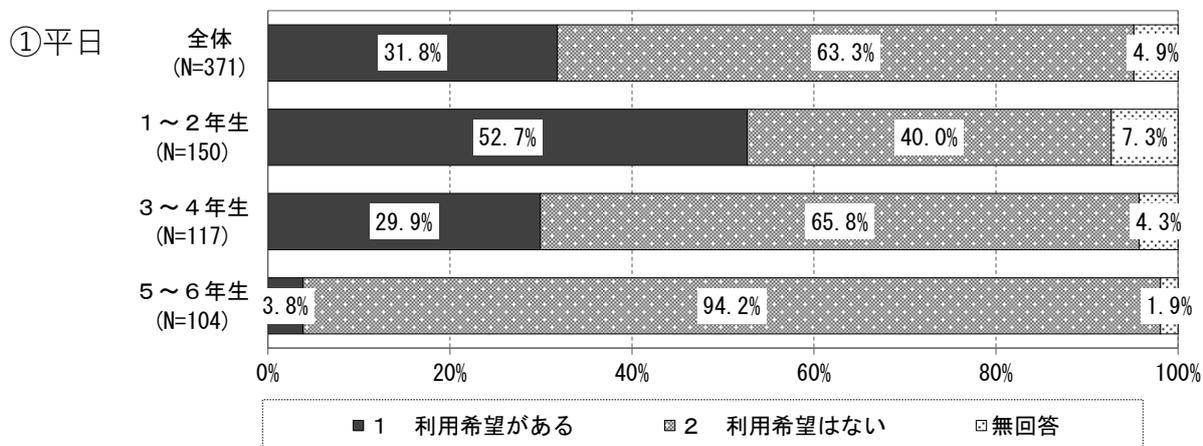
・「職員の印象がよい」が40.8%と最も割合が高く、次いで、「自宅に近い」が37.4%、「方針や内容がよい」が25.5%、「施設や設備が充実している」が25.2%、「兄弟姉妹が通っている（いた）」が24.9%の順です。



4. 放課後児童クラブの利用意向

お子さんについて、今後の放課後児童クラブの利用意向についてお聞きします《○は1つ 数値を記入》。 【小学生：問14】

・「利用希望がある」は、平日が約3割、土曜日が約1割、長期休暇中が約3割です。1～2年生では、平日の利用希望は5割以上にのぼります。



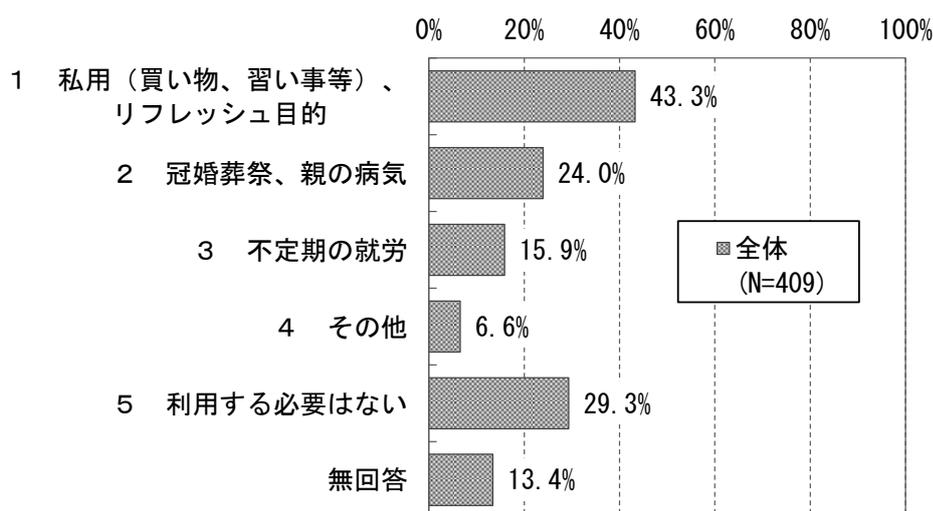
5. 一時預かりの利用意向

(1) 日中の一時預かり

私用やリフレッシュ目的、冠婚葬祭や親の病気、あるいは就労のため、宛名のお子さんについて、一時預かりを利用したいと思いますか《○はいくつでも》。

利用したいと思う場合は、利用希望日数も記入してください。 【就学前：問 17】

- ・利用希望がある割合は、「私用（買い物、習い事等）、リフレッシュ目的」での利用が43.3%、「冠婚葬祭、親の病気」での利用が24.0%、「不定期の就労」での利用が15.9%などとなっており、現状より高い割合となっています。



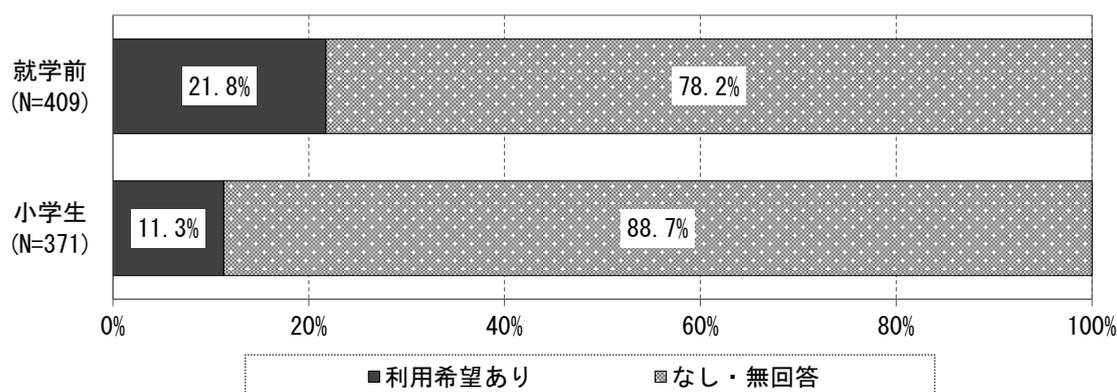
- ・年間の利用希望日数の平均は、「私用（買い物、習い事等）、リフレッシュ目的」での利用が13.4日、「冠婚葬祭、親の病気」での利用が5.7日、「不定期の就労」での利用が30.2日などとなっています。

	私用（買い物、習い事等）、リフレッシュ目的で希望する利用日数（年間）	冠婚葬祭、親の病気で希望する利用日数（年間）	不定期の就労で希望する利用日数（年間）	その他で希望する利用日数（年間）
件数	174	92	64	26
合計日数	2,333	527	1,930	462
平均	13.4	5.7	30.2	17.8
最大	100	50	300	195

(2) 宿泊を伴う一時預かり

お子さんについて、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族（兄弟姉妹含む）の育児疲れや育児不安、病気など）により、泊りがけで家族以外に預ける「短期入所生活援助事業（ショートステイ）（児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業）」を、年間、どの程度利用したいですか。利用したい泊数を記入してください。なお、一定の利用料がかかります。 【就学前：問 18】【小学生：問 15】

・利用希望がある割合は、就学前が21.8%、小学生が11.3%となっています。



・年間の利用希望日数の平均は、就学前では、「冠婚葬祭」のために利用したい泊数が2.0泊、「保護者や家族の育児疲れ・不安」のために利用したい泊数が4.1泊、「保護者や家族の病気」のために利用したい泊数が3.9泊、小学生では、「冠婚葬祭」のために利用したい泊数が1.8泊、「保護者や家族の育児疲れ・不安」のために利用したい泊数が2.5泊、「保護者や家族の病気」のために利用したい泊数が3.0泊となっています。

	就学前			小学生		
	「冠婚葬祭」のために利用したい泊数	「保護者や家族の育児疲れ・不安」のために利用したい泊数	「保護者や家族の病気」のために利用したい泊数	「冠婚葬祭」のために利用したい泊数	「保護者や家族の育児疲れ・不安」のために利用したい泊数	「保護者や家族の病気」のために利用したい泊数
泊数	62	63	74	23	29	33
合計日数	122	256	291	41	73	99
平均	2.0	4.1	3.9	1.8	2.5	3.0
最大	10	50	50	5.0	12.0	10.0

6. 地域の子育て支援サービスの利用意向

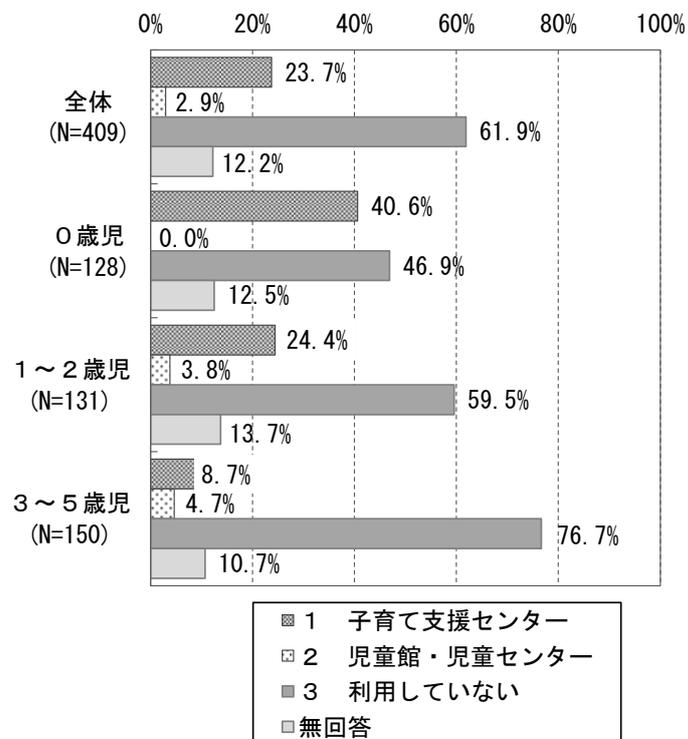
(1) 子育て支援センター、児童館・児童センター

宛名のお子さんは、現在、子育て支援センターや児童館・児童センターを利用されていますか。

【就学前：問 19（子育て支援センターを含む複数回答）】【小学生：問 16（単数回答）】

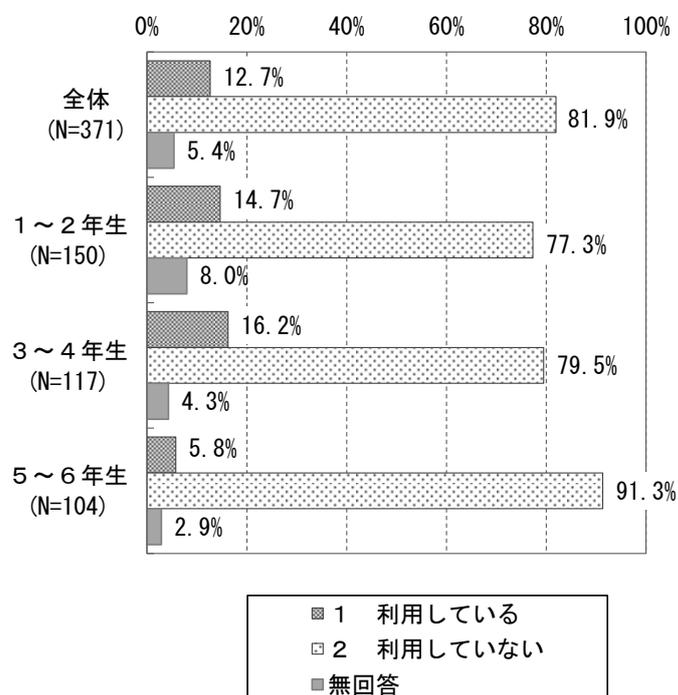
〔就学前〕

- ・利用している割合は、就学前全体では、「子育て支援センター」が23.7%、「児童館・児童センター」が2.9%です。「子育て支援センター」は、0歳児に限ると、40.6%が利用しています。



〔小学生〕

- ・「児童館・児童センター」を利用している割合は、小学生全体では12.7%で、3~4年生が16.2%とやや割合が高くなっています。

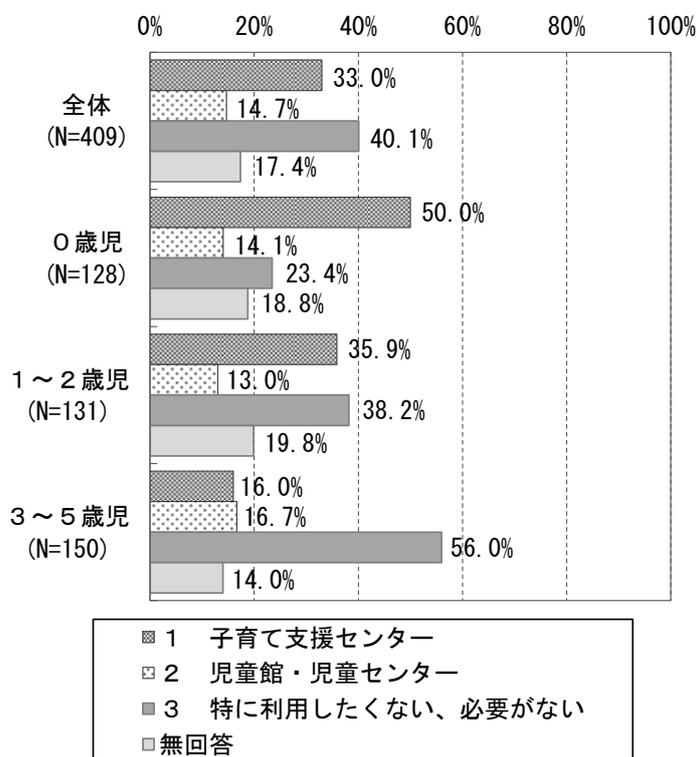


子育て支援センターや児童館・児童センターについて、今は利用していないが、できれば利用したい、あるいは、利用回数を増やしたいと思いませんか。

【就学前：問 20（子育て支援センターを含む複数回答）】【小学生：問 17（単数回答）】

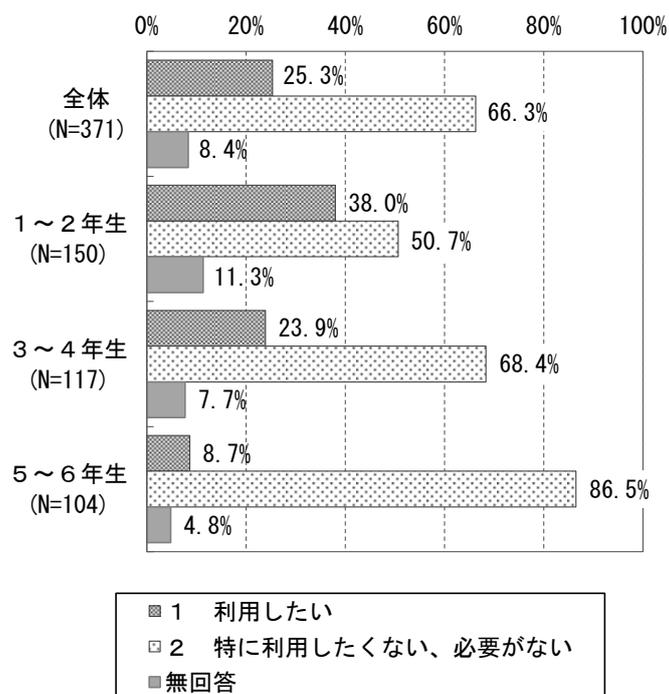
〔就学前〕

- ・利用したい割合は、就学前全体では、「子育て支援センター」が33.0%、「児童館・児童センター」が14.7%です。「子育て支援センター」は、0歳児に限ると、50.0%が利用したいと回答しています。



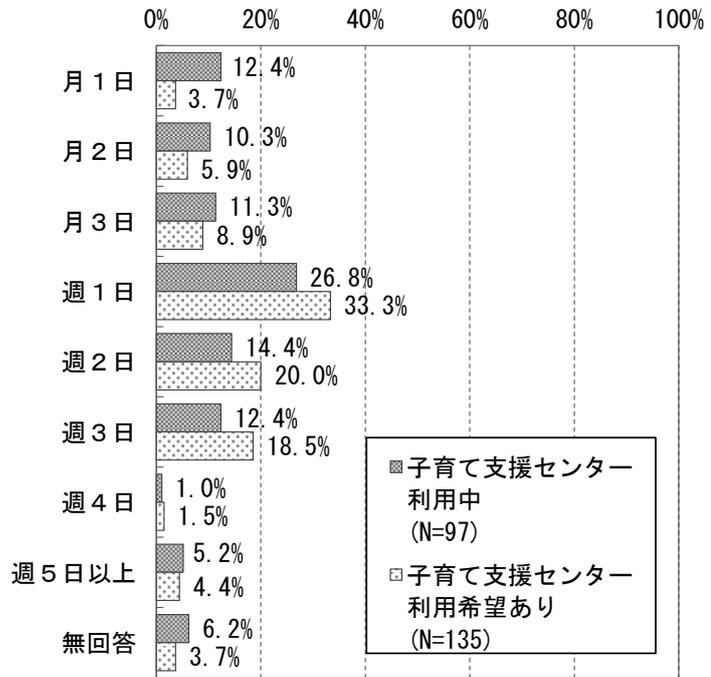
〔小学生〕

- ・「児童館・児童センター」を利用したい割合は、小学生全体では25.3%で、1～2年生では38.0%にのびります。



〔就学前の子育て支援センターの利用日数・利用希望日数〕

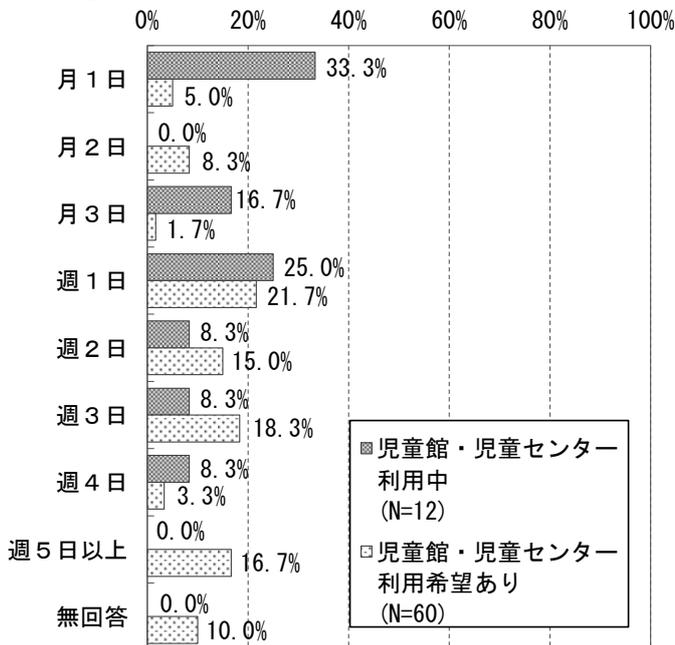
・就学前の子育て支援センターを利用したい日数は、週1日が最も多く、月1日から週5回以上まで幅広く分布しています。利用希望日数は、週1日以上希望割合が高い傾向がみられます。



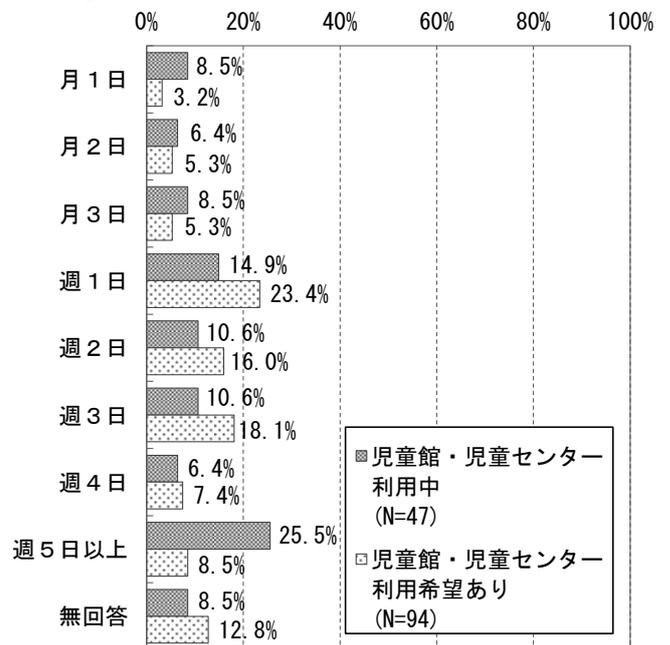
〔児童館・児童センターの利用日数・利用希望日数〕

・児童館・児童センターの利用日数は、小学生では「週5日以上」が25.5%と最も多く、就学前では「月1日」が33.3%と最も多くなっています。利用希望日数は、就学前では週2～3日の利用希望が現状より割合が高く、小学生でも週1～3日の利用希望が現状より割合が高い傾向がみられます。

①就学前



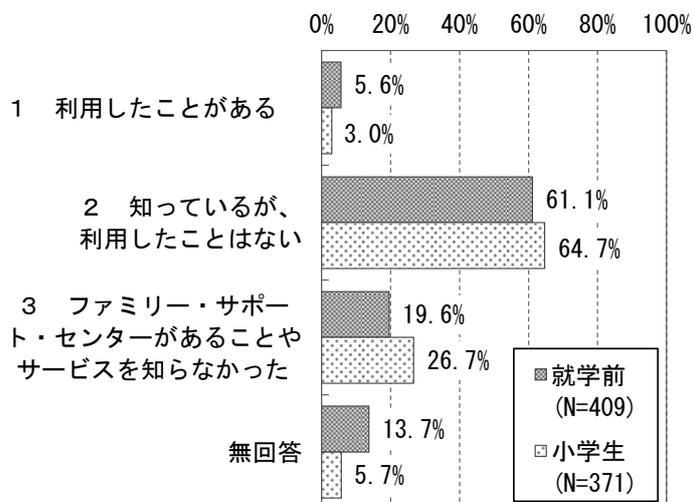
②小学生



(2) ファミリー・サポート・センター

宛名のお子さんは、ファミリー・サポート・センターを利用したことがありますか《○は1つ》。
【就学前：問 21】【小学生：問 18】

・ファミリー・サポート・センターを「利用したことがある」は、就学前では5.6%、小学生では3.0%です。



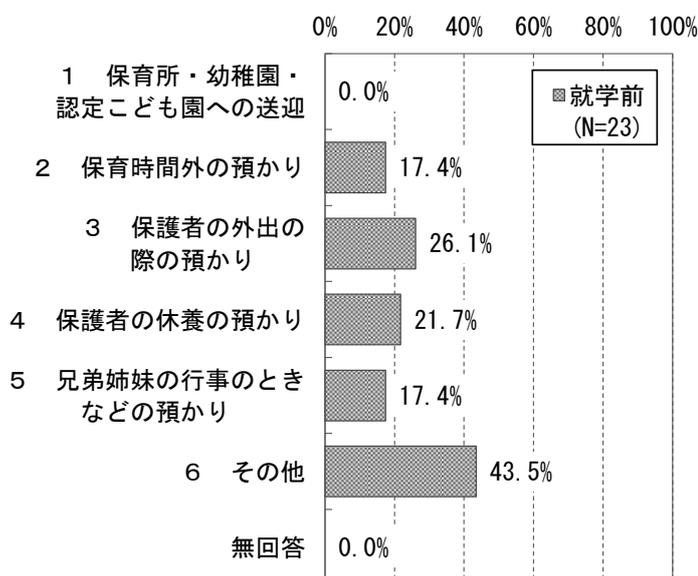
どのようなときに利用されましたか《○はいくつでも》。

【就学前：問 21-1】【小学生：問 18-1】

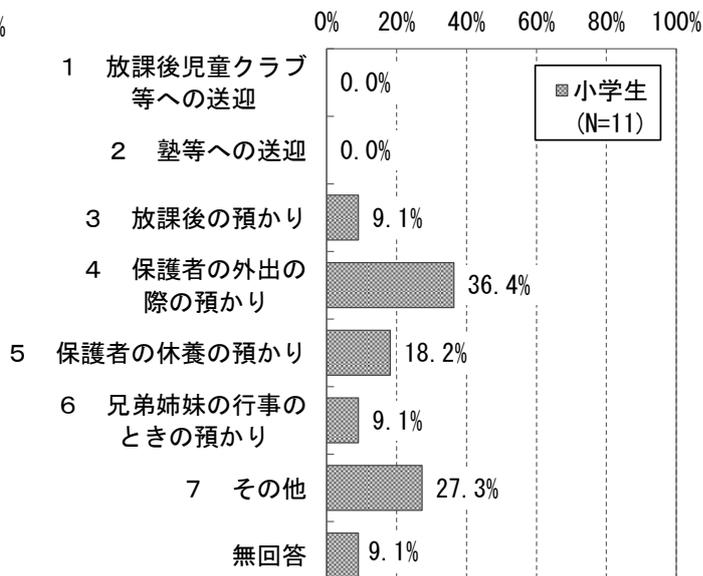
・就学前（利用したことがある23件）では、「その他」が43.5%（10件）と最も多く、「保護者の外出の際の預かり」が26.1%（6件）で続いています。「その他」の自由記入欄には、「就活の面接の際」、「他の子どもの通院・発表会」、「育休中、通院の際に」など、「保護者の外出の際の預かり」ととれる回答がみられました。

・一方、小学生（利用したことがある11件）では、「保護者の外出の際の預かり」が36.4%と最も多くなっています。

①就学前



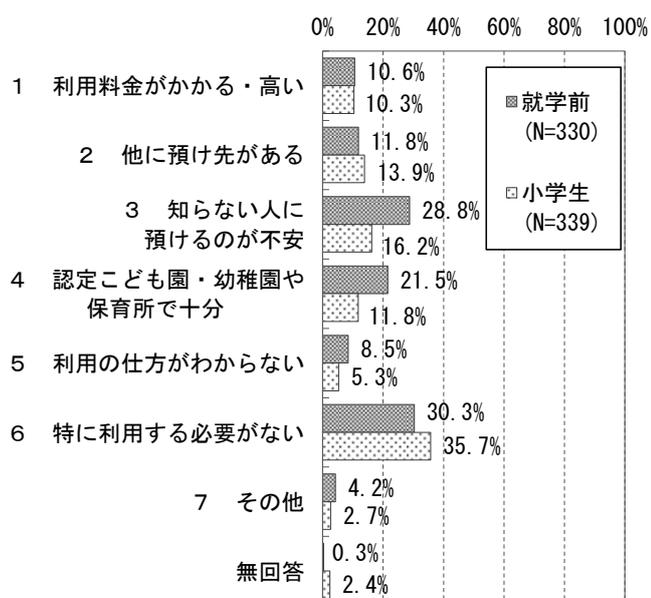
②小学生



利用したことがない理由を教えてください《○はいくつでも》。

【就学前：問 21-2】【小学生：問 18-2】

・ファミリー・サポート・センターを利用したことがない理由は、「特に利用する必要がない」の割合が最も高くなっていますが、就学前では「知らない人に預けるのが不安」や「認定こども園・幼稚園や保育所で十分」といった理由も多くなっています。



7. 子育てと地域社会について

(1) 授乳室について

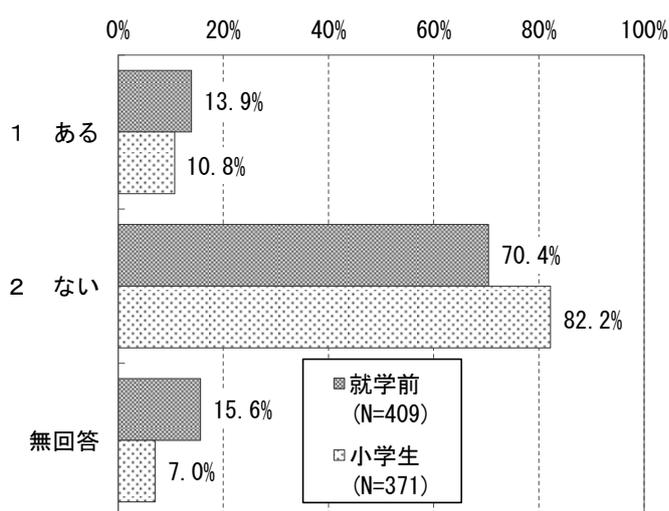
市内公共施設における授乳室の設置についてうかがいます。

(1) 市内公共施設を利用した際、授乳室がなく不便を感じたことがありますか
《○は1つ》。

(2) 上記で「ある」と回答された方にうかがいます。実際に不便を感じた施設名を
記入してください。

【就学前：問23】【小学生：問19】

・「不便を感じたことがある」は、就学前で13.9%、小学生で10.8%でした。実際に不便を感じた施設名は、市役所が6件、スポーツセンターが5件など、様々な公共施設があげられました。これらの施設の中には、実際には授乳室がある施設もありますが、「授乳室があるのは知っていて一度利用したが、環境が悪くて使い心地が悪かった」、「汚くて不衛生で仕える状態じゃなかった」など、設備が十分でないことを指摘する回答もみられました。



〔不便を感じた施設名〕

場所	件数	場所	件数	場所	件数
スーパー	11	文化センター	3	風連スキー場	1
名寄駅、駅前交流プラザ「よろーな」	8	福祉センター	2	エンレイホール	1
市役所	6	名寄市立病院	2	にこにこランド	1
スポーツセンター	5	風連改善センター	2	風連 B&G 海洋センター	1
図書館	3	北国博物館	2	児童センター	1
学校	3	道の駅	1	きたすばる	1
ピヤシリスキー場	3	幼稚園	1	サンピラーパーク	1

(2)「ヤングケアラー」について

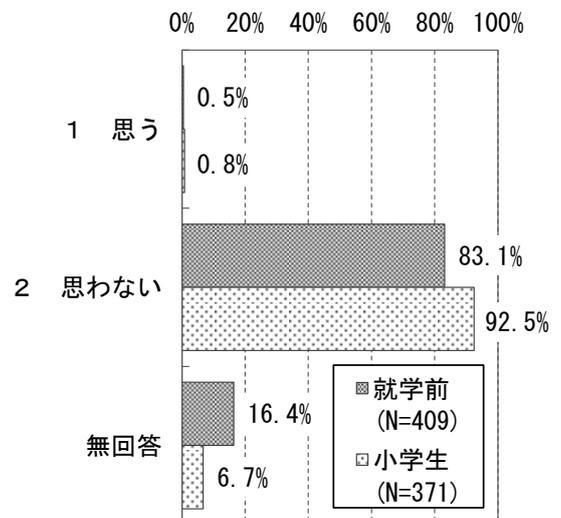
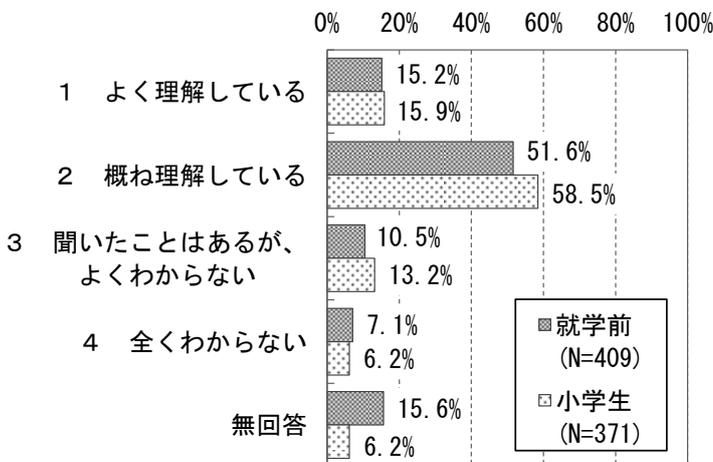
- (1) あなたは、「ヤングケアラー」のことを理解していますか《○は1つ》。
 (2) 現在、ご家庭ではヤングケアラーの状態にあると思いますか《○は1つ》。
 (3) 上記で「思う」と回答された方にうかがいます。家事や家族の世話について支援が必要と感じますか《○は1つ》。

【就学前：問 24】【小学生：問 20】

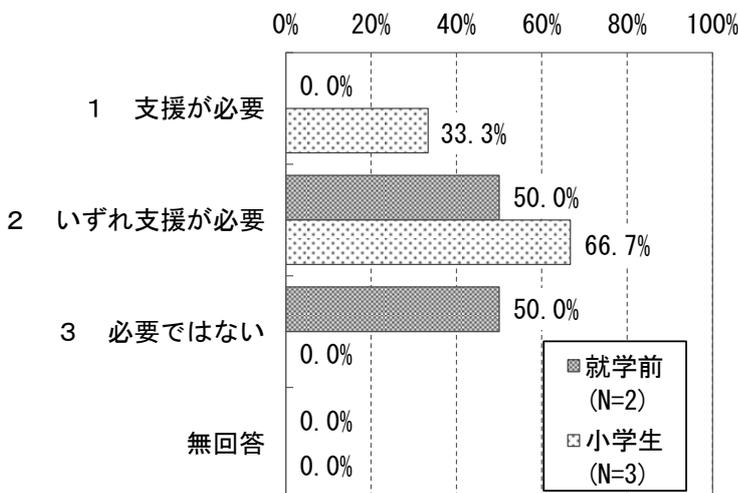
- ・「ヤングケアラー」の理解度は、「全くわからない」と「聞いたことはあるが、よくわからない」を合わせると、就学前、小学生ともに2割弱で、多くの方が理解していることがわかります。
- ・「ヤングケアラーの状態にあると思う」は、就学前が2人、小学生が3人でした。その方の支援の必要性は、「支援が必要」、「いずれ支援が必要」という回答がみられました。

〔理解度〕

〔ヤングケアラーの状態にあると思うか〕



〔支援の必要性〕



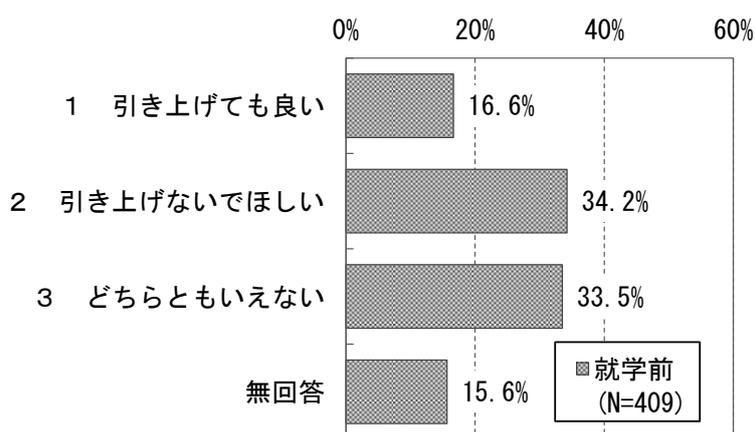
(3) 保育認定に係る就労時間の要件について

認定こども園の保育又は保育所の利用にあたっては、保育の必要性の認定（2号又は3号認定）を受ける必要があります。認定要件のひとつに保護者の就労がありますが、就労時間の下限については、月48時間から64時間の範囲で市町村が定める時間となっており、名寄市では月48時間以上の就労がある場合を保育の必要性があるものと規定しています。

ひと月の就労時間の下限を引き上げることについて、次のうち最も近いものを選択してください。

【就学前：問25】

・「引き上げないでほしい」が34.2%で、「引き上げてほしい」の16.6%を大きく上回っています。

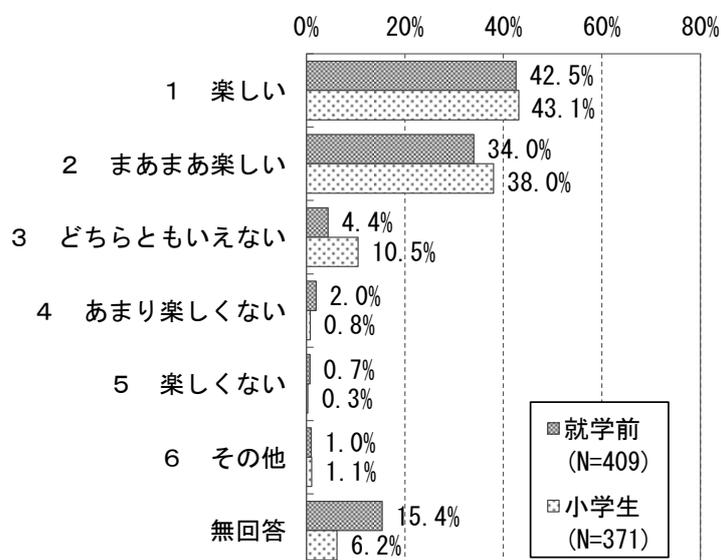


(4) 子育ての気持ち・悩み

お子さんを育てているあなたの今の気持ちはどうですか《○は1つ》。

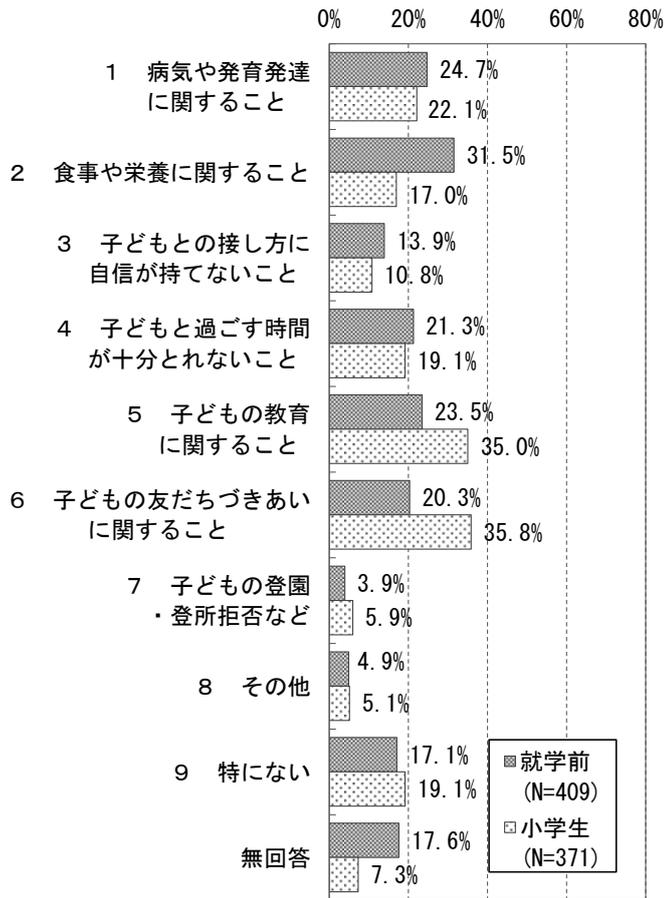
【就学前：問26】【小学生：問21】

・子育てが楽しいかを5段階尺度でたずねたところ、大半の回答が「楽しい」や「まあまあ楽しい」となりましたが、「あまり楽しくない」、「楽しくない」という回答もみられます。



子育てに関して、日常悩んでいること、あるいは気になることは何ですか《○はいくつでも》。
 【就学前：問 27】【小学生：問 22】

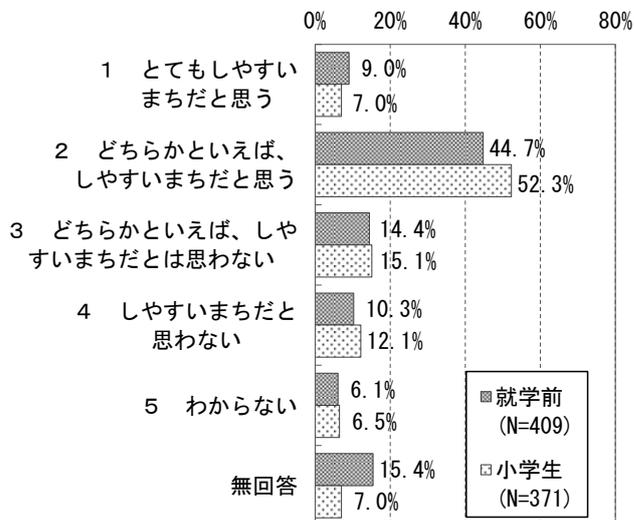
- ・子育ての悩みは、就学前では、「食事や栄養に関すること」が31.5%と最も割合が高く、「病気や発育発達に関すること」が24.7%で続いています。一方、小学生では、「子どもの友だちづきあいに関すること」(35.8%)と、「子どもの教育に関すること」(35.0%)の2項目の割合が高く、「病気や発育発達に関すること」が22.1%で続いています。
- ・「子どもの登園登所拒否など」が、就学前で3.9%、小学生で5.9%みられます。



名寄市は子育てしやすいまちだと思いますか《○は1つ》。

【就学前：問 28】【小学生：問 23】

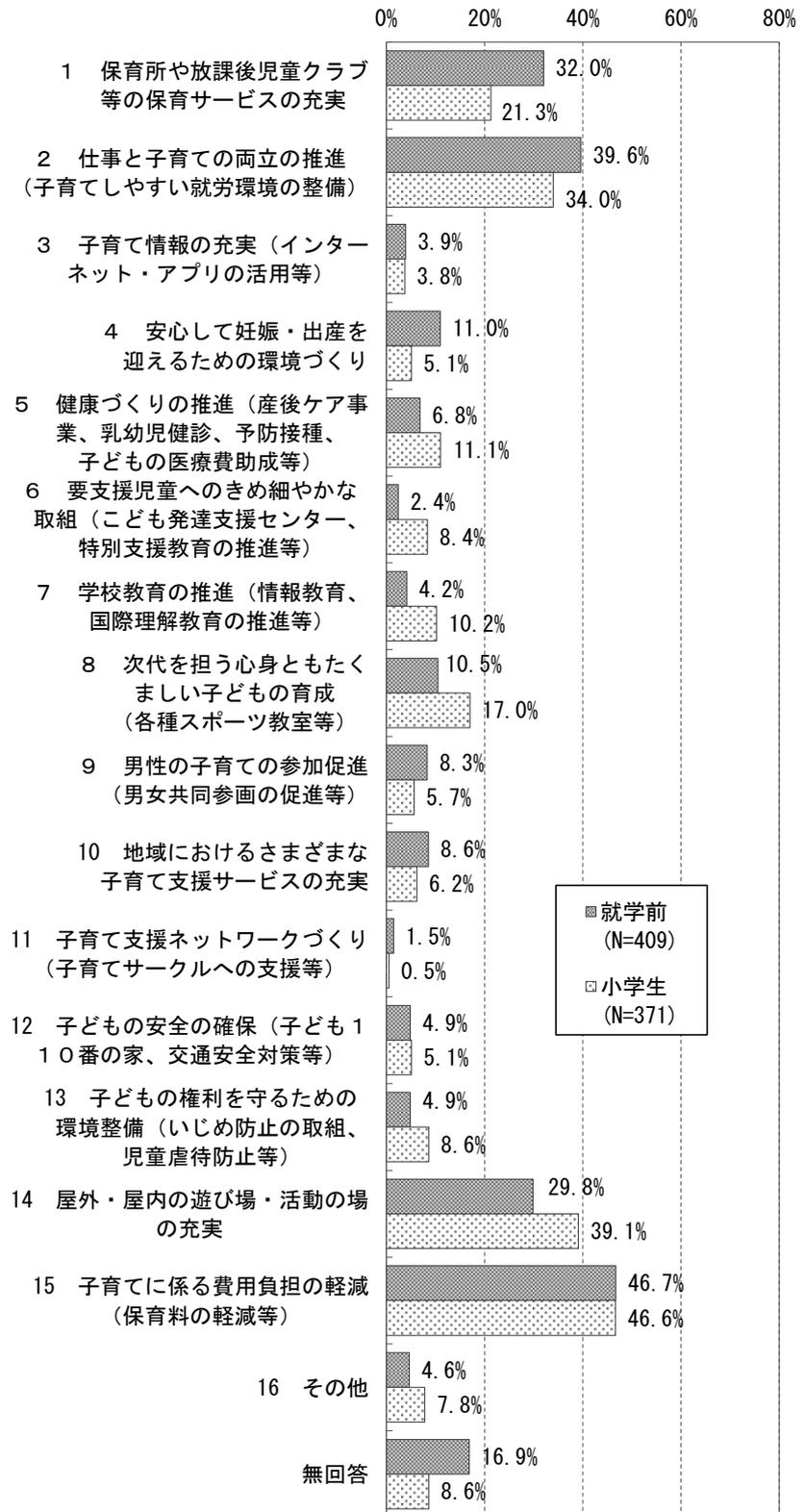
- ・名寄市は子育てしやすいまちだと思うかについては、「とてもしやすいまちだと思う」と「どちらかといえば、しやすいまちだと思う」を合わせた『思う』割合は、就学前、小学生ともに6割弱となっています。



名寄市が今よりも子育てしやすいまちになるためにはどのようなことが重要だと思いますか《○は主なもの3つまで》。 【就学前：問 29】【小学生：問 24】

・子育てしやすいまちづくりに関する 15 項目の施策の意向をたずねたところ、就学前、小学生ともに、「子育てに係る費用負担の軽減（保育料の軽減等）」が最も割合が高くなっています。

・次いで、就学前では、「仕事と子育ての両立の推進（子育てしやすい就労環境の整備）」、「保育所や放課後児童クラブ等の保育サービスの充実」の順、小学生では、「屋外・屋内の遊び場・活動の場の充実」、「仕事と子育ての両立の推進（子育てしやすい就労環境の整備等）」の順となっています。



資料2 小中学生アンケートの結果概要

こども基本法に基づき、こどもの意見を計画に反映させるため、令和6年11月に、こどもの権利に関することや名寄市をどんなまちにしたいか等について、市内の小中学生を対象に「こどもアンケート」を実施しました。インターネットサイト上にあるアンケートフォームに学校で配布されているタブレットで回答する方法で実施しました。

■「こどもアンケート」の配布・回収の状況

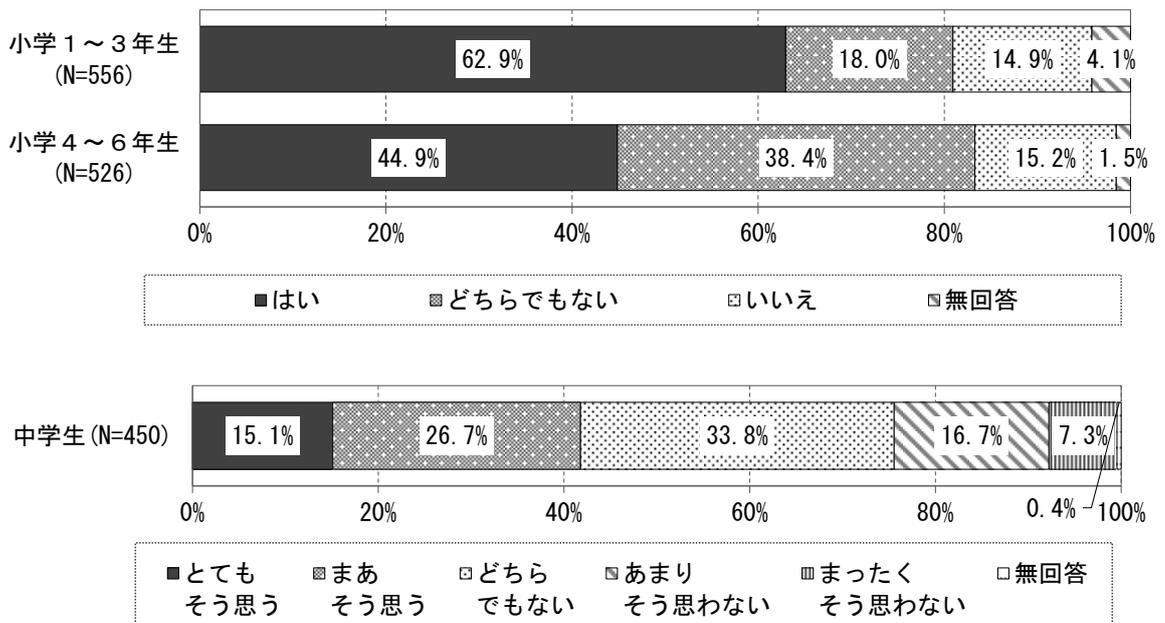
対 象	配布数	回収数	回収率
小学生	1,108	1,082	97.7%
中学生	547	450	82.3%

1. 自分自身に対する意識

あなたは、以下のことをどのように思っていますか。

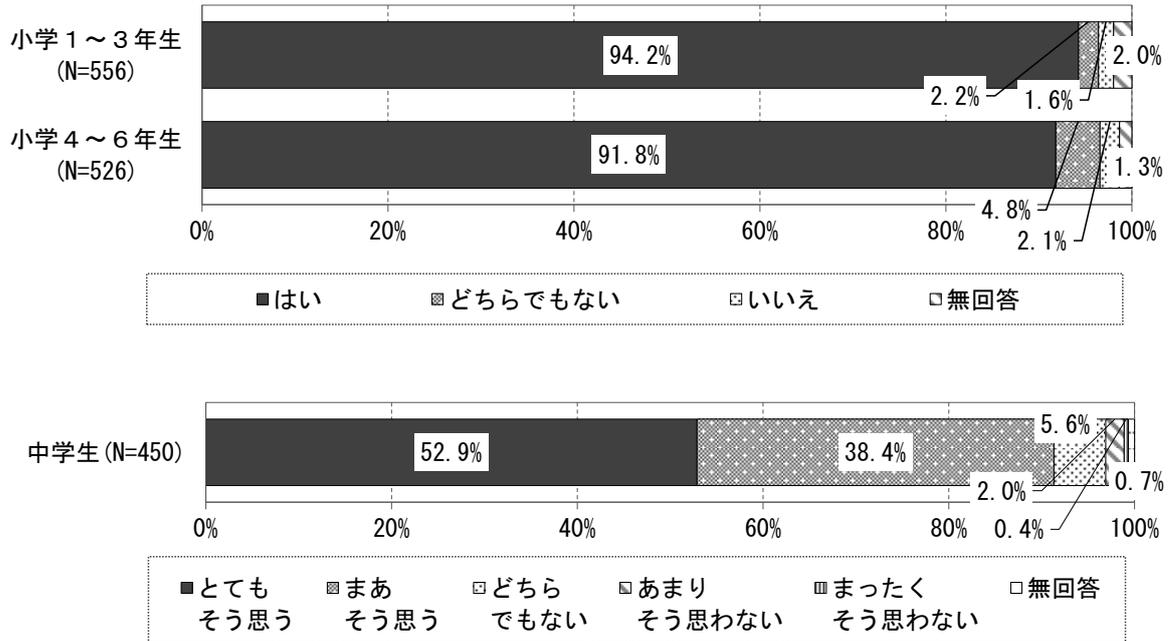
①自分自身のことがすきだ 【低学年：問1】【高学年：問1】【中学生：問1】

- ・問1では、自分自身に対する意識について、9項目たずねています。小学生には「はい」、「いいえ」、「どちらでもない」の3段階尺度で、中学生には「とてもそう思う」以下、5段階尺度でたずねています。概ね、どの項目も肯定的な意識の割合が高くなっていますが、否定的な意識もみられます。



あなたは、以下のことをどのように思っていますか。

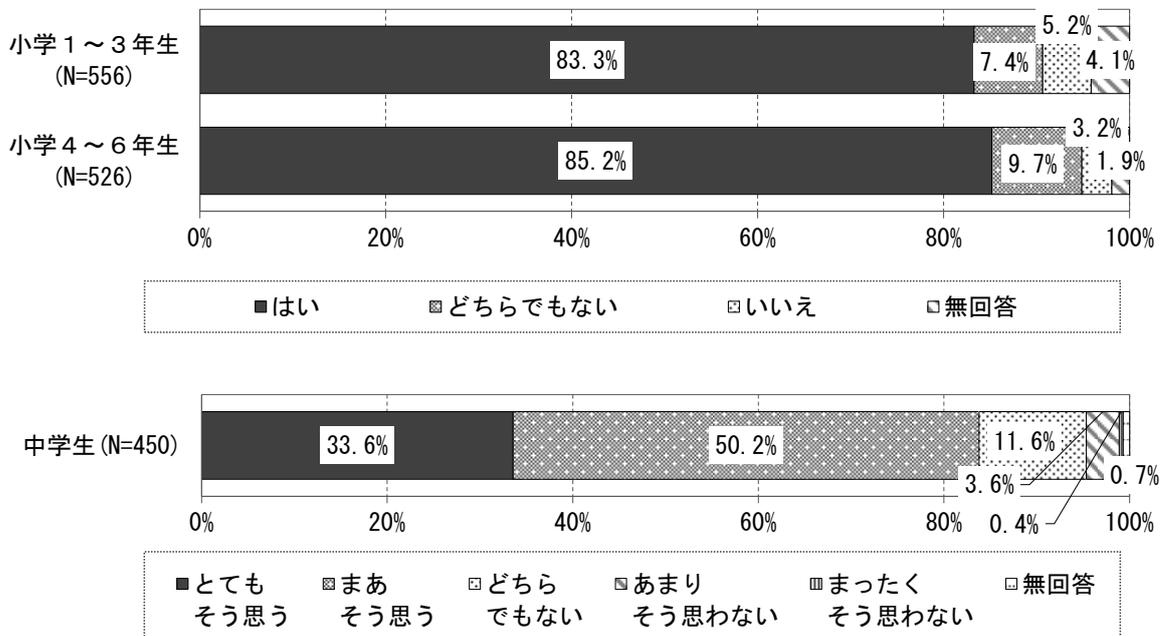
② 家族に大事にされている 【低学年：問1】 【高学年：問1】 【中学生：問1】



あなたは、以下のことをどのように思っていますか。

③ 周りの人は自分の意見をちゃんと聞いてくれている

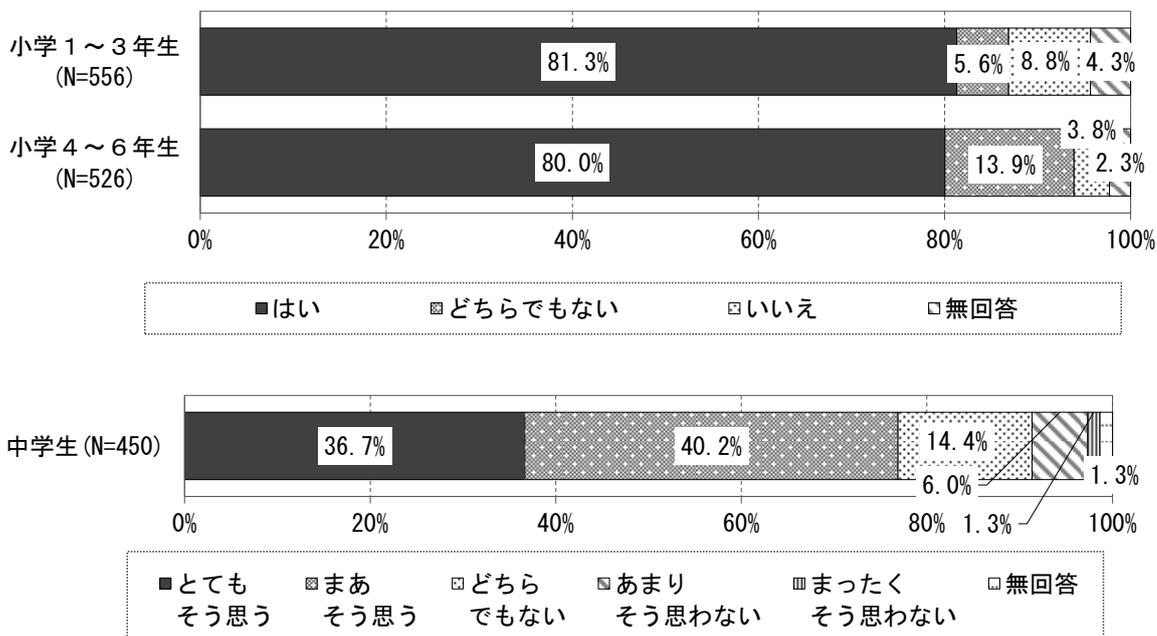
【低学年：問1】 【高学年：問1】 【中学生：問1】



あなたは、以下のことをどのように思っていますか。

④家族の他に自分のことを真剣に考えてくれる大人がいる

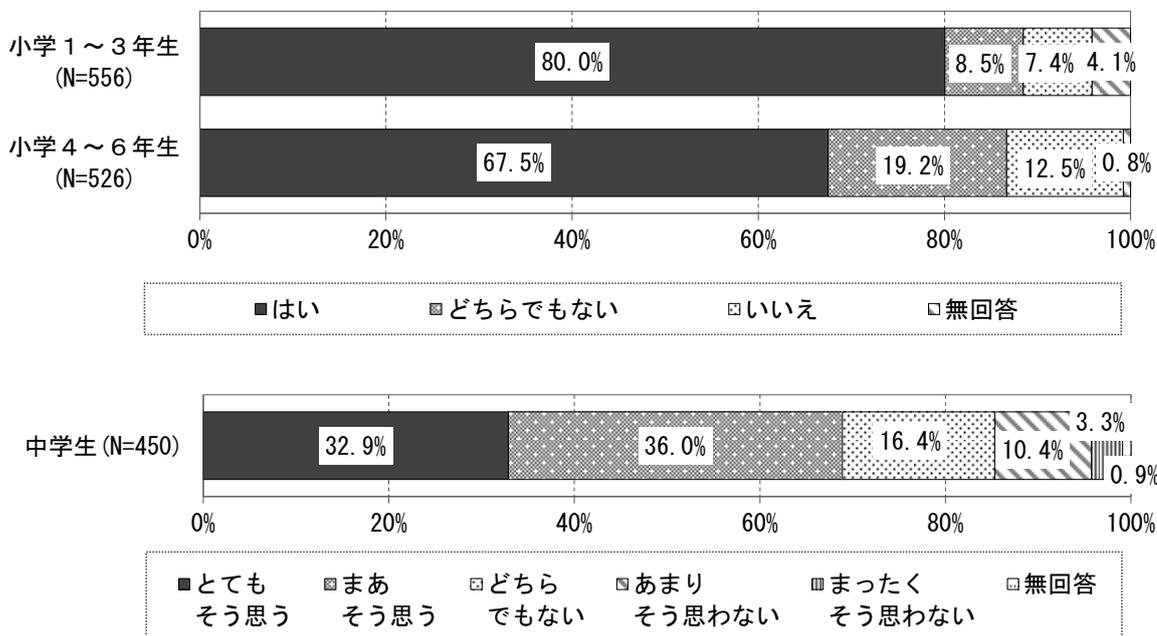
【低学年：問1】【高学年：問1】【中学生：問1】



あなたは、以下のことをどのように思っていますか。

⑤学校が楽しい

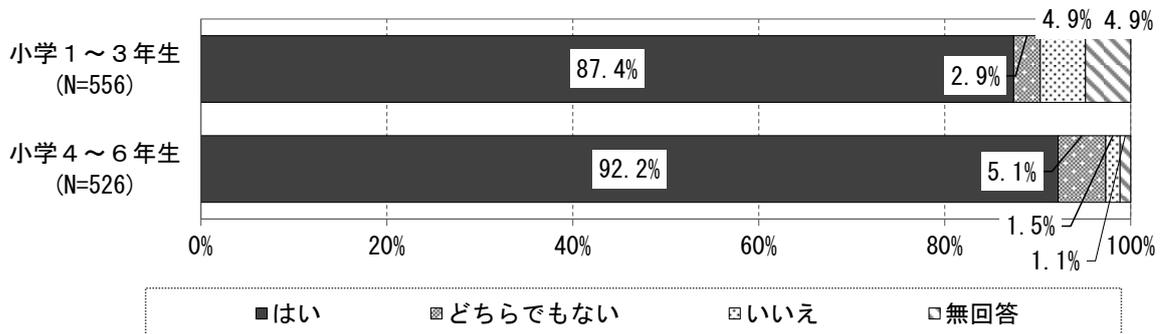
【低学年：問1】【高学年：問1】【中学生：問1】



あなたは、以下のことをどのように思っていますか。

⑥ 自由な時間がある

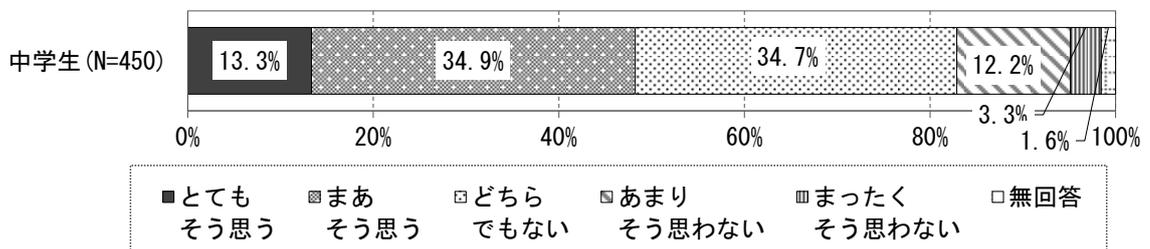
【低学年：問1】【高学年：問1】



あなたは、以下のことをどのように思っていますか。

⑦ 他の人から必要とされている

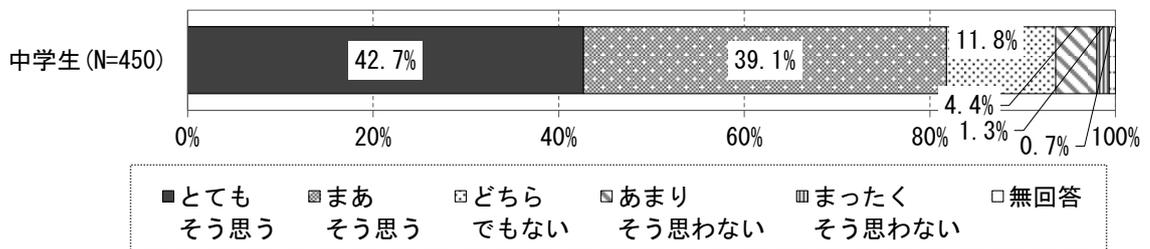
【中学生：問1】



あなたは、以下のことをどのように思っていますか。

⑧ 人の役に立ちたい

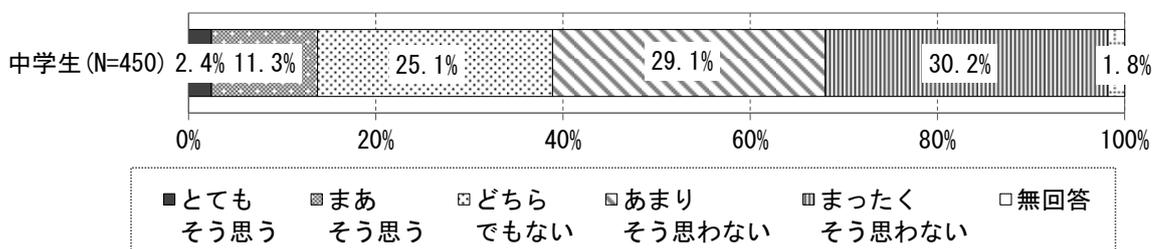
【中学生：問1】



あなたは、以下のことをどのように思っていますか。

⑨ 孤独だと感じる

【中学生：問1】



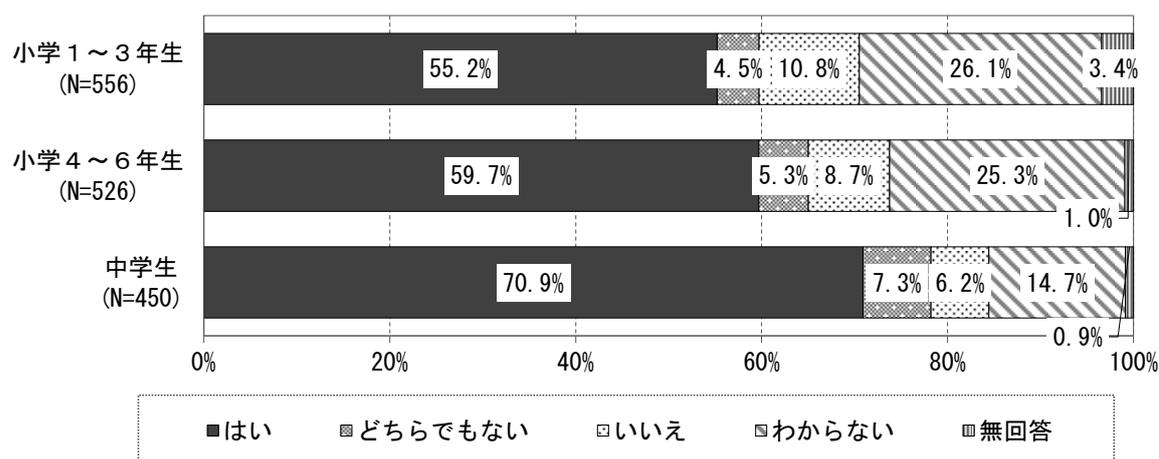
2. 「子どもの権利」に対する意識

あなた自身やあなたのまわりの子どもで、次の「子どもの権利」は、守られていると思いますか。

①性別や意見、経済状況などどんな理由でも差別されていない

【低学年：問2】【高学年：問2】【中学生：問2】

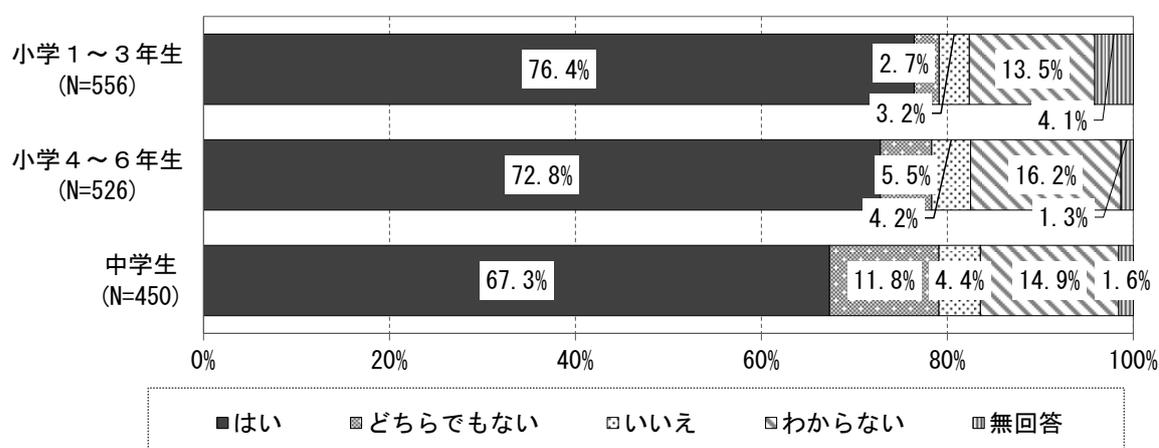
問2では、「子どもの権利」に対する意識について、「はい」、「いいえ」、「どちらでもない」の3段階尺度で、6項目たずねています。どの項目も肯定的な意識の割合が高くなっていますが、否定的な意識もみられます。



あなた自身やあなたのまわりの子どもで、次の「子どもの権利」は、守られていると思いますか。

②自分にとって一番よいことは何か、大人と一緒に考えてもらえる

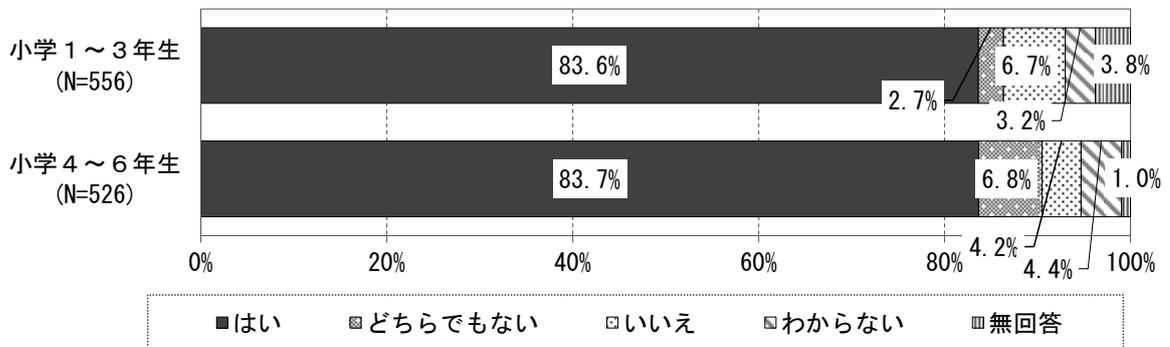
【低学年：問2】【高学年：問2】【中学生：問2】



あなた自身やあなたのまわりの子どもで、次の「子どもの権利」は、守られていると思いますか。

③ やりたいことを楽しみ、のびのび遊び、疲れたら休むことができる

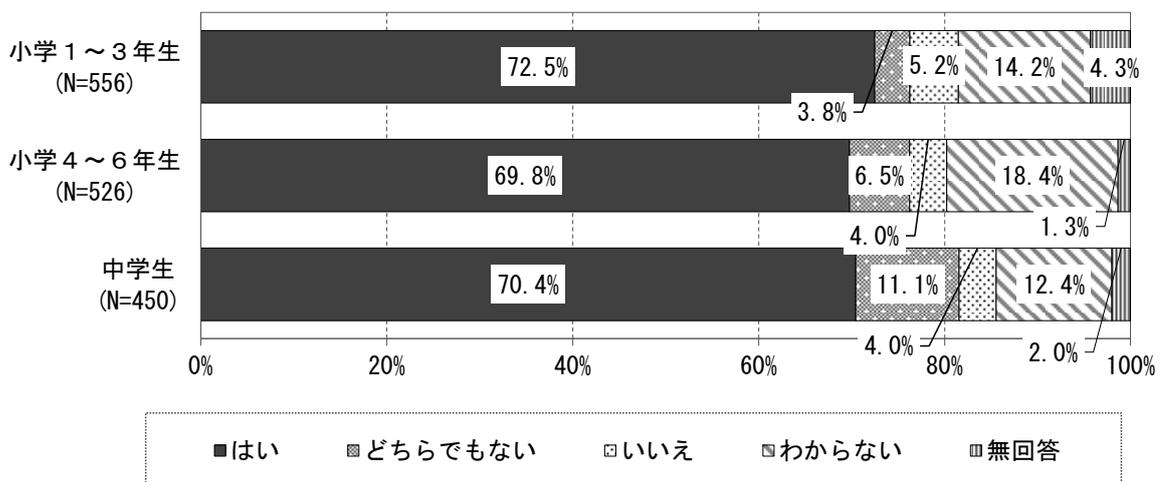
【低学年：問2】【高学年：問2】



あなた自身やあなたのまわりの子どもで、次の「子どもの権利」は、守られていると思いますか。

④ 自由に意見を言うことができ、大人はその意見を大切にしてくれる

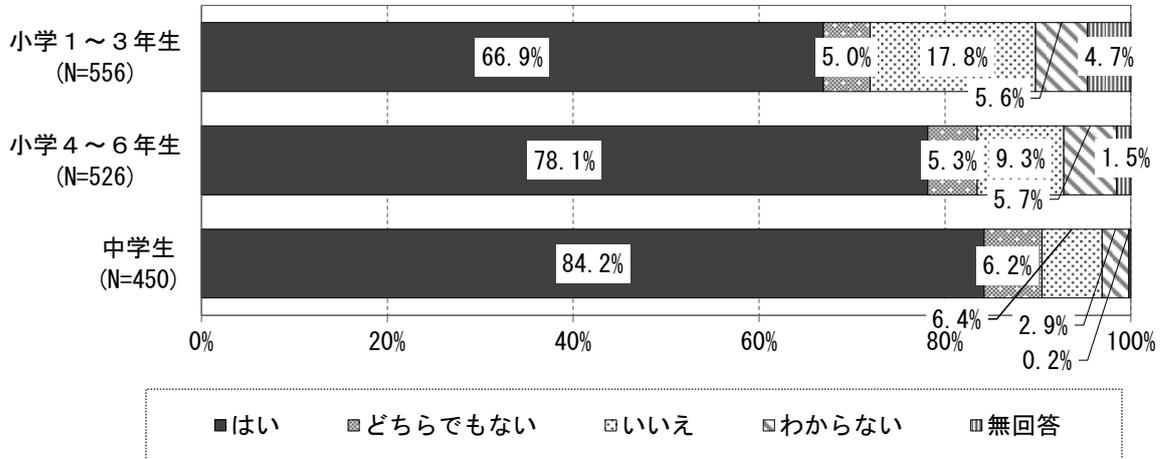
【低学年：問2】【高学年：問2】【中学生：問2】



あなた自身やあなたのまわりの子どもで、次の「子どもの権利」は、守られていると思いますか。

⑤おうちの人からたたかれたり、ひどいことを言われたりしていない

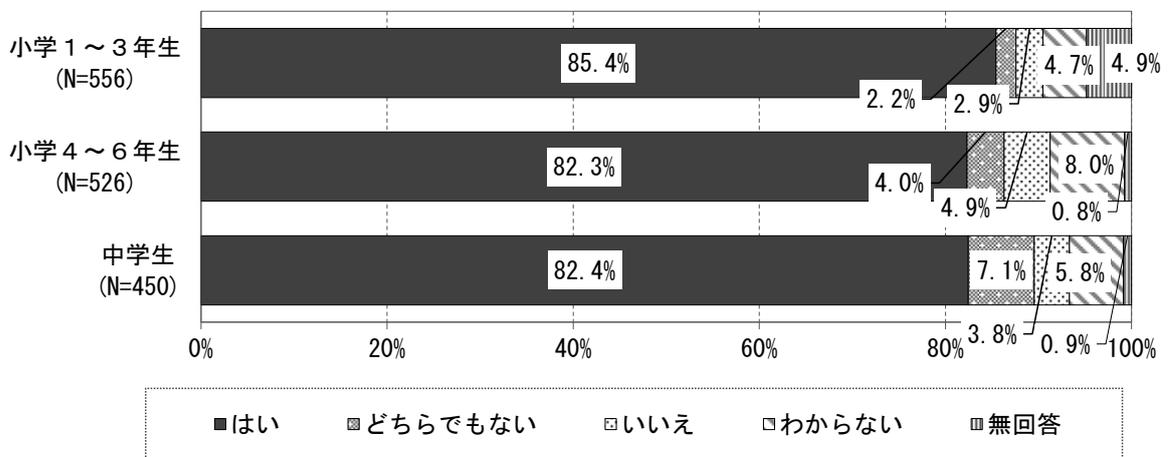
【低学年：問2】【高学年：問2】【中学生：問2】



あなた自身やあなたのまわりの子どもで、次の「子どもの権利」は、守られていると思いますか。

⑥心も身体ものびのびと成長でき、安心して暮らしている

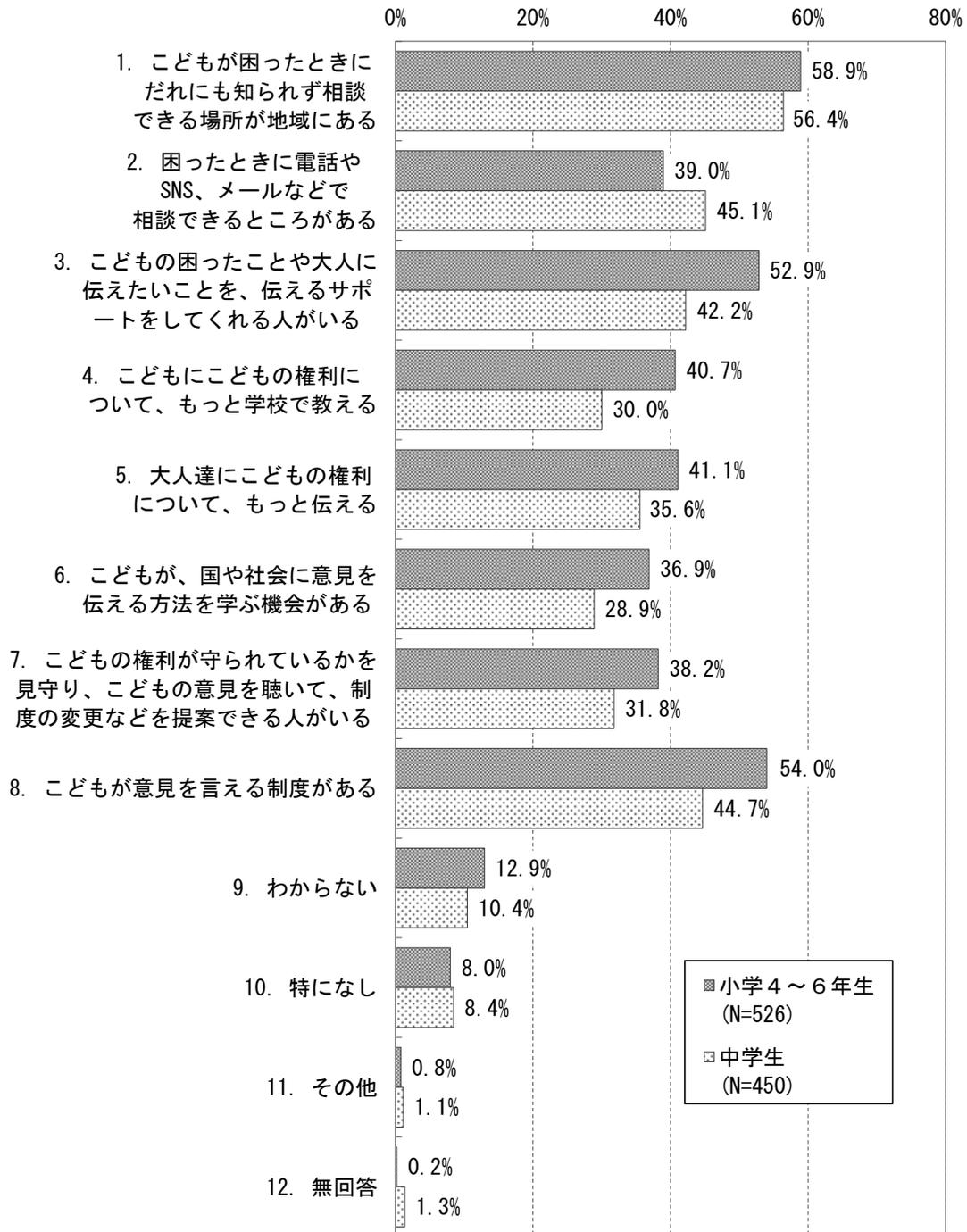
【低学年：問2】【高学年：問2】【中学生：問2】



あなたは、子どもの権利を守るために、どんな仕組みがあるとよいと思いますか。(いくつでも選んでください)

【高学年：問3】【中学生：問3】

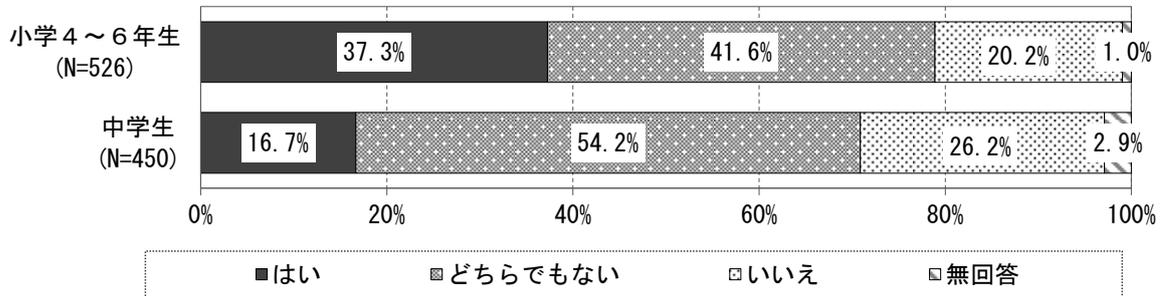
・小学校高学年と中学生の間3では、子どもの権利を守るための仕組みについてたずねています。「相談できる場所」や「伝える手伝いをしてくれる人」、「こどもが意見を言える制度」などの割合が高くなっています。なお、「こどもが意見を言える制度」は、小学校高学年では、「こどもが意見を言える場所」と設問の言葉を言い換えてたずねました。



あなたは自分の意見を言ったり、いろんな機会に参加する権利を持っています。名寄市では、市に意見を伝えたり、実現に向けて一緒に取り組む機会を増やしたいと考えています。今後、そのような機会があれば、参加したいと思いますか。

【高学年：問4】【中学生：問4】

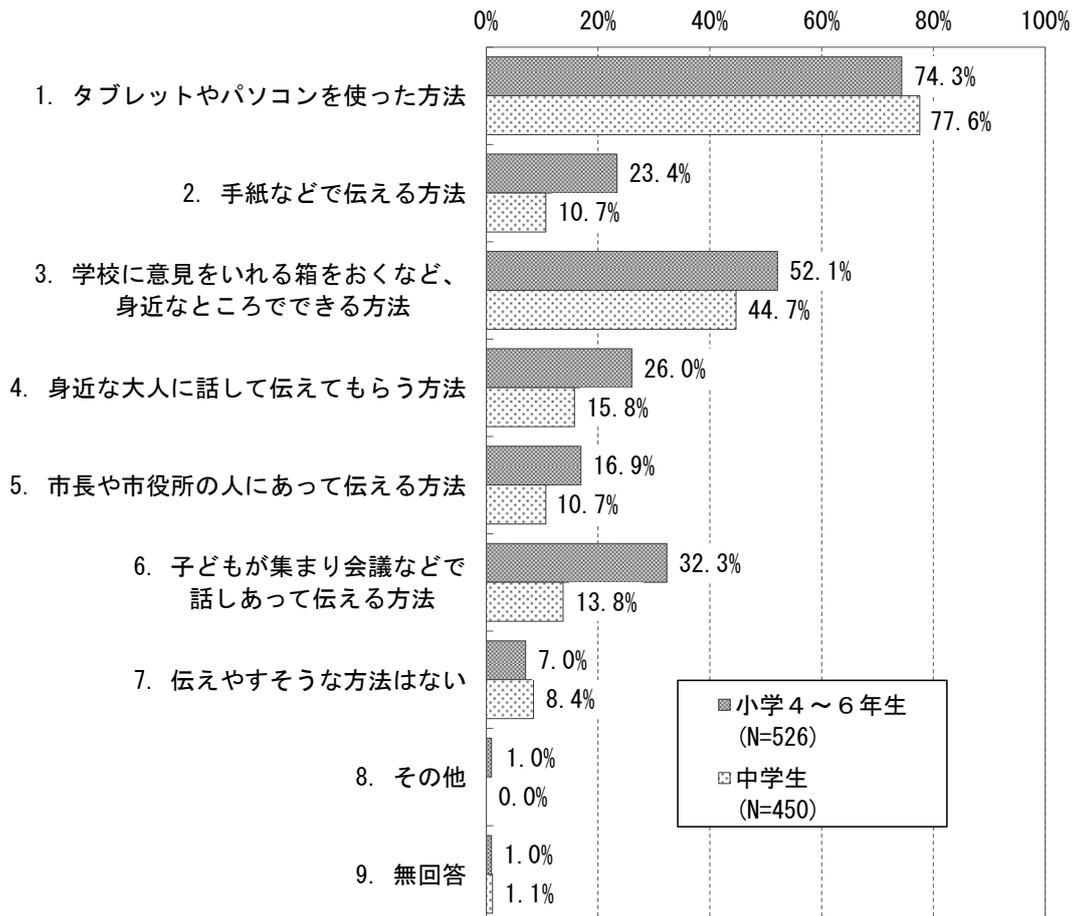
- ・小学校高学年と中学生の間4では、意見表明の機会への参加意向についてたずねています。「はい」「どちらでもない」「いいえ」で意見が分かれています。



どのような方法があれば、あなたは名寄市に意見を伝えやすいですか。(いくつでも選んでください)

【高学年：問5】【中学生：問5】

- ・「タブレットやパソコンを使った方法」の割合が高くなっています。



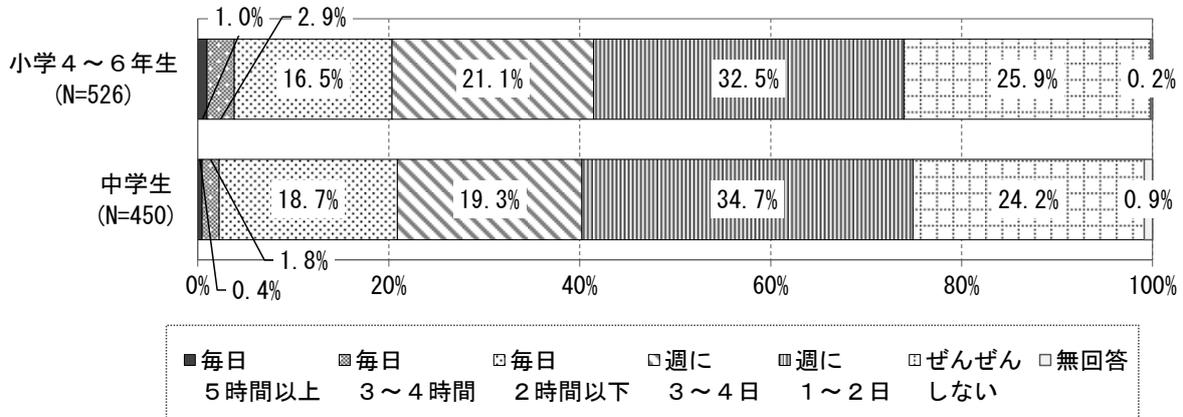
3. お手伝いについて

あなたは、次の活動をふだんどれくらいしますか。

①親に代わって家事（洗濯、そうじ、料理、片付けなど）をする

【高学年：問6】【中学生：問6】

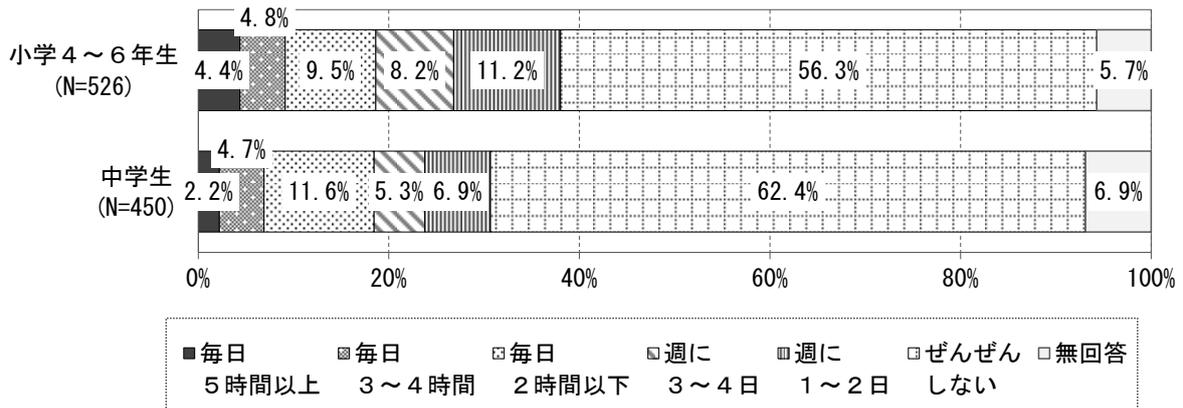
・小学校高学年と中学生の間6では、お手伝いの時間についてたずねています。長時間のお手伝いをしているこどももみられます。



あなたは、次の活動をふだんどれくらいしますか。

②親に代わってきょうだいの世話をする

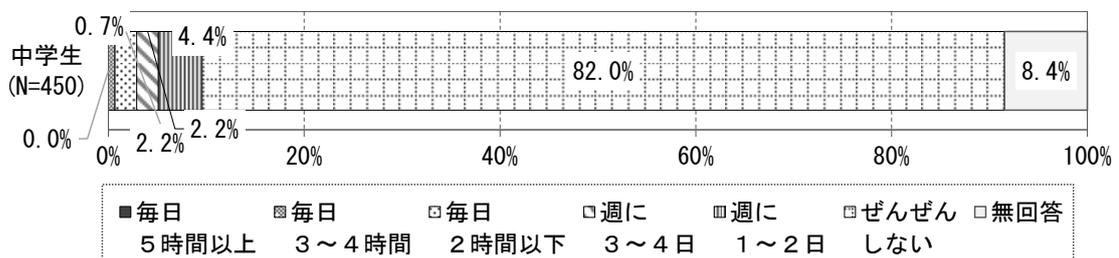
【高学年：問6】【中学生：問6】



あなたは、次の活動をふだんどれくらいしますか。

③親に代わってきょうだいの世話をする

【中学生：問6】

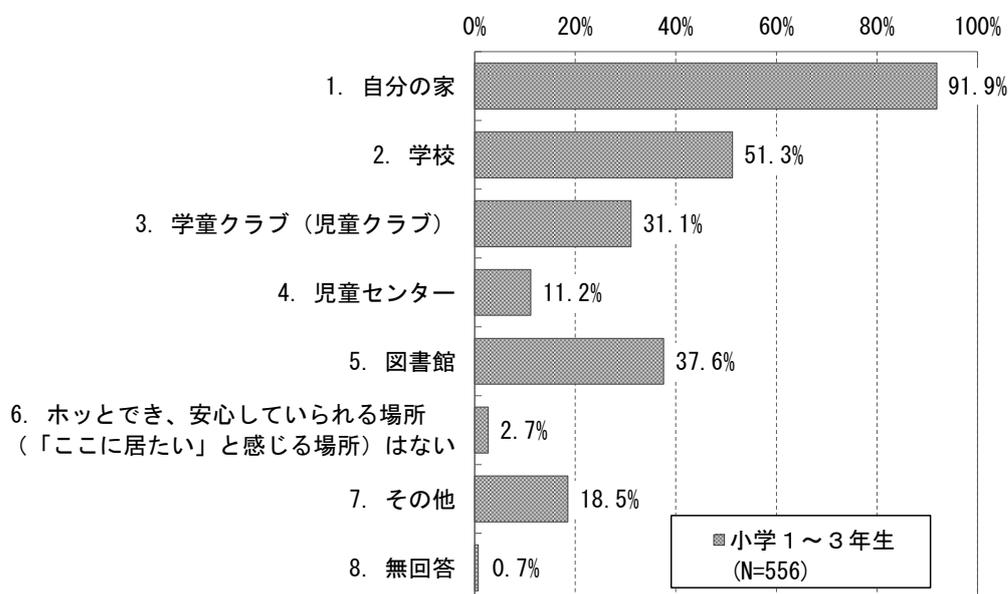
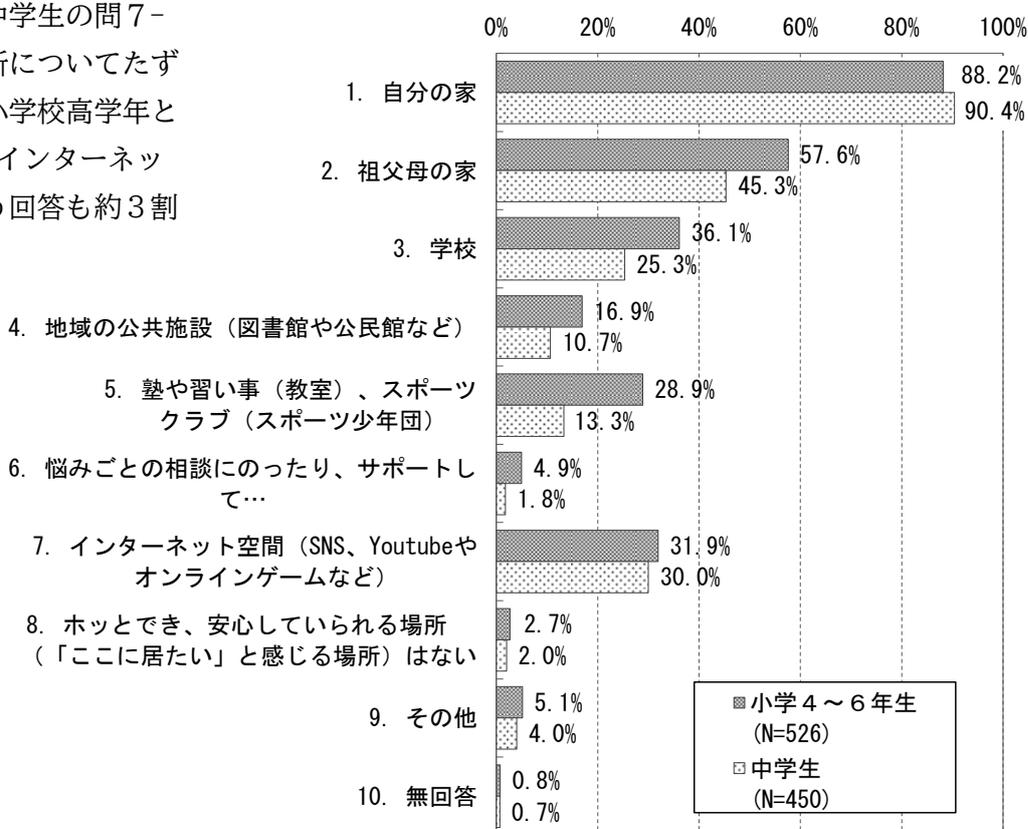


4. 居場所について

あなたには、ホッとでき、安心していただける場所（「ここに居たい」と感じる場所）はありますか。（いくつでも選んでください）

【低学年：問3-1】【高学年：問7-1】【中学生：問7-1】

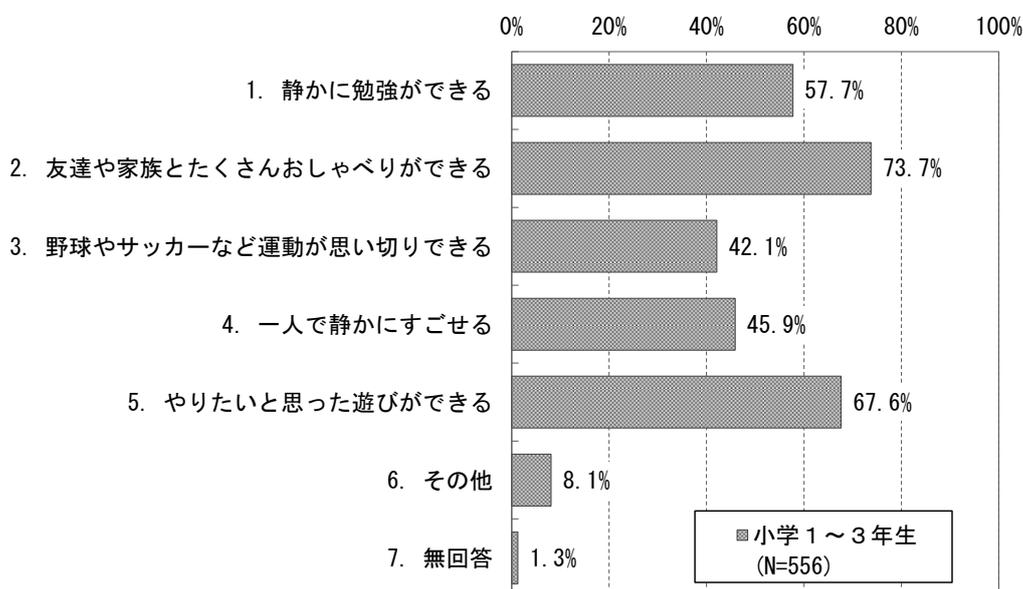
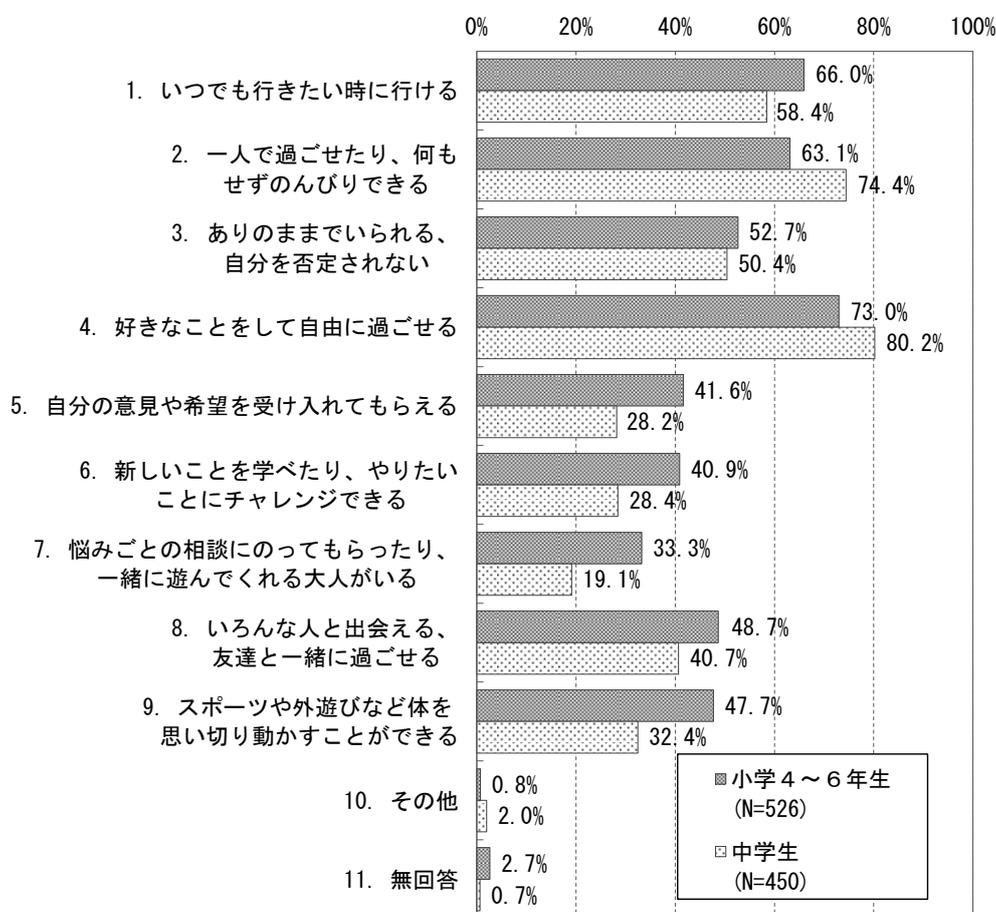
・小学校低学年の間3-1、小学校高学年と中学生の間7-1では、居場所についてたずねています。小学校高学年と中学生では、「インターネット空間」という回答も約3割みられます。



ホッとでき、安心していただける場所（「ここに居たい」と感じる場所）はどのような場所ですか。（いくつでも選んでください）

【低学年：問3-2】【高学年：問7-2】【中学生：問7-2】

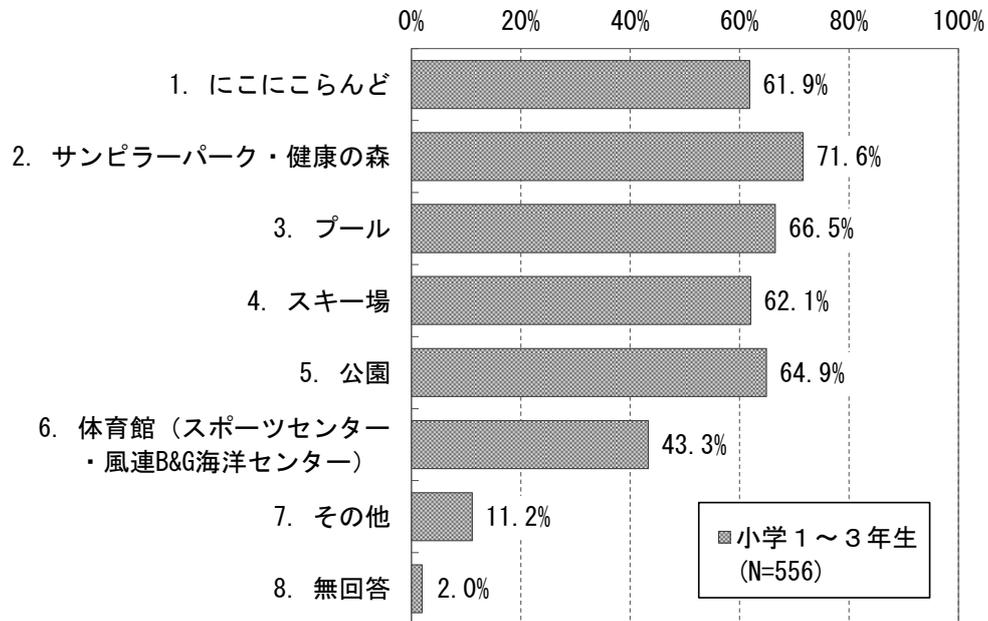
・小学校低学年の間3-2、小学校高学年と中学生の間7-2では、居場所のニーズについてたずねています。様々なニーズがあげられています。



あなたがおうち以外で遊びたいと思う場所はどこですか。

【低学年：問5】

・小学校低学年の間5では、遊び場のニーズについてたずねています。様々なニーズがあげられています。

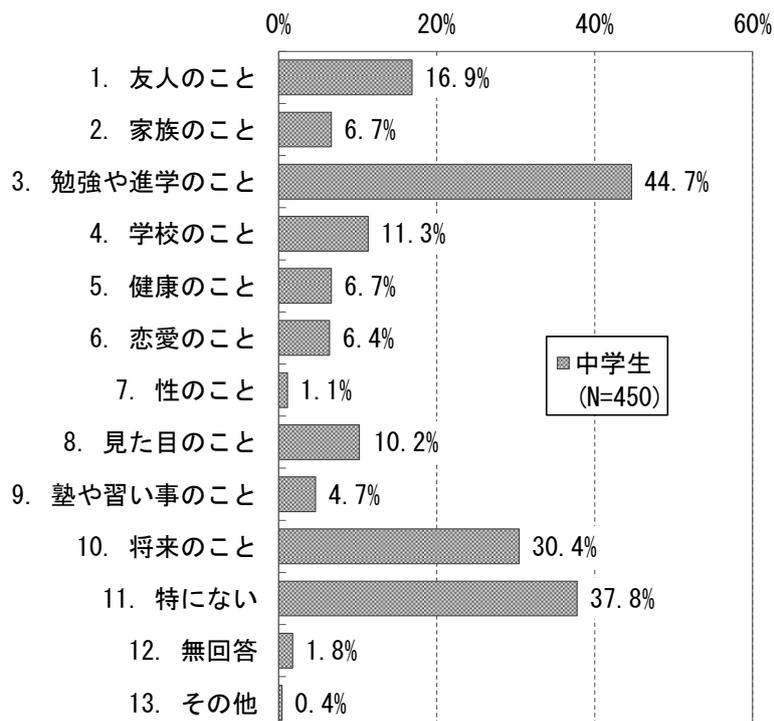
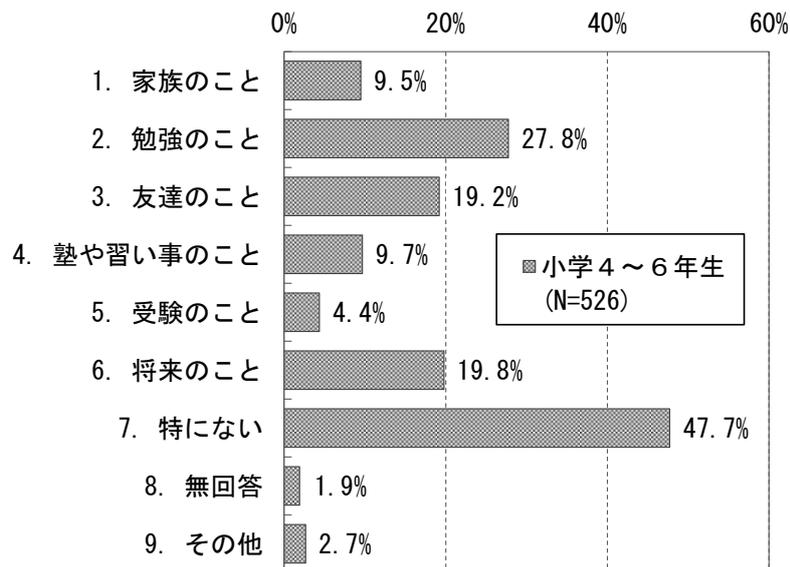


5. 困りごと、悩みについて

今、困っていること、悩んでいること、つらいことはどんなことですか。(いくつでも選んでください)

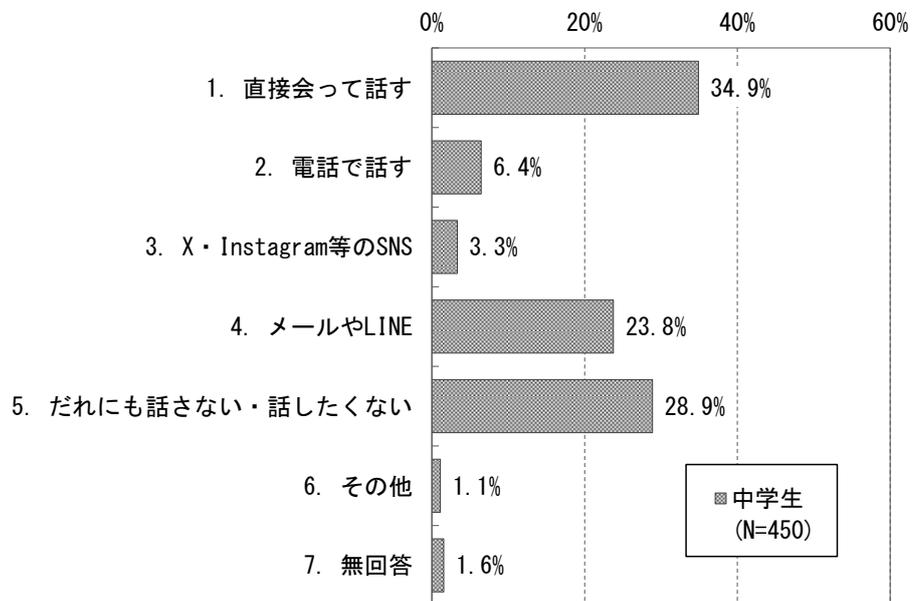
【高学年：問8】【中学生：問8】

- ・小学校高学年と中学生の間8では、困りごと、悩みについてたずねています。様々な困りごと、悩みがあげられています。



自分の悩みを話す方法として、あなたはどのような方法を使いますか。最もあてはまる方法を教えてください。 【中学生：問9】

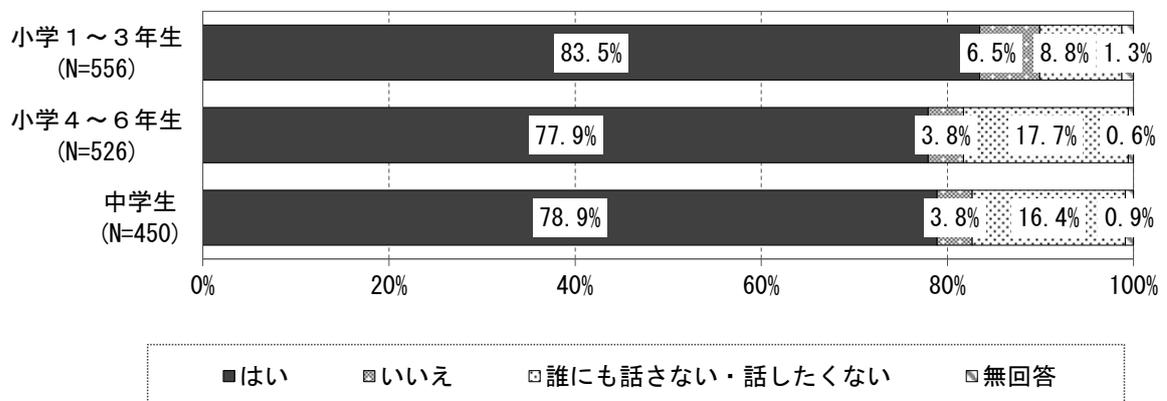
・中学生の問9では悩みを話す方法についてたずねています。「だれにも話さない・話したくない」が3割近くにのびます。



ふだん、困っていることや悩んでいること、つらいことがあるときにあなたの話を聞いてくれる人はいますか。

【低学年：問4-1】【高学年：問9-1】【中学生：問10-1】

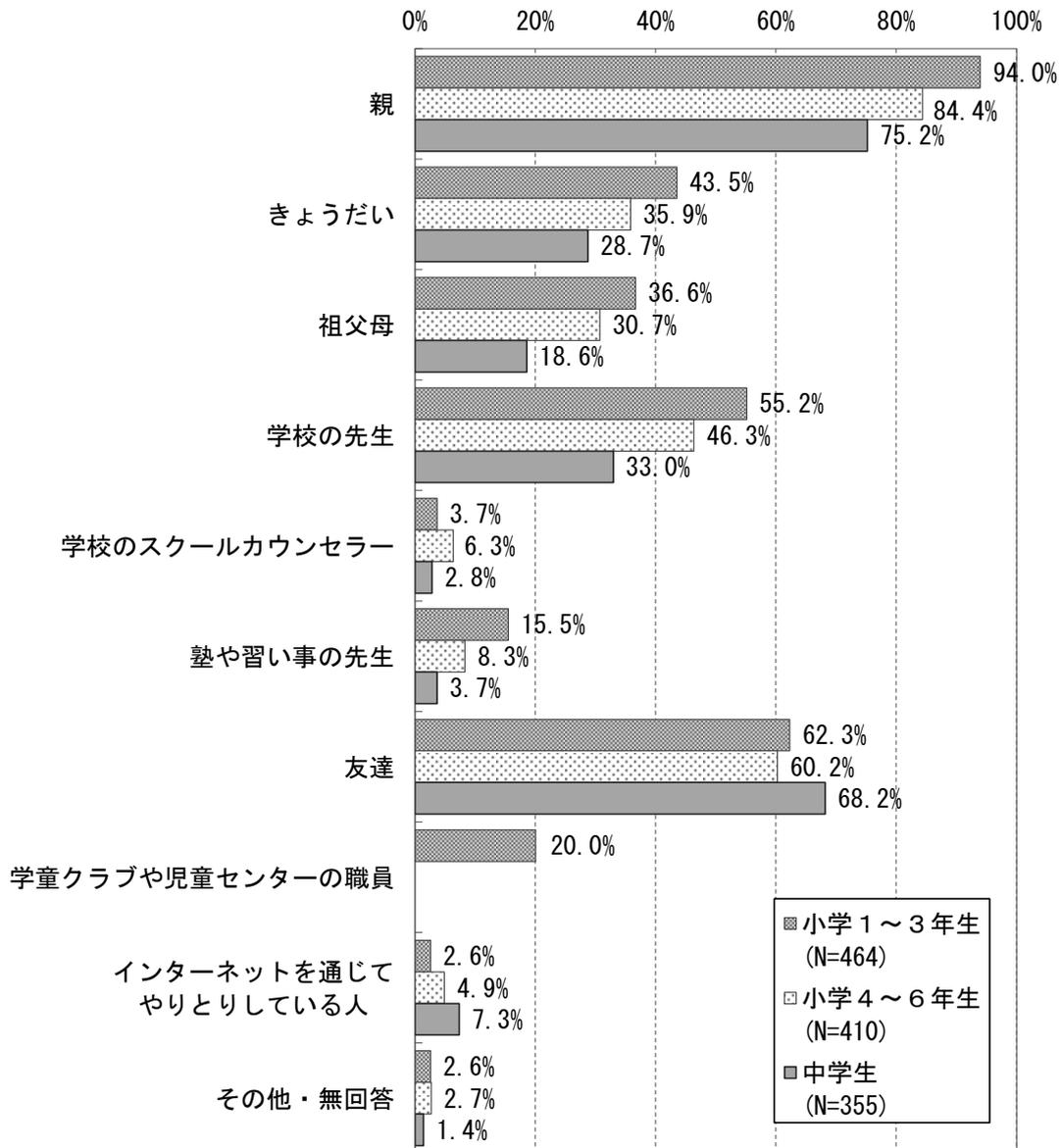
・小学校低学年の問4-1、高学年の問9-1、中学生の問10-1では、話を聞いてくれる人の有無についてたずねています。「いいえ」や「誰にも話さない・話したくない」という回答もみられます。



ふだん、困っていることや悩んでいること、つらいことがあるときにあなたの話を聞いてくれる人はいますか。それはだれですか。(いくつでも選んでください)

【低学年：問4-2】【高学年：問9-2】【中学生：問10-2】

・小学校低学年の間4-2、高学年の間9-2、中学生の間10-2では、話を聞いてくれる人はだれかについてたずねています。小学校低学年、高学年、中学生のいずれも、「親」、「友達」、「学校の先生」の順となっています。



資料3 用語解説

あ行

◇ICT

インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略語で、通信技術を使って人と人とがつながる技術のこと。

◇生きる力

変化の激しいこれからの社会を生きるために重要な力。文部科学省が学習指導要領の中で、教育の理念として掲げている。知（確かな学力）、徳（豊かな人間性）、体（健康・体力）をバランスよく育てていくことが重要とされている。

◇インクルーシブ教育

障がいの有無や国籍、性別といった様々な違いや課題を超えて、子どもたちが同じ環境で学び合う教育のこと。

◇ウェルビーイング

経済的損得や、他者からの評価に偏った幸福感ではなく、自己肯定感や人とのつながり、社会貢献意識など精神的な充足感を持ち、身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。

◇AI

アーティフィシアル インテリジェンスの略語で、言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術のこと。人工知能。

◇AIオンデマンド交通

オンデマンド交通は、予約をすると運行する乗り合いの公共交通機関のこと。名寄市では、事前予約により、同時刻に同じ方向に行く利用者がある場合、AIが独自のルートを作成し、乗り合わせで運行する事業を行っている。

◇屋内スポーツ施設

スポーツセンター、体育センターピヤシリ・フォレスト、風連B & G海洋センター体育館、風連農村環境改善センター、市営プール等。

◇おなやみポスト

児童生徒が、一人1台端末やWebページからいじめに関することや学校生活、家庭生活での不安や悩みを送信し、速やかに教育委員会や学校で共有できる北海道が設置した相談窓口。

か行

◇教育・保育施設

認定こども園法に規定する認定こども園、学校教育法に規定する幼稚園及び児童福祉法に規定する保育所のこと。

◇合計特殊出生率

地域内の15～49歳までの全女性の年齢別出生率を合計した人口統計の指標。その地域で、一人の女性が一生の間に出産する子どもの人数とみなして、少子化の傾向を把握するために用いる。

◇子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して切れ目のない支援を提供するワンストップ拠点のこと。

◇子ども家庭総合支援拠点

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点。

◇こども家庭センター

子どもや子育て世帯、妊産婦を対象に医療・福祉・保育・教育などの多方面から継続して一体的な支援を行う拠点。子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点事業の両機能を併せ持つ。

◇こども基本法

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月に施行されたもの。

◇子ども・子育て支援

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援のこと。

◇子どもの権利条約

こどもが持つ権利について定めた条約で、平成元年に国連総会で採択され、日本も平成6年に批准している。「差別の禁止」、「こどもの最善の利益」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「こどもの意見の尊重」という4つの原則が定められている。児童の権利条約、こどもの権利条約などとも呼ぶ。

◇コミュニティ・スクール

学校と地域住民が力を合わせ、より良い教育環境づくりを進めるため、地域住民が学校運営に参画できるようにする仕組みや考え方のこと。

さ行

◇施設型給付費

認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）における教育・保育に要した費用。

◇児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告が、法律で義務づけられている。

◇スクールソーシャルワーカー

児童・生徒が抱えている問題に対して、保護者や教職員、関係機関と連携しながら解決に向けた支援を行う専門職。

◇Society5.0

平成28年に内閣府が提唱した、先進技術を活用し、それまでの社会の課題を解決する社会。狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く新たな社会の姿と位置づけられている。

た行

◇地域型保育事業

少人数の単位で、主に満3歳未満の乳児・幼児を預かる事業のこと。家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つがある。

◇地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法に規定された子ども・子育て支援のために市町村が実施する事業。

◇通級による指導

通常の学級で学習しながら、通常の教育課程に加え、またはその一部に替えて個別的な特別支援教育を受ける制度のこと。

◇DX（ディーエックス）

デジタルトランスフォーメーションの略語で、デジタル技術の活用によって業務を変革し、価値を高める取組のこと。

◇特別支援教育

障がいのあるこどもの自立や社会参加に向け、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

◇特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

な行

◇認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを兼ね備えた施設。就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備えている。

は行

◇へき地保育所

児童福祉法に規定されている保育所を設置することが困難な地域に設置される小規模な保育所。知事が設置を認め、市町村が設置する。

◇保育所

児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設のこと。

- ・認可保育所：国、道が定める基準に適合し、道の認可を受けた定員20人以上の保育所。
- ・認可外保育所：上記以外の認可を受けていない保育所。

や行

◇幼稚園

学校教育法に定める、3～5歳児に対して小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校のこと。

◇要保護児童対策地域協議会

保護を必要とする子どもや、支援を必要とする子ども・妊婦・家庭への適切な支援を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う協議会のこと。

ら行

◇レスパイト

レスパイトは休息、息抜きという意味で、福祉の分野では、介護や子育てをしている人が支援を得ていつときの休養を得ることを言う。

◇療育

障がいや、発達上の心配のあるこどもに対し、作業療法、言語療法などの専門療法を行うなど、一人ひとりの特性に合わせて必要な支援を行うこと。

資料4 名寄市子ども・子育て会議委員名簿

任期 令和5年11月1日～令和8年10月31日

役職名	氏名	区分	所属等
会長	笹原 博幸	学識経験を有する者	主任児童委員
副会長	上西 靖子	保育関係者	どろんこ保育園
委員	傳馬 淳一郎	学識経験を有する者	名寄市立大学准教授
委員	尾谷 和久	子ども関係団体に属する者	心と手をつなぐ育成会
委員	大霜 竜紀	子ども関係団体に属する者	丘の上学園
委員	柴田 沙知	教育関係者	名寄カトリック幼稚園
委員	松本 敏朗	教育関係者	校長会
委員	白井 慶子	保育関係者	名寄大谷認定こども園
委員	成田 詩織	子どもの保護者	名寄地区
委員	杉野 かおる	子どもの保護者	風連地区
委員	橋本 学	子どもの保護者	智恵文地区
委員	前田 久枝	公募の市民	水泳教室キラリ実行委員会
委員	鈴木 きみ子	公募の市民	主任児童委員



第3期名寄市 子ども・子育て支援事業計画

発行：名寄市

編集：名寄市健康福祉部

子ども・高齢者支援室子ども未来課

〒096-8686 北海道名寄市大通南1丁目1番地

TEL：01654-3-2111 FAX：01654-9-2089

市ホームページ：<http://www.city.nayoro.lg.jp>

E-mail：nayoro@city.nayoro.lg.jp